

経済対策や医療施設・資機材の拡充、社会保障の拡充に貢献するための緊急円借款を2020年7月以降約6,300億円の円借款を事前通報、3,795億円の貸付契約を締結。

- 開発途上国におけるトップクラスの大学等と連携し、2020年度に開始したJICAチェアは、ブルガリア・ソフィア大学での講座を皮切りに、計49か国に展開した。日本の開発経験の共有を通じた知日派・親日派リーダーを育成した。

No.5-2 東南アジア・大洋州

(1) 東南アジア

- ASEAN共同体の構築に係る日・ASEAN首脳会議公約（5年間（2013-2017）で連結性強化、格差是正、防災、気候変動、平和と安定分野に2兆円規模の支援）に関し、2016年度までに2兆2,811億円を支援して公約の早期達成に寄与、2017年度までに2兆8,396億円を支援し、目標を大幅に上回る公約達成に寄与した（2017年度）。
- 2019年に締結された日ASEAN技術協力協定の下、2019年にASEAN首脳会議で採択された「インド太平洋に関するアセアン・アウトルック（AOIP）」の推進に資する研修事業10件を実施した（2020、2021年度）。
- ミャンマーについては、2021年2月1日に起きた政変を受け、暫定政権と民主派の衝突で治安が不安定化し、市民的不服従運動による医療崩壊で新型コロナウイルスの感染リスクも深刻化するなか、日本政府の方針に基づき、安全を第一としつつ様々な課題に対し、日本政府及び大使館、機構内関係部署等と緊密に連携し、柔軟に対応した（2020、2021年度）。

① インフラ整備を含む連結性の強化

- 東西経済回廊整備支援として、ベトナム、ラオス、タイ、ミャンマーをつなぐ陸の連結性強化に資する協力を実施した。例えば、海上輸送に依存するタイ、ミャンマー間の物流改善（約21日間必要な海上輸送を陸路で2日以内に短縮）を推進した（各年度）（2022年2月より実施開始）。南部経済回廊整備支援として、ベトナム、カンボジア、タイをつなぐ陸の連結性強化に資する協力を実施した。例えば、カンボジアの円借款「国道5号線改修事業（バタンバンーシソポン間）」が2021年10月に完工するとともに、同国道5号線上での交通安全対策の強化をすべく、同円借款の附帯プロジェクト「幹線道路における道路交通安全改善プロジェクト」を2021年6月に開始した。
- 海洋の連結性強化に資する協力を実施した。例えば、ミャンマーでは、ヤンゴンの港における日本の電子通関システムの導入を通じて、通関の簡易検査に要する時間の大幅短縮（2時間→1分以内）を実現したほか、円借款を通じて整備したティラワ地区港では、機構の側面支援を経て、本邦企業とミャンマー企業のコンソーシアムが運営を開始した。また、ベトナムでは、両国の戦略的パートナーシップの下、ラックフェン国際港が完工し、2018年5月開港した。フック前首相より謝意が表明された。同港は、2020年10月、沿岸技術を総合的に駆使したインフラシステム輸出の開発協力が認められ、公益財団法人日本土木学会から土木学会賞（技術賞）を受賞した。インドネシアでは、ジャカルタ首都圏東部に円借款でパティンバン港を建設中であり、2021年12月には日本企業が運営に参画する形で施設の一部である自動車ターミナルの本格

運営が開始した（2021年度）。「離島における水産セクター開発計画」（無償資金協力）で整備されている施設のうち、パプア州ビアク島の統合海洋水産センターの竣工式が2021年10月に行われた（2021年度）。カンボジアでは、円借款「シハヌークビル港新コンテナターミナル整備事業」のL/Aに2017年8月に調印するとともに、円借款「シハヌークビル港多目的ターミナル整備事業」により、2018年6月に同港の多目的ターミナルの供用が開始された。さらに、シハヌークビル港港湾公社の経営能力や円借款で整備した各種施設の運用能力の強化に係る技術協力を実施した（各年度）。

- タイでは、円借款でバンコクに建設した都市鉄道レッドラインが2021年8月にソフトオープンし、同年11月には正式開業及び商業運行が開始された。タイで2例目となる日本製の鉄道車両が採用されており、自動車から公共交通へのモーダルシフトの加速化等が期待される（2021年度）。
- 2016年度に締結（2021年度に更新）したタイ周辺諸国経済開発協力機構（NEDA: Neighboring Countries Economic Development Cooperation Agency）との連携協定に基づき定期協議を実施（2018年度、2019年度、2021年度）。カンボジアにおいては、円借款「国道5号線改修事業（スレアマアムーバタンバン間及びシソポンーポイペト間）」とNEDAの借款事業との連携により国境地域の連結性強化に貢献。
- ラオスでは、円借款を通じてビエンチャン国際空港を整備し、同国公共事業運輸大臣より「両国友好関係のシンボル」との高評価を得たほか、本邦企業が海外で取り組む初の空港ターミナル運営民営化事業として、必要な支援を実施した（2018年度）。
- フィリピンでは、円借款「南北通勤鉄道延伸事業」におけるADBとの協調融資を念頭に、合同進捗会議の定期開催、合同審査等を実施し、機構及びADBともに過去最大規模となる協調融資事業（約1.4兆円）に対するL/Aを調印した（2018年度）。また、マニラ首都圏の深刻な交通渋滞の緩和に資する事業として、「マニラ首都圏地下鉄事業（フェーズ1）（第二期）」のL/A調印、「首都圏鉄道（MRT）3号線改修事業」、「南北通勤鉄道事業（マロロス－ツツバン）」、「南北通勤鉄道延伸事業」の審査を実施した（2021年度）。
- インドネシアでは、円借款「ジャカルタ都市高速鉄道事業」を通じて、MRT(Mass Rapid Transit)南北線の運行が本格的に開始され、ラッシュ時のルバックブルスからブンデランHIまでの移動時間の大幅短縮（片道約1～1.5時間→約30分）に貢献した（2019年度）。
- ベトナムでは、「持続可能な運輸交通開発戦略にかかる情報収集・確認調査」を実施し、東西回廊を含むベトナム全土の運輸交通セクター開発計画の策定に情報をインプットした。また、ラオス・タイへのゲートウェイとなるダナン市では、同市が計画するリエンチュウ港周辺の内陸輸送網に関し「リエンチュウ港開発情報収集調査」を実施しPPPによるリエンチュウ港開発の課題や提言をまとめダナン市に提供するとともに、リエンチュウ港の後背地整備や交通渋滞緩和等を視野に入れた「ダナン市における持続的で強靱な都市開発に資する情報収集・確認調査」を2021年5月より開始した。
- 第二期国道・省道橋梁改修事業が2020年6月に完了、全国98橋梁の完成により社会経済の発展に貢献。ハノイ市環状3号線（マイジックータンロン南）区間が新型コロナウイルス禍でも状況を注視しつつ着実に工事を進捗させて2020年10月に完工。

② 生産性向上や技術革新を促す人材育成

- 産業人材育成に係る日・ASEAN首脳会議公約（3年間（2015-2017）で4万人規模の産業人材育成）に関し、2016年度までに48,678人の産業人材を育成して公約の早期達成に寄与、2017年度までに68,633人の人材を育成し、目標を大幅に上回る公約達成に寄与した（2017年度）。2018年の日・ASEAN首脳会議の公約（5年間（2018～2022）（産業人材育成協力イニシアティブ2.0）で8万人規模の産業人材育成）に関し、機構は2021年度末で115,646人の産業人材育成を実施した。
- 日・ASEAN首脳会議公約である産業人材育成イニシアティブの具体的施策の一つとして、タイ初の日本式高専設立等（タイ高専）を含む円借款事業を開始し、2020年度まで2校が開校した。また、1年次からの日本の高専への留学支援に加え、2021年度にはタイ高専から日本の高専への3年次編入の支援も開始し、日本の高専制度の海外展開にも寄与した（2019、2020、2021年度）。
- ベトナムでは、ベトナム日本人材開発インスティテュート（VJCC）や日越大学への教育・運営等に関する協力を介し、日本の知見・経験を有する高度産業人材の育成に貢献した（2017-2021年度）。
- インドネシアでは、円借款「高等人材開発事業（IV）」において、中央政府・地方政府の行政官育成を支援し、事業開始後2014-2021年度で697名の行政官が日本に留学した。
- マレーシアでは、2015年に日馬政府間で合意された「東方政策2.0」に基づく人材育成としてマレーシア政府とコストシエアの研修を数多く実施し、2016-2021年の5年間で計578名のマレーシア行政官の受入を行った（2021年度はオンライン研修）。また、日本式工学教育を取り入れ、高い生産性と競争性を有する人材育成を行うために設立されたマレーシア日本国際工科院が2011年の開学から10周年を迎えた。同大学では2021年までに学部1,100名、大学院486名が卒業しており、卒業生の就職率はほぼ100%、多くが日系企業に就職し日本を含めた世界で活躍している。
- カンボジアでは、技術協力「産業界のニーズに応えるための職業訓練の質向上プロジェクト」を通じて、プノンペンの3つの職業訓練校に対して、カンボジアの職業訓練分野で最も大きなシェアを占める電機分野のカリキュラム改善や指導員の技能向上を支援した（2015-2021年度）。「カンボジア日本人材開発センター起業家育成・ビジネス交流拠点機能拡充プロジェクト」を通じて、日本センター（CJCC）の産業人材育成、及び起業家育成・ネットワーク強化を図った（2019-2021年度）。

③ 平和で安全な社会の構築

- テロ対策強化等に係る日・ASEAN首脳会議公約（3年間（2016-2018）で総合的なテロ対策強化策に係る450億円規模の支援及び2,000人の人材育成）に関し、日本は約800億円の支援及び2,653人の人材育成を実施し、そのうち、機構は約756億円の支援及び1,299人の人材育成を実施し、目標を大幅に上回る公約達成に寄与した（2017、2018年度）。
- 海上保安分野の人材育成に係る日・ASEAN首脳会議公約（3年間（2016-2018）で1,000人規模の海上保安分野の人材育成）に関し、2018年度までに1,070人の人材を育成し、公約達成に寄与した（2017、2018年度）。インドネシアでは、「海上保安機構能力向上」（国別研修）において、日本の海上保安庁等によるオンライン研修を実施し、約400名が参加した（2021年度）。マ

レーシアでは、「海上法令執行庁教育訓練能力向上及び地域連携強化プロジェクト」を実施し、マレーシア海上法令執行庁（MMEA）の人材育成・組織強化の支援を行った（2018～2021年度）。また、2021年3月からは「マレーシア海上法令執行庁海上保安アドバイザー」を派遣し、同専門家の支援により、海上保安庁等との協力によるオンライン研修や日米豪海上保安機関合同ワークショップを実施した（2021年度）。ベトナムでも「ベトナム海上警察の能力強化」（国別研修）で海上法執行能力強化のオンライン研修を実施した（2020年度）。将来、ASEAN諸国での政策決定への関与が期待される幹部候補の行政官を対象とする留学制度を活用した人材育成プログラムを新設した（2017年度）。

- ベトナムでは、日越首脳会談（2017年）の共同声明を踏まえ、2019年度から5年間で500人の幹部候補の行政官を育成する技術協力を実施した。この規模の大型人材育成は機構初であり、2020年度には、本邦研修参加者（副大臣・局長・次長・課長・課長補佐級等計104人）から中央省庁の副大臣や地方省の党書記等に昇格する研修生を輩出、同国との関係強化に大きく寄与（2019、2020年度）。また、2021年発足の新政権では、上記本邦研修参加者中央省庁の副大臣や地方省の党書記等に昇格する元研修生も生まれた（機構が行った研修への参加者が現政権閣僚27名中10名、地方省党書記へ10名が登用された）（※「ホーチミン国家政治学院（HCMA）及び行政学院（NAPA）公務員研修実施能力強化支援プロジェクト」（2013-2016）参加者も含む）。
- 日本の開発経験を共有する日本研究講座設立支援事業（JICAチェア）として、タイ、ベトナム、フィリピン、インドネシア、マレーシア、カンボジア、ラオスで特別講義やオンラインセミナーの開催、ビデオ教材の送付等を実施した（2020、2021年度）。ベトナムでは、日本財団「図書寄贈事業」寄贈式典開催に合わせてJICAチェア特別講義として「アジアにおける日本の立ち位置の変化について」の講義を実施した。インドネシアでは、国立インドネシア大学において、2021年9月～12月に単位付与のある正規講義としてJICAチェアが実施された（2021年度）。
- 日ASEAN技術協力協定の署名（2019年5月）を踏まえ、同協定の下、サイバーセキュリティ対策強化研修を実施した（2019、2020年度）。
- 海賊行為、密漁及び違法な取引が起きている海域に対する資金協力を通じて巡視艇を供与した（フィリピンに7隻を供与したほか、ベトナムへの6隻の供与に向けたコンサルタント調達手続き着手済み）。また、各国の海上保安組織への技術協力を行った（各年度）。
- フィリピンでは、「No.3-2 平和と安定、安全の確保」記載のとおり、ミンダナオ和平に資する協力を実施し、両国間の信頼関係の強化に大きく貢献した（各年度）。
- ミャンマーでは、マネーロンダリングの「監視対象国」である一方、国際社会から孤立せず、また海外からの投資への悪影響が及ばないよう、長年かけて構築した信頼関係を基に政策対話を通じて働きかけた結果、マネーロンダリング対策に向けた省庁横断委員会の設置や法令等の整備が進捗し、国際社会から前向きな評価を得た（2019年度）。
- スポーツを通じた平和構築支援を実施した。例えば、インドネシアでは、中部スラウェシ州震災1周年に、Jリーグと連携した復興支援イベントを開催した。ミャンマーのラカイン州では、宗教や民族を超えた混成チームによるスポーツイベントを開催、12万人を超える観客が集まり、対象地域住民の社会的結束の促進に貢献した（2019年度）。また、フィリピンでは、ミンダナオの青少年育成を目的として読売巨人軍と野球教室を開催した（2019～2021年度）。ラオスでは、平和の祭典、東京オリンピック・パラリンピックへのラオス代表選手5名全員が、青年海外

協力隊（オリンピック選手4名）及び草の根技術協力（パラリンピック選手1名）を通じて技術指導を受けた。

- 「21世紀のための日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム（JSPP21:Japan-Singapore Partnership Programme for the 21st Century）」では、ASEAN、大洋州及び南アジア諸国の関係者に「海上安全管理」に係るオンライン研修をオンラインにて実施した（各年度）。
- ミャンマーでは、資金協力や技術協力を通じ、ラカイン州も含めた貧困率の高い州・地域全体の底上げのため、道路・橋梁、電力等の基礎インフラの新設・改修とともに、学校建設を支援した（各年度）。

④ 防災、気候変動、感染症等の地域の共通課題への取組

- 「第30回ASEAN首脳会議」及び「第20回日ASEAN首脳会議」の議長声明で、機構の技術協力を通じた災害医療人材の能力強化と域内ネットワーク形成の重要性が言及され、協力内容がASEAN各国の首脳に高く評価された（2017年度）。
- 日・ASEAN首脳会議公約である健康イニシアティブ（5年間（2014-2018）で8,000人規模の保険分野の人材育成）に関し、2016年度までに公約の早期達成に寄与、2018年度までに35,987人の人材を育成し、目標を大幅に上回る公約達成に寄与した（2017、2018年度）。
- ベトナム、ラオス、カンボジアでは、「No.4-3 自然環境保全」に記載のとおり、パリ協定の重要な柱の一つである「森林減少・劣化に由来する温室効果ガスの排出削減（REDD+）」への取組を実施した（2018、2019年度）。ラオスに関しては2020、2021年度も引き続き技術協力「持続可能な森林管理及びREDD+支援プロジェクト」を通じて「森林減少・劣化に由来する温室効果ガスの排出削減（REDD+）」への取組を実施した。
- カンボジアでは、SATREPS「トンレサップ湖における環境保全基盤の構築」のカウンターパートであるカンボジア工科大学の研究者が、世界湖沼会議に論文を投稿した結果、論文表彰を受け、開会式の代表スピーチも務めた（2018年度）。
- 日本とインドネシアとの国交樹立60周年を機に、パンフレット「インドネシアに対する日本の協力の足跡」の発刊、「日インドネシア開発協力シンポジウム」のインドネシアとの共催、両国関係者の寄稿集公開等を通じ、両国間の更なる信頼醸成に貢献した。また、2018年9月の中部スラウェシ州で発生した地震及び津波に対し、国際緊急援助を迅速に行い、日本の知見を活用した復興計画策定に合意した。その後、同復興計画に基づいたインドネシア政府による各種復興計画の策定及び復興事業の実施支援を技術協力で行い、インフラ復興支援（無償資金協力、円借款）も行うなど、よりよい復興（Build Back Better）に向けた総合的な協力を実施した（2018-2021年度）。加えて、中長期的な災害対策強化の観点から、円借款「災害に対する強靱化促進・管理プログラム・ローン」を二期にわたり供与した（第一期：2020年2月L/A調印、第二期：2021年3月L/A調印）。また、フィリピンにおいては、ビサヤ地方を中心とした広い地域を襲った台風被害に対し、国際援助供与物資を迅速に行い、同地域復興に貢献した（2021年度）。
- タイの洞窟で発生した遭難事故に関し、衛星データを活用したレーダー地形図の提供や、過去に日本からタイに供与された日本製ポンプ車の現地派遣等、日本チームで一丸となってタイ政府の捜索・救助活動を支援した結果、機構関係者3人が、国王ラーマ10世より国家勲章を受章した（2018年）。

- サイバーセキュリティ犯罪への対処能力を強化するための協力をベトナム、ミャンマーをはじめASEAN各国において推進した（2020年度）。インドネシアでは、国立インドネシア大学でプロフェッショナル（実務者）向けサイバーセキュリティ教育システムを立ち上げるための協力を開始した（2019年度）。
- ベトナムにおけるREDD+に関する5年半にわたる技術協力の成果取りまとめとして、協力の主要テーマごとに、マニュアルやグッドプラクティス事例集を英語及びベトナム語で作成し、WEB等で公開した。加えて、「ベトナム北部山岳地域のフラッシュフラッドと地滑りによる被害の対処・最小化のための能力強化プロジェクト」を開始した（2021年度）。
- 東ティモールでは、2021年4月に発生した大規模な洪水によって被災した各種インフラを迅速に復旧させるため無償資金協力「洪水被災インフラ緊急復旧計画」（包括方式）を形成し、9月より現地調査を開始。また、災害への備えを図る無償資金協力「防災機材整備計画」を形成した（2021年度）。
- 東ティモールでは、気候変動に関する国際連合枠組条約（UNFCCC）に基づき設立されたGCFとの機構初の連携案件「重点流域における森林減少抑制及び気候変動強靱化のためのランドスケープ管理能力強化プロジェクト」を形成した（2020、2021年度）。

⑤ 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- インドネシア、カンボジア、ミャンマー、フィリピン（新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款（フェーズ1））では、アジア開発銀行との協調融資による財政支援を通じて、各国政府の新型コロナウイルス感染症への対応に協力した。また、ミャンマー、フィリピン（災害復旧スタンドバイ借款（フェーズ2））、タイでは、各国政府の経済対策や資金需要への支援を目的とした円借款を供与した（2020、2021年度）。
- タイでは、新型コロナ対策のための技術協力プロジェクトを新たに3件開始するとともに、検疫・国境管理体制強化等を目的とした包括方式による無償資金協力を形成した。また、国境付近移民キャンプでの検疫体制強化や、特別支援が必要な子ども・親へのコロナ禍における支援強化、学校での新型コロナ予防教育強化を目的とした現地リソース活用型事業（Community Empowerment Program）を実施した。さらに、コロナ禍における子どもの精神面を気遣うためのアドバイスを描いたイラスト（井上きみどり氏作）を機構タイ事務所がタイ語訳してSNSで発信し、在京タイ大使館の協力も得て、タイ現地及び日本国内での啓発活動に貢献した。同作は、タイにおける発信を契機に、各国海外拠点及び日本大使館を通じて現在37か国で翻訳され、活用された（2020、2021年度）。
- カンボジアでは、感染拡大防止、被影響世帯・企業の救済策、経済復興策、将来の経済危機に備えた強靱性強化の対応のため「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款（フェーズ2）」（円借款）を供与した。また、新型コロナワクチン接種のための保管・搬送体制の強化や検査・診断能力を強化する、「新型コロナウイルス対策能力向上プロジェクト」や、上水道未整備地域に対する安全な水にかかる啓発活動や給水管の敷設を通じ、当該地域の衛生環境の改善を目指す、「新型コロナウイルス感染症予防のための水・衛生改善プロジェクト」（技術協力プロジェクト）のR/Dを締結した。加えて、無償資金協力を通じシェムリアップ州病院及び同州の下位病院（4病院）の施設、医療機材の整備を支援した。また、「JICA世界保健医療イニシアティブ」を背景に、カンボジアの複数の州病院を対象としてより高度な医療の提供を可能とし、

地域中核病院に格上げすることを目的として「保健施設・医療機材整備及び保健医療人材育成にかかる情報収集・確認調査」を開始した（2020、2021年度）。

- ラオスでは、新型コロナウイルスワクチン接種のための準備・実施体制と国立・県立研究所のPCR検査能力の強化を行うことにより、新型コロナウイルスに係る予防接種体制及び検査能力の向上を目的として「新型コロナウイルスに係る感染症対策プロジェクト」のR/Dを締結した。また、実施中の技術協力プロジェクト「持続可能な都市交通システム能力向上プロジェクト」（2018年12月～2023年12月）を通じ、首都ビエンチャンで唯一の公共交通を運営するビエンチャンバス公社に対し、感染症予防のため、2021年度に手袋、マスク、アルコール、防護服を供与した。さらに、実施中の技術協力プロジェクト「ルアンパバーン世界遺産の持続可能な管理保全能力向上プロジェクト」を通じ、ルアンパバーン県及び市のCOVID-19対策委員会に対し、新型コロナ対策として除菌アルコールジェル、フェイスシールド、非N95マスクを供与した。加えて、実施中の技術協力プロジェクト「持続可能な保健人材開発・質保証制度整備プロジェクト」を通じ、チャンパサック県に対し、新型コロナ対策として酸素調整器、酸素ボンベ、パルスオキシメーター、酸素フロー調整器等を供与した。また、同プロジェクトを通じ、新型コロナワクチン保管用のコールドルームの調達手続きを進めた（2020、2021年度）。
- ミャンマーでは、新型コロナによる工事の進捗や契約上の対応に係る混乱への対応として、技術協力プロジェクトの専門家による「契約解釈セミナー」をオンラインで実施し、国際コンサルティング・エンジニア連盟（FIDIC）の契約約款をベースに契約解釈の方法・生じ得る問題点・取るべき対応について、典型的な事例を用いてミャンマー政府向けに解説を行った。また、フィリピンでは、新型コロナによる工事の停滞を解決するため、情報収集・確認調査を通じデジタル技術を用いた遠隔での設計・施工方法について実施機関向けに提言を行った。また、「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援計画」及び「新型コロナウイルスワクチンコールドチェーンおよびロジスティクス支援プロジェクト」を通じて、新型コロナウイルス感染症ワクチンに係るコールドチェーン体制及びロジスティクス管理能力の強化に取り組んでいる。このほか、フォローアップ協力（課題別研修「病院経営」）を通じて、Philippines General Hospitalへ必要な資機材を供与したほか、「フィリピンにおける狂犬病排除に向けたワンヘルス・アプローチ予防・治療ネットワーク強化プロジェクト」及び「科学的根拠に基づく薬物依存症治療プログラム導入プロジェクト」を通じて、新型コロナウイルス対策資機材の供与を進めている（2021年度）。
- ベトナムでは、既往技術協力を活用し新型コロナウイルス感染症に関する予防・診断・治療資機材を供与した。また、中部の拠点病院として同感染症を重点的に対応しているフエ中央病院を対象に、医療機材整備や医療機材管理の人材育成を行うべく、新たな技術協力を立ち上げた。加えて、当国感染症サーベイランス体制の中核である国立衛生疫学研究所（NIHE）を対象に、遺伝子検査・免疫学調査に係る機材調達を目的とした無償資金協力（包括方式）を形成中。
- ASEAN共同体では、2020年の日ASEAN首脳会議にてASEAN地域における感染症対策能力の強化のため日本政府が「ASEAN感染症対策センター」の設立支援を表明したことを受けて、機構はその一環で国別研修「ASEAN感染症対策センターにおける公衆衛生危機管理」を、公衆衛生危機や新型コロナウイルスを含む新興感染症に対する技術や知識を身につけることを目的として、ASEAN各国の公衆衛生担当者やASEAN事務局の職員23名の研修員に対して遠隔にて実施し、日本とASEAN域内ネットワークの構築にも寄与した。

- インドネシアでは、既往技術協力を活用し新型コロナウイルス感染症に関する予防・診断・治療資機材を供与した。特に、2021年7月以降のデルタ株の流行において、インドネシア政府からの緊急要請に応え、酸素濃縮器400台の調達・供与を実施。本邦調達ながら正式要請から約5週間という早さで現地への搬入（8月末に200台、9月末に200台）を実現。また、大学病院を対象に、ICUの機能や医療ICTの強化支援を目的に技術協力「新型コロナウイルス感染症流行下における遠隔技術を活用した集中治療能力強化プロジェクト」を2021年9月に開始。
- ワクチン接種促進を支援するため、コールドチェーン等の整備を行う技術協力をインドネシア（新型コロナウイルス及びその他感染症ワクチン管理能力強化プロジェクト）、マレーシア（新型コロナウイルス対策ワクチン流通体制強化計画）で実施（2021年度）。東ティモールでは、新型コロナ対策のための技術協力プロジェクトを新たに3件形成し、現地調達を行い、大部分を供与済み。

⑥ 事業上の課題及び次期中期目標期間に向けた対応方針

- 東南アジアでは、2021年4月以降に徐々に専門家等の渡航再開を進めていたが、変異株出現による感染の再拡大や各国の水際対策強化の影響により2021年12月以降に渡航再開のペースが鈍化したため、オンラインによる対応を継続した。2022年3月以降は、ワクチン接種の普及による感染のピークアウトや水際対策の緩和が進みつつあるため、渡航再開を引き続き促進する。
- 新型コロナウイルスの感染拡大に加え、商品価格の上昇、インフレ等の影響により多くの国で経済成長が鈍化することが予想されるため、マクロ経済状況及び雇用・失業やそれに付随する社会状況等に注視しつつ、各国の開発ニーズを踏まえた協力を引き続き実施する。

(2) 大洋州

- 第7回太平洋・島サミット（PALM7: The Seventh Pacific Islands Leaders Meeting）の公約（3年間（2015-2017）で550億円以上の支援、日本全体として4,000人以上の人材育成・交流）に関し、2017年1月の中間閣僚会合までに550億円を支援して公約の早期達成に寄与、2017年度までに723.22億円の支援、3,775人の人材育成・交流を実施し、公約達成に寄与した（2017年度）。
- PALM8の公約（3年間（2018-2020）で日本全体として5,000人以上の人材育成・交流）に関し、機構はその三分の二以上を占める計3,358人の人材育成及び437人の人的交流を実施し、公約達成に寄与した（2021年度）。
- 大洋州各国の開発を担う将来の幹部候補人材の育成に向けた「太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム（Pacific-LEADS）」及び後継の「SDGsグローバルリーダーコース」を実施し、計166人の留学生を受け入れた（2016～2020年度）。2021年度は初めて学部生を2名受け入れた。政府関係機関や民間企業でインターンシップも実施し、留学生・受入機関の双方の学びにつながった（2021年度）。
- パプアニューギニアでは、パプアニューギニア総合大学において太平洋島嶼国で初めてのJICAチャエアが開始された（2021年度）。
- パラオでは、パラオ拠点開設20周年を受け、パラオ国議会から過去の機構の貢献に対する感謝状が授与・発出された。また、同国初のPPP事業（双日㈱、日本空港ビルデング㈱が海外の空港運営事業に初めて参画）かつ機構にとって大洋州地域初の海外投融資として、パラオ「国際空港ターミナル拡張・運営事業」のL/Aに調印した。パラオ独立25周年の調印で、パラオと日本のパートナーシッ

プを象徴する事業となった（2017、2019年度）。さらにパラオ支所の事務所化を行い、コロナ禍の渡航が厳しいなか、初代事務所長等の派遣を無事実現させた（2020年度）。

① 自然災害や気候変動等ぜい弱性への対応

- ハイブリッドアイランド構想の具現化に向けて、ハイブリッド発電システム導入に係る広域事業、ソロモン首都圏での2030年の再生可能エネルギー100%達成に向けたロードマップ策定支援、パプアニューギニアでの下水道整備、トンガでの全国早期警報システム導入等に向けた協力を実施した（2017-2021年度）。
- 自然災害に極めてぜい弱な太平洋島嶼国への気候変動対策として、太平洋地域環境計画事務局（SPREP）に対する無償資金協力・技術協力を通じて、太平洋気候変動センターの整備、気候変動分野の人材育成を実施した（2019-2021年度）。
- 再生可能エネルギーを積極的に導入する方針を定めている太平洋島嶼国の取組を後押しするため、フィジーを拠点にキリバス、ツバル、マーシャル、ミクロネシアを対象に、技術協力プロジェクトを通じて太陽光や水力等による発電とディーゼル発電の最適運用に関する能力強化を支援した（2020、2021年度）。
- フィジーでは約20年ぶりになる円借款事業として、災害復旧スタンドバイ借款の供与を行い、その後に発生した2回のサイクロン被害の際に迅速なディスバースが可能となった（2019、2020年度）。
- トンガで発生した火山噴火・津波の被害に対し、政府による緊急援助物資供与の決定を受け、機構は自衛隊と連携することにより自衛隊の航空機・輸送艦を使用し緊急援助物資を迅速に届けた（2021年度）。

② 水不足や廃棄物処理を含む近代化に伴う環境問題への対応

- 大洋州9か国を対象に、廃棄物管理の改善に資する人材育成を実施した（2019年度）。

③ 複雑化する海洋問題等への対応

- 船舶安全、海上犯罪取締り、違法・無報告・無規制（IUU）漁業の抑止、資源管理型漁業の推進等の研修を実施した（2018～2021年度）。
- 大洋州島嶼国における海上安全・保安に係る基礎情報収集・確認調査を実施し、海事訓練施設の強化、海図作成支援等、具体的な案件の形成に取り組んだ。また、日米連携によるIUU漁業対策研修を横浜やオンラインで実施した（2018、2020～21年度）。

④ 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- パプアニューギニア、フィジー、ソロモンにおいて、コロナ禍の影響による保健医療体制強化及び経済対策として緊急財政支援を実施した。また、新型コロナウイルスへの対応強化として保健医療機材等を供与した。渡航に制約があるなか、対象病院を遠隔ICU通信システムで結び患者治療能力の強化支援を遠隔で行う技術協力をパラオ、トンガで実施、フィジーで形成した。サモアにおいて、保健医療人材の育成に資する国立大学の整備に係る調査を実施した。ソロモンにおいて病院整備の調査を開始した。

⑤ 事業上の課題及び次期中期目標期間に向けた対応方針

- コロナ禍の影響により、太平洋島嶼国は水際対策を強化しており、人の移動に制限があるため、各事業をオンライン等で工夫して進捗しているものの、対面にて協力を実施するほうが効果的・効率的であるケースもある。大洋州島嶼国への人の往来がコロナ禍以前のように戻るまでは、引き続き、与えられた条件下で、最大限の開発効果を発現するように努める。
- 次期中期目標期間は、第9回及び第10回の太平洋島サミット（PALM9及びPALM10）の対象期間であり、日本政府の協力方針及び太平洋島嶼国側の開発方針に沿って、他ドナーとの連携を一層強化した取組を進める。

No.5-3 南アジア

- インドでは、2014年首脳会談時の「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップのための東京宣言」（今後5年間で官民合わせて約3.5兆円の対印投融資等）への貢献に取り組み、2018年度には過去最高規模の5,374億円の新規円借款を供与、2021年度には気候変動対策関連の新規円借款を形成し、インド政府がCOP26で宣言した2070年カーボンニュートラル達成を目指す計画に貢献する等、日印両国の関係深化に大きく貢献した（各年度）。
- バングラデシュでは、「日バングラデシュ包括的パートナーシップ」の公約（2014年から4-5年で6,000億円の主に円借款による協力）を推進し、2017年6月の38次円借款の合意で承諾額が計6,060億円となり、目標値を上回る支援を実現した。また、2020年度には、対バングラデシュ支援で過去最高の3,732億円の新規円借款供与を実現し、日本とバングラデシュ両国の関係強化に大きく貢献した（各年度）。

(1) 経済発展基盤の構築、連結性強化

- インドでは、高速鉄道建設事業、貨物専用鉄道建設事業、主要都市を中心とした地下鉄、道路、上下水道、電力インフラの建設事業等を実施した。特に、北東部地域においては、域内外及びバングラデシュ等周辺国との国際回廊計画の一部を担う複数の道路・橋梁事業に関し、その戦略的重要性に鑑みて最大限の迅速化を図りつつ案件形成した（各年度）。特に、都市鉄道網整備においては、女性の社会進出の拡大、人々の行動様式や思想にまで変革をもたらした「質の高いインフラ整備事業」として高く評価され、土木学会技術賞（IIグループ）を受賞した（2021年度）。
- バングラデシュでは、ダッカ都市鉄道事業、マタバリ港開発事業、経済特区開発事業等を実施した。特に、機構初の取組となるEBF（Equity Back Finance）の貸付等を通じて、同国で初めてとなる日系企業をターゲットとした経済特区開発を推進した（各年度）。
- スリランカでは、ケラニ河新橋建設事業等を実施し、主要幹線道路からコロンボ市内へ通じる要衝部を改善した（各年度）。ケラニ河新橋では、鋼箱桁構造・エクストラドーズド橋という日本の先進技術がスリランカ初の工法として採用された。また、キャンディ市下水道整備事業では、プロペラ型OD（オキシデーションディッチシステム）法という日本の先進技術が採用された（2021年度）。
- パキスタンで実施した東西道路改修事業（国道70号線）では、日本の技術である鋼栈橋工法を用いて難工事を完遂し、コンテナ車の通行が可能となったことで、パキスタンとアフガニスタンやイ

ランとの物流活性化に貢献した。また、同貢献が高く評価され、土木学会技術賞（IIグループ）を受賞した（2020年度）。

- アフガニスタンでは、機構の長年にわたる都市開発に係る支援に対して、同国で文民対象の勲章として二番目に高いものとなるGhazi Meer Masjidi Khan勲章が授与され、叙勲式では、ガニ大統領（当時）から直接謝意が伝えられた（2018年度）。
- ブータンでは、労災事故の防止に向けた機構ブータン事務所主導の各種取組を通じて、同国政府による「工事安全フォーラム」の企画・主催、労働人材省及びブータン建設業界間の工事安全に係る取組強化に向けた覚書の締結等が実現し、経済基盤構築の前提となる土台づくりに貢献した（2019年度）。

(2) 平和と安定、安全の確保

- ネパールでは、選挙支援、法曹人材育成、行政能力強化等民主化プロセスの促進のための長年の支援が実り、2018年8月に民法が施行された。また、20年ぶりの地方選挙及びネパール初めてとなる州選挙、連邦議会選挙の円滑な実施に貢献した（2017、2018年度）。
- アフガニスタンでは、国連開発計画（UNDP）及びトルコ政府と連携した女性警官育成研修プログラムを実施し、661人の人材育成に貢献した。また、アフガニスタン未来への架け橋・中核人材育成（PEACE : Project for the Promotion and Enhancement of the Afghan Capacity for Effective Development）プログラムを通じて、258人を日本に受け入れた（各年度）。
- バングラデシュでは、空港セキュリティ強化や警察の警備能力強化に向けた技術協力を実施した。また、ミャンマー・ラカイン州からの避難民キャンプでは、IOM等とも連携の上、技術協力における地下水賦存量調査の結果や、無償資金協力で供与した井戸掘削機も活用しつつ、避難民キャンプ内で最大規模となる給水施設を完成させた（各年度）。さらに、ホストコミュニティ支援も開始し、漁業従事者の生計向上や、国際機関やNGOとも連携した女性・女兒への暴力に係る協議を実施した（2021年度）。
- パキスタンでは、アフガニスタン国境地域の安定に資するべく計6件のプロジェクトを実施した。邦人の治安上国境地域への渡航が困難ななか、ローカルリソースの活用や国際機関との連携を通じ、事業を展開した（各年度）。

(3) 基礎生活分野の改善

- インドでは農村部の女性や社会的弱者を含む地域住民の生計向上等に資する森林自然環境保全支援事業や農業・農村開発支援事業等の分野で複数の案件を形成・実施した。また、住民の生活基盤の整備として、公的医療機関の設立事業や非感染症対策体制強化等を通じ保健分野支援を実施したほか、複数の給水事業を実施した。特に、保守的規範の強いインドのラジャスタン州においては、円借款事業をてこに、女性農家の水利組合員資格取得を認めるための関連法規の改正に向けた働きかけを2016年から継続して行った結果、全ての州法改正が2018年度に実現した（各年度）。その他、インドにおけるSDGs推進のための政策を直接的に支援するためのプログラム・ローンを形成、貸付契約を調印できた（2018年度）。
- バングラデシュでは、SHEPの概念を活用したマルチステークホルダー連携による小規模園芸農家支援や、農業・食品加工企業向けの譲許的融資及び能力強化を通じたフードバリューチェーンの改善とともに、食品加工・食品安全管理等に係る支援を実施した（2020年度）。

- スリランカでは、非感染症対策を支援する保健医療サービス改善、インクルーシブ教育の推進、農業生産工程管理の推進や酪農開発に係る協力を実施した（各年度）。また、SHEPの概念を活用し、現地民間企業と連携したサプライチェーンの改善に向けた技術協力を開始した（2020年度）。
- パキスタンでは貧困地域の生計向上に資する畜産案件、連邦直轄部族地域における生計回復計画支援に係る無償資金協力（FAO連携）やノンフォーマルを含む教育分野全体への支援を実施した（各年度）。また、FAOと連携し実施中の技術協力プロジェクトを通じバロチスタン州のサバクトビバッタ被害を受けた小規模農家の生計向上も支援し、人々の食料安全保障の確保に貢献した（2020年度）。
- ネパールでは「万人のための教育」プログラム（財政支援、教育アドバイザー派遣、小学校運営改善）等を実施した（各年度）。小学校運営改善モデルが評価され、他ドナーが拠出した資金も使って普及が進められた。
- ブータンでは、農業機械化を推進する無償資金協力や灌漑整備の能力向上を図る技術協力を実施した。また、デジタルファブリケーションを通じて社会問題を解決することを目的とする技術協力を実施した（各年度）。
- アフガニスタンでは、これまでペシャワール会と連携し行ってきたコミュニティ灌漑を全国規模に広げるべく、ガイドラインを作成した（2021年度）。

(4) 気候変動や防災等の地球規模課題への対応

- ネパールでは、技術協力・円借款・無償資金協力一体で、住宅や学校病院等のインフラ再建を支援し、住宅復興では、コミュニティによる復興モデルを導入することで、他ドナーの対象地域で復興が遅延するなか、機構の対象地域では約9割の住宅が完工した。完工式典では、機構の復興モデルがネパール政府等から高く評価されるとともに（2020年度）、他ドナーによる支援地域でも活用されるに至った。また、防災対応力の強化や建築物の耐震性向上に向けた技術協力を開始した。
- スリランカでは、仙台防災枠組に基づく防災ロードマップ作成を行ったほか、土砂災害対策や、コロンボ都市圏の洪水対策に関する技術協力を開始した（2018年度）。また、エネルギー安全保障・経済性・環境のバランスを重視する2040年を目標年とする「電力マスタープラン」を策定（2017年度）するとともに、同マスタープランの実現に向け、再エネの出力変動予測と抑制・管理、配電部門の信頼度の向上など再エネ導入量増加に向けた関係機関の能力強化を開始した（2020、2021年度）。
- パキスタンでは洪水対策のため早期予警報システム拡充に向けた気象レーダー網整備に係る無償資金協力を実施し、全土のレーダー網の構築につながった（2018、2020、2021年度）。
- モルディブでは、環境配慮・気候変動対策分野での沖縄県のリソース活用に向けた調査を実施した（2020年度）。また、GCF事業の受託を決定するとともに、同事業との相乗効果を狙う技術協力プロジェクトも開始した（2021年度）。

(5) その他戦略的な取組

- バングラデシュでは、「日本市場をターゲットとしたICT人材育成プロジェクト」を通じICT人材の研修プログラムを実施した。265人が研修を修了し、186人が本邦IT企業に就職した。特に、宮崎市では、宮崎市、宮崎大学、地元の民間IT企業が本研修プログラムと連携し若手ICT人材の受入を推進、バングラデシュの高度ICT人材が安定的に勤務していることを理由に、東京のICT企業2社の

誘致にも成功、地方の活性化にも大きく貢献している（各年度）。

- インドでは、長年にわたって構築したヒマーチャル・プラデシュ州政府との信頼関係を基に、高付加価値農作物の導入を通じた農村の貧困解消に向けて、機構主導で同州と宮城県のヤッツ・コーポレーション(株)との連携を促進した。その結果、円借款のなかで、ヤッツ・コーポレーション(株)から機材調達・専門家派遣を行うことが決定し、日本企業の海外ビジネス展開と開発課題への貢献を推進した（2018年度）。
- ネパール及びインドで、日本で留学や就労などの経験を積んで帰国する人材の活用方策の検討に着手した（2020年度）。
- アフガニスタンでは、2021年8月15日以降の情勢下でも、人道支援（シェルター・保健・水・衛生・食料・農業・教育等の幅広い基本的人道ニーズへの支援を含む）は実施するとの日本政府方針を踏まえ、WHO、UNICEF、FAO、UNDPと計8件の国際機関連携方式による無償資金協力案件を継続実施し、人道・経済危機が懸念される人々の人間の安全保障確保に貢献した（2021年度）。
- モルディブでは環境分野、パキスタンではICT分野の本邦企業海外進出を促進するため、オンラインによるセミナーやマッチングイベントを実施した（2021年度）。
- モルディブでは、コロナ禍のような外的ショックに対する強靱性を高める観光復興計画（案）を策定するために国連世界観光機関（UNWTO）の知見を活用した調査を開始した（2021年度）。
- 行政を担う人材育成を行うJDS（無償資金協力）や「SDGsグローバルリーダーコース」を活用し、在外拠点も含めた交流プログラム等によりネットワークの強化に取り組んだ。さらに、JICAチェア）を、ブータン、パキスタン、スリランカ、バングラデシュで開催、モルディブでもJICAチェア本格開催にむけた導入セミナーを開催するなど、南アジア地域内の親日・知日派グループの形成に貢献した（2021年度）。

(6) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- インド、バングラデシュ、モルディブに対し「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款」を実施し、経済対策並びに医療施設・資機材の拡充及び社会保障の拡充に貢献した。また、南アジア地域各国では、既往の案件の枠組みを柔軟に活用して防疫用資機材や検査用資機材等の迅速な供与・啓発活動や、現地のNGOと連携した迅速な支援を促進すべく、Community Empowerment Programme（CEP）を開始した。バングラデシュに対しては、「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款（フェーズ2）」を実施、他の技術協力と連携した政策アクションを設定し、AFD（フランス開発庁）が相乗りする形で案件を形成し協調融資を行うなど、更なるドナー資金動員を成功させた先導的事例となった（2020、2021年度）。
- インドでは2021年4月からの急激な感染拡大により医療用酸素不足が深刻化する状況に迅速に対応し、酸素濃縮器300台の緊急援助物資供与を実施した（2021年度）。
- ブータンでは、CEPを通じて、ドメスティック・バイオレンス（DV）被害女性等社会的ぜい弱層、医療従事者、学校等を対象に新型コロナウイルス感染症対策のための資材供与や啓発活動を実施した（2020年度）。
- パキスタンでは、機構の支援の成果を活用し、新型コロナの影響で学校に行けなくなった子どもの教育の遅れに対応するための補習教材を作成すると共に、一時休校していた学校の再開支援を実施した（2020、2021年度）。
- ネパールでは、2021年度に6年ぶりの新規円借款を形成し、新型コロナウイルス感染拡大で顕在化

した国内産業基盤や公共財政管理等経済及び財政における構造的ぜい弱性及び貧困層・ぜい弱層の保護等の課題に対し財政支援を行った（2021年度）。

(7) 事業上の課題及び次期中期目標期間に向けた対応方針

南アジア地域では、政権崩壊・交代に伴う政情不安や国際場裡における複雑な国家間関係等がかかえており、政権崩壊・交代による方針転換等に留意が求められる。また、新型コロナの甚大な影響を踏まえて、社会経済のコロナ禍からの回復と強じん包摂的な発展、ぜい弱性を露呈した保健システムの強化が大きな課題になっており、相手国のニーズに基づきつつ、こうした課題に重点を置いて取り組む。さらに、気候変動へのぜい弱性の高い南アジア地域でも気候変動対応が大きな課題になっており、国際場裏での議論と日本政府の方針も踏まえて、気候変動の緩和策と適応策の双方に対する取組を強化していく。

No.5-4 東・中央アジア、コーカサス

(1) ガバナンスの強化、格差の是正

- 機構の支援により2019年にモンゴルの税法が国際基準に沿って大幅に改正された。また、これに伴う技術協力を通じ、モンゴルの安定した経済成長の実現とビジネス環境整備を支援した（各年度）。
- モンゴルでは財政・社会・経済改革開発政策借款の迅速な貸付実行を通じ、「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画（2017－2021年）」公約の達成に貢献した。また、ガバナンスの強化として国際通貨基金（IMF）、ADB、世銀と歩調を合わせた財政支援円借款の政策マトリックスを通じ、安定的なマクロ経済運営、社会的弱者支援の促進、経済成長の強化の3分野における改革を支援した。また、資本市場活性化のための証券会社監督ガイドラインの更新や関連人材育成制度を刷新（2017、2018年度）、また国税庁の機能強化により税制改正を進め財政歳入基盤を強化した（2020年度）。
- 中央アジア・コーカサスでの社会サービス分野の格差是正のため、ウズベキスタン、タジキスタン、ジョージアにおける保健医療、災害対策、農村開発、教育といった格差是正に貢献する協力を実施した（各年度）。

(2) 産業の多角化

- モンゴルでは農牧業バリューチェーンの構築に向けた協力を実施した。また、ウズベキスタンでは、円借款を通じた金融アクセスへの改善による園芸農業の輸出能力強化や雇用促進に貢献した（2020、2021年度）。
- 中小企業振興に関し、モンゴルでは、中小企業振興及び産業多角化に向けた取組を実施した（各年度）。特に、「中小企業育成・環境保全フェーズ2」に関し、モンゴルの中小企業振興への功績が評価され、機構専門家が同国大統領から北極星勲章（外国人に叙勲される最高位のもの）を授与された（2017年度）。ジョージアにおける中小企業振興を目的としたバンク・オブ・ジョージア向けの海外投融資ツーステップローン の 供 与 の 実 現 に 貢 献 し た 。 中 央 ア ジ ア ・ コ ー カ サ ス 地 域 で 初 め て の 実 績 と な っ た （ 2 0 2 1 年 度 ） 。

- 観光業の振興を目指し、モンゴルの観光資源等を本邦企業や自治体に向けに紹介する観光セミナーを開催し、ジョージアでも観光業の活性化に貢献するために、駐日ジョージア大使館と共催で観光セミナーを開催した（2017年度～2020年度）。
- ウズベキスタン、キルギス、カザフスタン、モンゴルでの日本センター支援を継続し、従来からのビジネス人材育成に加え、日本の民間企業とのビジネスマッチング支援や外国人材に対する支援等も展開した。タジキスタンでも、日本センターの知見をいかしてビジネスインキュベーターに係る協力を開始した（各年度）。

(3) インフラ整備、域内外の連結性向上

- モンゴル、ウズベキスタン、ジョージア、アゼルバイジャンでは、空港、国際幹線道路、発電所等の質の高いインフラ整備に取り組んだ（各年度）。
- 特に、モンゴルでは「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」を踏まえ機構が支援している新ウランバートル国際空港の事業運営権を本邦企業が獲得（2019年度）、2021年度に開港した。
- また、ウズベキスタンでは、タリマルジャン火力発電所2号機が完工したほか、電力分野支援として機構初のO&M借款に係るL/Aが締結され、同国の課題に対応する上で新たな取組を積極的に活用した（2019年度）。
- モンゴル政府が掲げている国家戦略「モンゴルの持続的な開発ビジョン2030」達成のための長期の総合的な開発方針及び空間計画を含む国家総合開発計画案の策定を支援した（2018～2021年度）。
- また、無償資金協力で整備した同国初の教育病院である「日本モンゴル教育病院」（現在は日本モンゴル病院と呼称）が開院し、開院式典にはモンゴル首相等も出席して意義を強調した。同病院は新型コロナウイルス感染者の入院・治療も実施しており、同感染症への対応に貢献している（2018、2019、2021年度）。
- 中央アジア地域経済協力（CAREC）の枠組みで、ADB等と支援対象地域を分担し、交通ネットワークを相互補完する国際幹線道路の改修・拡張（タジキスタン）のための無償資金協力を実施し、地域連結性の向上に取り組んだ（2018年度）。

(4) 人材育成

- JDS、JICA開発大学院連携に基づく長期研修を通じ、社会科学分野や、道路・防災等技術分野の若手行政官を2017年度から2021年度まで累計420人育成した（各年度）。
- 親日家・知日家の若手行政官や技術分野の幹部人材等の育成に資するべく、「SDGsグローバルリーダーコース」等の開発大学院連携事業を進めた（2020、2021年度）。
- JDS卒業生が、2018年4月に発足したキルギスの新内閣で大統領府局長（閣僚級）、首相府局長（次官級）に、2019年にウズベキスタンで大統領創造専門学校開発庁長官（大臣級）、2020年にタジキスタンで労働・移民・国民雇用大臣、同年ウズベキスタンで財務省や経済貧困削減省の副大臣、自動車公社や火力発電公社の副総裁に、2021年にキルギスで6名が財務省、経済商務省、農業省等の重要省庁の副大臣に、首都のビシュケク市副市長や文化・情報・観光大臣から国会議員として野党党首、ウズベキスタンでは水力発電公社副総裁にそれぞれ就任する等、親日派・知日派育成の観点から機構が長期的に取り組んできた人材育成の成果が各国閣僚及び政府要人の就任という形で確認された（各年度）。

(5) その他戦略的な取組

- 中国では対中ODA終了に向け40周年の対中ODAを振り返るシンポジウム等を開催した。シンポジウム等では、中国経済発展における日本のODAの役割・貢献等を中国の若い世代へ紹介したほか、新華社（中国国営通信社）、人民網（中国共産党系メディア）、NHK等、日中の多数のメディアで報道され、日中の友好関係促進に大きく寄与した。また、中国の経済、文化、教育等の発展に貢献した外国人専門家に与えられる最高の表彰である『国家友誼奨』が、法制度整備技術協力事業に従事した機構専門家（2019年度）と環境分野の技術協力事業に従事した機構専門家（2020年度）に授与された。さらに、2022年3月の対中ODA終了を見据え、これまで培われたネットワークを活用する取組として、法律分野のセミナーを中国全人代と共催にて実施した（2021年度）。
- 中国国家国際発展合作署との対話、中国の援助実務機関等との情報交換や知見共有を行い、今後の継続的な対話に向けた環境を整備した（2019年度、2021年度）。
- モンゴルでは日本センターを通じて、同国企業と本邦企業とのマッチング機会を提供した。技能実習生送り出しについても、日本語教育等の支援について検討するとともに、茨城県や熊本県等関心を有する自治体や在京モンゴル大使館との面談を実施し、モンゴル日本センターを通じてオンラインにて茨城県就労セミナーを開催した（2019～2021年度）。
- 日本政府の「中央アジア＋日本」対話における地域共通テーマへの対応として、越境協力推進によるバッタ被害低減のため、初めて中央アジア5か国全て（及びアフガニスタン）を対象とした無償資金協力を実施した（2020年度）。
- モンゴルでは、国会議長自ら戦後日本の発展モデルについて学びたいと要請があり、国会議員向けの連続講座を計4回実施し、国会議員、国家公務員、研究者等、各回100～280名の参加を得た。

(6) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- モンゴル政府に対して新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款を供与するとともに、ワクチン接種体制の構築を支援するため無償資金協力にて新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援計画を実施し、モンゴル全土での公衆衛生対策や経済対策等の緊急対応を支援した。また、ウズベキスタンに対する新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款及び一般財政支援を迅速に進め、同国の危機対応に協力した。
- ウズベキスタン、タジキスタン、キルギス、モンゴルでは、既往技術協力やフォローアップ協力を活用し、防護・防疫・治療用資機材の供与及び水道水消毒剤の供与を行った。
- ウズベキスタンでは、園芸作物分野における高い資金ニーズに対応した円借款事業を通じ、新型コロナの影響による、現地園芸作物事業者の深刻な資金繰り問題の解決に向けて事業開始の準備を迅速に行い、着実に貸付を実施した（2020年度）。また、機構が支援する病院の拠点化を視野に、技術協力プロジェクト及び無償資金協力の案件形成、ウズベキスタンの保健医療サービス強化に向けた円借款事業の協力準備調査を実施した。
- 中小零細事業者向けの貸付拡大を支援することにより、新型コロナウイルスにより喫緊の課題となっている中小零細事業者の金融アクセスを改善するべく、ジョージア銀行を通じた初めてのツーステップローン「中小零細事業者支援事業」（海外投融資）を承諾した。

(7) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

東・中央アジア及びコーカサス地域は、新型コロナの影響により多大な財政出動を余儀なくされている国が多くを占め、対外債務問題・財政赤字等の課題を抱えている。マクロ経済状況及び雇用・失業やそれに付随する社会状況等に注視しつつ、市場経済体制への移行と経済発展に向け、ガバナンスの強化、産業の多角化・雇用確保、インフラ整備・連結性強化、人材育成などを通じた各国の取組を引き続き支援する。

また、コロナ禍で渡航制約がある状況下において、現地リソースの積極的な活用や、遠隔対応による事業の推進に積極的に取り組むとともに、海外拠点をはじめ関係機関との強固な連携の下、精力的な情報交換・意見交換を引き続き行い、効果的な開発事業の実施に努める。

No.5-5 中南米、カリブ

(1) インフラ整備

- パナマ、ホンジュラス等で都市鉄道、道路・橋梁、エネルギー等の分野における本邦の質の高いインフラ技術の活用を想定した事業形成・実施を推進した（各年度）。
- ペルー、コロンビア、パラグアイで、質の高いインフラ投資原則と都市モビリティの調査を実施し、都市の発展と質の高いインフラ投資のあり方について課題提起・政策提言を行った（2021年度）。
- 中米地域全体、キューバ、ボリビア等で、運輸交通の改善を目的としたマスタープランの策定を支援した（各年度）。また、ボリビアではバス高速輸送システムの導入を踏まえた都市交通計画の策定を支援したほか、ペルー及びパナマの首都圏におけるTODを取り入れた都市計画の推進を支援した（各年度）。
- エルサルバドルでは、円借款によって建設された「ラ・ウニオン港」の活性化のため、調査結果を踏まえた活性化策を策定した（2020、2021年度）。

(2) 地球規模課題等への対応

- 米州開発銀行（IDB）との「経済復興及び社会包摂協力（Cooperation for Economic Recovery and Social Inclusion（CORE））」（2021年3月名称変更）の下で、エクアドル、ジャマイカ、パラグアイ、ドミニカ共和国等で協調融資案件を7件（2011年度の締結以降累計12件）形成し、パリ協定に基づく各国の気候変動対策に向けた取組を支援した（各年度）。
- エクアドルでは、南米初の米ドル建て借款である「電源構成転換促進支援事業」のL/Aに調印した。同国では、長年にわたり民間資本の支援がなく、ドナーも中国とロシアのみであったが、機構はJICA海外協力隊派遣のみの協力から地道に同国政府との関係を構築・強化し、20年ぶりの借款再開を実現した（2019年度）。
- ブラジルでは、ダイキン工業㈱が民間連携事業を活用し、同国で販売される空調機向けの省エネ基準の改正に寄与した（2020年度）。
- ブラジルでAI技術を用いたアマゾンの森林保全に寄与する事業を実施した。ペルーでも森林保全分野での事業を実施した（各年度）。
- CARICOM（カリブ共同体）を構成する各国の共通課題である海洋資源保全、感染症対策、防災、

エネルギー、海洋プラスチックごみや海藻被害対策への環境管理等の解決に貢献する取組を多国間協力として進めた（各年度）。

- 中南米カリブ地域12か国を対象に水素バリューチェーンに関する調査を実施し、5か国で水素活用による域内脱炭素に関するアクションプランに関する対話に着手した（2021年度）。
- IDBが事務局をつとめる中南米地域の再生可能エネルギー促進イニシアティブ（RELAC）に参加し、再生可能エネルギー事業に関する案件発掘・情報収集力を高めた（2021年度）。
- 「地上デジタル放送及び緊急警報放送システム（EWBS）」についてニカラグアでパイロット事業を、またペルーでEWBSの中南米域内普及を目的とした第三国研修を実施した（2021年度）。
- 中米・カリブ地域では過去の「中米広域防災能力向上プロジェクト」等のアセットをいかした案件をドミニカ共和国、メキシコで開始し、ニカラグア、ホンジュラス、エルサルバドルで新規プロジェクトの要請を採択した。また、グアテマラにおいては本邦スタートアップ企業と連携し、衛星からの地殻変動モニタリングに関するパイロット事業を実施した（2021年度）。
- ブラジルでは、農業生産拡大や自然災害のリスク軽減、アマゾン森林違法伐採対策、コロナ禍の対応等が評価され、機構理事長が、同国への功績が極めて顕著な外国籍者に授与される最高位かつ最古の勲章である南十字星国家勲章コメンダドール位を受章した（2021年度）。

(3) 日系社会支援及び日系社会との連携・協力

- コロナ禍において行動が制限されるなかで困難な状況に置かれた各国日系団体のニーズに応えるために、日系団体への助成金に係る制度改定を迅速に実施し、2020年度に申請受付を開始し、2021年度までに124団体284事業の助成金交付を行い、病院をはじめとする医療福祉施設、日本語学校、日系人団体の活動の継続を支援した（2020、2021年度）。
- ペルーの日系人を起源とする信用組合に中小零細事業者支援に向けた海外投融資を供与。機構初の劣後融資、ペルー初の海外投融資、かつIDB Labとの初の協調融資で、機構が長年培った日系社会やIDBとの強固な信頼関係を基に実現した（2019年度）。
- 2014年の安倍総理（当時）の中南米歴訪を踏まえ、機構は研修・セミナー開催・調査団派遣等を通じて、日本の医療技術・サービスの国際展開に資する本邦民間企業とブラジル日系社会の連携策を検討・推進。その成果の一つとして、機構の民間連携事業を通じて、褥瘡（じょくそう）予防器具の国家認証・登録が短期間で完了し、提案企業による現地法人の設立に至った。
- 海外移住資料館では、総合学習として来館する児童・生徒に対する教育プログラムに加え、各種企画展示、オンライン講演会やオンライン公開講座等を実施した。2021年度末での累計来館者数は約64万人となった。
- 移住関連資料の収集及び保管に取り組んだほか、日系資料館連絡協議会参加による世界各地にある日系資料館、研究者との情報交換と連携を進め、ブラジル日本移民資料館がホストとなって、7か国の資料館が参加した「第1回日本移民資料館国際シンポジウム」を支援した（2019～2021年度）。JICA海外移住懸賞論文「日本人の中南米への移住」を公募し、受賞者講演会を行うなど、国内外の移住研究者との連携を深めた（2019～2021年度）。
- 「中南米日系社会との連携に関する有識者懇談会」に機構理事長が委員として参加し、これまでの機構事業の知見を基に同懇談会で提言等を行った（2017年度）。
- 全世界の日系人が集う海外日系人大会の場で基調講演やパネルディスカッション、YouTube等に登壇・参加した（各年度）。

- 日本国内の中南米日系人社会に対する支援策を検討するために「多文化共生・日本社会を考える」連続セミナーを7回開催し、官民の国内関係者延べ1,439名が参加して情報共有と連携の強化を図った（2021年度）。
- コロナ禍下でも、国内の連携パートナーの発掘に取り組み、ボリビアの日系移住地と沖縄県との関係から、ビジネス連携・交流を目指すセミナーを開催し、企業など約270名が参加した。このほか、2つの国内拠点が自治体や商工会議所と中南米に関するセミナーで日系社会連携を紹介し、連携の強化を図った（2021年度）。

(4) その他戦略的な取組

- 開発大学院連携の一環として、全世界に先駆け、サンパウロ大学法学部に講座「日本開発研究プログラム（フジタ・ニノミヤチェア）」を2018年度に開設した。また、2019年度には、機構の働きかけを通じて㈱三菱UFJ銀行や三井物産㈱の寄附金が同講座運営に活用された。2020年度には、域内のほぼ全ての拠点で、各国の大学と協議を進め、サンマルコス大学（ペルー）、ベリーズ大学、サンチアゴ大学（チリ）でオンライン講座を実施した。さらに、2021年度は18か国でJICAチェアを実施した。加えて、ボリビア国立大学と、アルゼンチン国立大学とJICAチェアのための協力覚書（MOC：Memorandum of Cooperation）を締結し、持続的な実施体制を構築した（各年度）。
- 機構とSICAとの合意した5本柱（①物流・ロジスティックス、②インフラ・住宅の自然災害対応力の強化、③生態系・湿地保全、④ジェンダー、⑤農村テリトリアル開発）に基づき、生態系湿地保全分野及び都市開発・運輸交通分野の技術協力プロジェクト、ジェンダー分野や農業・農村分野の専門家派遣を開始し、全5本柱に対応する協力を実施した。また、これまでの地域協力を踏まえ対象分野を拡大し、5本柱に加え観光、南南・三角協力の分野の取組を追加する方向でSICAと協議を進めた（各年度）。
- 日本政府と連携してIDBとの政策対話を重ね、協調融資枠組みである「CORE」の発展的拡大に合意し、質高インフラ（再生可能エネルギーや水素エネルギー、脱炭素化を含む気候変動適応策）、防災、グローバルヘルス分野において協調融資案件を形成していくことを合意した（2020、2021年度）。
- 第2回国連南南協力ハイレベル会合（BAPA+40）の結果を踏まえ、ブラジルを拠点とした第三国研修「南南・三角協力量能強化フェーズ2」を開始し、開発途上諸国政府のドナー化や南南協力を推進した（2019、2020年度）。また、2021年11月及び12月に機構主催による「中南米地域南南協力・三角協力量能強化ラウンドテーブル」を開催し、コロナ禍における当該地域の南南協力・三角協力の取組やその課題、今後の展望などについて実務者を中心に広く意見交換を行った。
- コスタリカでは、戦後日本の農村地域の自立に貢献した「生活改善運動」の導入を通じた格差是正に取り組んだほか、ホンジュラスでは、条件付き給付金の提供を通じた貧困削減に取り組む、既実施案件に次いで、後継案件を形成、開始。さらに住民のニーズを地域の開発計画に反映・実施するプロセスを強化するための案件も開始した。グアテマラにおいても移民送金を活用した金融包摂案件を開始した（各年度）。
- コロンビアでは、障害者支援や「一村一品推進プロジェクト」、地雷対策等を通じた紛争被害者や国内避難民、先住民といった脆弱性が高い人々の人間の安全保障に寄与するとともに、教員養成を通じた中長期的な平和構築の取組を実施した（各年度）。
- アルゼンチンでは、カイゼンの実施・普及に取り組む団体のネットワークを推進したほか、コ

コロナ禍下において2か月に一回の頻度でオンライン勉強会を開催し、各国からの参加を得た。また「一村一品」のコンセプトに沿った市場志向型インクルーシブバリューチェーンの構築に向けた技術協力プロジェクトを実施した（2020、2021年度）。

- 各国でこれまでの機構の貢献が高く評価され、機構並びに機構理事長及び元理事長等が受勲した。具体的には、ブラジルで機構元理事長の緒方貞子特別フェローが「リオ・ブランコ勲章グランクルス位」を受章した。ニカラグアで機構が大統領勲章を受章。パラグアイで機構理事長が国家功労賞（大十字勲章）を受賞。機構職員がSICA貢献勲章を受章した（2017、2019年度）。
- アルゼンチン、ドミニカ共和国で、移住債権管理、回収、整理を継続した。その結果、債権残高は2021年度末でドミニカ共和国の78件、3億2,023万7,729円となった。
- 現地紙への寄稿、マスコミ各社中南米支局長や本邦メディア各社との積極的な意見交換を実施し、記事掲載、メディア出演を通じ、機構や日本への関心を高めた（各年度）。
- 中米・カリブ地域でWith/Post COVID-19社会における開発協力の在り方に係る調査を行い、当該地域23か国のデジタル・通信分野の現況に関する取組の最新情報を収集し、ドミニカ共和国、グアテマラ、ニカラグア、パナマで案件を形成した（2021年度）。
- 中南米・カリブ地域でスタートアップ企業連携に係る調査を行い、本邦企業の海外展開を後押しするTSUBASA（Transformational Start Ups' Business Acceleration for the SDGs Agenda）プログラムをIDBLabとの共同で形成し、オープン・イノベーション・チャレンジを開催し、8社を支援企業に選定した（2021年度）。
- 新規パートナーの開拓として、米国のシンクタンクInter-American Dialogueが開催する「コロナ後の中南米地域と日本との関係に関するセミナー」に登壇し、各国識者とともに機構の立場、方針について説明・意見交換を行った。また、米国シンクタンクCSISと、中南米地域での防災と高齢化対策を具体的なテーマに、DX要素の導入検討を目的とする共同調査を実施した（2021年度）。

(5) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- ドミニカ共和国では、新型コロナ感染拡大によって生じた同国の財政収支の不均衡解消を目的として、中南米・カリブ地域では初となる財政支援借款を、IDBとの協調融資案件としてL/A調印した。また、日本政府の中南米地域への新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款の供与方針を受け、IDBとの協調融資案件として、ホンジュラスでL/A調印した（2021年度）。
- 中南米・カリブ地域各国において、現在実施中の事業及びフォローアップ協力の枠組みを活用し、新型コロナの予防等を目的とした各案件実施機関への資機材の供与を実施した。また、SATREPS事業を通じた産官学連携により、新型コロナウイルス検出試薬の性能評価試験を実施したほか、新型コロナ対策として、カリブ公衆衛生機関（CARPHA）と連携した初の案件を形成した（2020、2021年度）。
- 新型コロナ対策技術協力プロジェクトを、トリニダード・トバゴのカリブ公共衛生機関（CARPHA）、パナマ、アルゼンチン、ブラジル、エクアドル、チリで実施。各国・地域の新型コロナ対策上の緊急の課題に対応した（2021年度）。
- 検査能力向上を目的として、パナマでは中米地域の感染症対策のレファレンス機関を実施機関とする第三国研修を採択、キューバでは画像診断のデジタル化を目的とした技術協力プロジェクトを、過去に実施された無償資金協力のアセットを活用し、形成、開始した（2021年度）。
- 感染症・治療能力向上のため、メキシコ、グアテマラ、エルサルバドル、ボリビアにおいては、遠

隔ICUを導入する技術協力プロジェクトが開始され、将来の保健・医療DXにつながる布石ができた（2021年度）。

(6) 事業上の課題及び次期中期目標期間に向けた対応方針

中南米・カリブ地域では、多くの国が一定の経済発展を達成しつつある一方、貧困や格差、自然災害等のぜい弱性を抱えている国も少なくない。また、2020年からの新型コロナ感染拡大により最も経済的・社会的影響を受けている地域の一つでもある。これらの地域の特性を踏まえ、ガバナンス、教育、保健、バリューチェーン構築に資する公的・民間セクター強化、インフラ整備、防災や気候変動といった地球規模課題、中米移民等への対応を支援する。協力にあたっては、国際開発金融機関、民間企業等との連携、またDXの活用、新産業の担い手との連携、中南米地域協力の核となる人材育成等を重視して協力に取り組む。

No.5-6 アフリカ

(1) インフラ整備

- 東アフリカ北部回廊、ナカラ回廊、西アフリカ「成長の環」等の域内経済開発事業を通じた支援を継続した。また、各回廊構想・戦略に資するものとして、ウガンダ、ガーナ、モザンビーク等での道路・橋梁等のインフラ事業が完工したほか、ケニア、モザンビーク、コートジボワール、ベナン等で道路・橋梁、港湾、発電所等のインフラ事業に係る事業の実施合意が複数なされた。これらのインフラ整備事業はアフリカ大陸におけるFOIP推進にも貢献するもの（各年度）。
- ウガンダでは、東アフリカ北部回廊のナイル川源流橋が完工した結果、時速80km（従前の4倍速）での通行が可能となり、輸送能力増強に貢献したほか、質の高い現場管理（4年半の歳月において死亡者ゼロ、地元雇用への寄与（現地雇用率90%等））に対して、ウガンダ大統領から謝意が表明された（2018年度）。
- モザンビーク「マンディンバーリシンガ間道路改善事業」（円借款）、「ガーナ国際回廊改善計画」（無償資金協力）、コートジボワール「日本・コートジボワール友好交差点改善計画」（無償資金協力）、リベリア「モンロビア首都圏ソマリアドライブ復旧計画（第1次、第2次）」（無償資金協力）等の完工においても、各国首脳から日本の質の高いインフラへの評価とともに、機構の貢献への謝意が示された（2019～2021年度）。
- ウガンダ、ルワンダ、エチオピア、コートジボワール、コンゴ民主共和国等で、都市交通を含む都市開発マスタープラン（M/P）の策定・実施に向けた協力を開始・実施した（2020、2021年度）。
- アフリカ開発銀行（AfDB）グループと日本政府が推進する「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ」（EPSA）の第3次期間（EPSA-3：2017～2019年）において、ソブリン向け協調融資ファシリティ（ACFA）の下で主に回廊開発のための道路事業5案件に対する円借款を供与した（2017～2019年度）。
- アフリカにおけるグリーン投資・クリーンエネルギーを推進するため、ケニアのオルカリヤ地熱発電所の改修のための円借款を供与した（2017年度）。また、円借款・技術協力により進めてきたオルカリヤ地域における地熱開発を同地域以外にも展開するため、ケニア地熱開発公社の人材育成・能力開発に取り組んだ（2021年度）。

(2) 投資・ビジネス環境の整備・改善

- ABEイニシアティブでは、2017年度までに累計1,100人を受け入れ、TICAD Vの政府公約（2013～2017年にかけて900人受入）を上回る実績を達成するとともに、2018年度までに累計1,219人を受け入れ、TICAD VIの公約（2016～2018年に600人）を上回る形で達成した。また、インターン受入登録企業も当初の100社から2021年度には664社に増加した。また2019年のTICAD7で発表がなされた「ABEイニシアティブ3.0」の達成に向けては、新型コロナウイルス感染拡大による渡航制限があったものの、オンラインによる受講を含め、2019～2021年度まで累計260人の研修員を受け入れた。さらに、「ABEイニシアティブ3.0」では、ABEイニシアティブ以外の機構の長期研修員等にも「ビジネス・プログラム」の提供を開始（2019～2021年度まで累計292人）した。事業開始から2021年度まで累計1,771名を育成した（各年度）。
- 「アフリカ・カイゼン・イニシアティブ」として、アフリカ9か国（ケニア、タンザニア、エチオピア、ガーナ、カメルーン、ザンビア、モザンビーク、南アフリカ、チュニジア）にてカイゼンに関する技術協力を実施し、累計約8万人の人材育成を行った（2019～2021年度）。また、AUDA-NEPAD等と協力し、「アフリカカイゼン年次会合」の開催（各年度）、優良事例の発掘・共有及び普及・相互啓発を目的とした「アフリカ・カイゼンアワード」の実施（2019～2021年度）、カイゼンの効果的普及のための「カイゼンハンドブック」の策定・発表（2018年度）など、アフリカ全体でのカイゼンの普及及びカイゼンを通じた産業振興にも取り組んだ。
- 「TICAD7官民円卓会議民間からの提言書」に基づき、アフリカビジネス協議会の発足に関与するとともに、同協議会の企画運営委員会の委員に機構上級審議役が就任などその後の運営に貢献した（2019～2021年度）。さらに、アフリカ向け海外投融資の促進のため、TICAD7の際にAfDBとの覚書を署名した（2019年度）。
- 開発途上国の社会課題解決に挑戦する起業家に対して多面的な支援を行う「Next Innovation with Japan」（Project NINJA）を2019年度に開始し、ウィズコロナ・ポストコロナの環境において新たなソリューションの提供を目指すアフリカ・スタートアップを対象としたビジネスプランコンテストを開催し、アフリカ19か国の2,713社の中から優良なスタートアップ69社を選定し実証事業支援を実施した（2020～2021年度）。さらに、上位10社による公開ピッチイベントを開催（約2,000名の参加登録）し、上位3社には日本企業8社から特別賞（出資を含む様々な支援）が提供された（2020年度）。
- アフリカ保健医療分野企業のビジネス拡充を通じて、パンデミックへの強じん性強化に取り組む「Home Grown Solutions」アクセラレータープログラム（AUDA-NEPADとの連携事業）のフェーズIを2020年度に開始した。東部アフリカの企業56社から選抜した5社に対して経営支援を行い、支援対象企業が計700万ドルの資金調達を得て（日系のベンチャーキャピタルからの出資を含む）、医療消耗品の自社生産を増産（約2倍）させる、貧困層を対象とした医療サービスフランチャイズを倍増（4→8）させるなどの具体的な成果が確認された。さらに、東部アフリカ地域での成果・教訓を基に対象地域をアフリカ全体に拡大するフェーズIIを開始した（2020、2021年度）。
- 第7次民間セクター支援融資（NSL-7）を通じてアフリカの民間セクター開発に対する金融支援を行った（2017～2019年度）。引き続き、第4次EPSA（EPSA-4：2020～2022年）において、ACFAやNSLに加えて、AfDBと機構の海外投融資の協調融資を通じた民間セクターに対する支援を実施・検討した（2020年度）。

(3) 基礎生活分野の改善

- ルワンダでは、機構として初めての栄養分野の政策借款のL/Aを調印したほか、ケニア、セネガルではUHCの達成のための保健分野政策借款のL/Aに調印した。また、TICAD7の機会に打ち出されたアフリカ健康構想を進めるための調査の実施、内閣官房が進めるアフリカ健康構想の具体化に向けた日本企業向けセミナーや現地政府・企業とのマッチングへの協力など民間事業によるヘルスケアの充実化に取り組んだ（2019～2021年度）。
- IFNAの推進のため、AUDA-NEPAD内に運営事務局を立ち上げ、関連するセミナーやワークショップ開催、調査等を実施し重点10か国における国別栄養改善戦略の策定を支援した。また、TICAD7の際にAUDA-NEPADとともにIFNAのサイドイベントを開催し、アフリカの子ども2億人の栄養改善に向けたIFNAの取組を全アフリカへ拡大することを表明する「IFNA横浜宣言2019」を採択した（2017、2019年度）。また、東京栄養サミット2021におけるハイレベルイベント等を通じてIFNAの取組を広く国際社会に対して発信した（2021年度）。
- モザンビーク、ルワンダ等で、理数科教育の拡充や学習環境の改善により子どもたちに質の高い教育を提供するための事業を実施した。また、アフリカにおける高等教育の質の向上のために、汎アフリカ大学（PAU）及びジョモ・ケニヤッタ農工大学の教育の質の向上に関する取組を実施した。また、TICAD7の結果を受け、5,000人の科学技術イノベーション高度人材育成を進めるため、2020年3月にPAUの科学技術イノベーション分野の拠点大学（ジョモ・ケニヤッタ農工大学）を支援する技術協力「アフリカ型イノベーション振興・JKUAT/PAU/AUネットワークプロジェクト（フェーズ2）」R/Dに署名した（各年度）。
- 生計向上に関する取組として、2019年のTICAD7において2030年までにコメ生産量倍増を目標とする「コメ増産イニシアティブ（CARD）」の第2フェーズを立ち上げた。また、気候変動・人口増に対応した生産安定化、民間セクターと協調した地場の産業形成、輸入米に対抗できる国産米の品質向上、農家の生計・生活向上のための営農体系構築に取り組む「RICEアプローチ」を打ち出し、アフリカ32か国で協力を展開した。加えて、TICAD7では世界100万人の小規模農家にSHEPを普及する方針を発表し、アフリカ26か国で協力を展開した（2019-2021年度）。
- 2016年のTIACD VIで立ち上げた廃棄物分野の国際的プラットフォームである「アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）」について、加盟国・都市が設立当初（2017年4月）の24か国23都市から42か国99都市へ拡大した。

(4) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急ニーズに対応するためケニア、ガーナ、コンゴ民主共和国、ザンビア、セネガル等で実施中の技術協力案件の活動の一環として、防護・防疫・検査・治療・研修・啓発用資機材の供与を実施した。また、ガーナ野口記念医学研究所やケニア中央医学研究所によるPCR検査の実施に対する支援、コンゴ民主共和国やルワンダでの技術協力プロジェクトにより育成されたカウンターパートによる体温測定機能付自動手洗い装置や3Dプリンターによるフェイスシールドの製作支援等に取り組んだ。さらに、セネガルでは、長年協力を実施しているセネガル・日本職業訓練センター（CFPT）が手洗い装置を製造し、セネガル政府予算によって関係省庁へ配布された（2020、2021年度）。
- モーリシャスでは、「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款」の供与を通じて、同国政府への財政支援を実施した（2020年度）。マクロ経済や財政状況が悪化した、アフリカを中心とす

る貧困国や低・中所得国を対象に、国際社会と連携し、債務支払猶予イニシアティブ（DSSI）による債務支払を一時的に猶予した（2020、2021年度）。

- ガーナ、セネガル、マラウイ、モザンビークの4か国向けに、「新型コロナウイルス感染症機器対応緊急支援計画」（無償資金協力）を実施し、各国国内におけるワクチン接種体制を構築する「ラスト・ワン・マイル支援」として、保冷設備や運搬用車両等の機材供与等を通じてコールドチェーンの整備を支援した（2021年度）。
- IOMを実施機関とする「新型コロナウイルス感染症を含む公衆衛生危機に対応するための国境管理能力向上計画」（無償資金協力）を、コートジボワール、ガーナ、トーゴ、ブルキナファソ及びベナンの5か国向けに実施し、上記5か国間の6か所の国境における1,000人を超える国境職員の感染防止、170万人を超える越境者の感染症拡大防止を支援した（2021年度）。
- 重篤なコロナ患者の集中治療室（ICU）における治療方法を、インターネットでつないで日本から指導する遠隔研修を、ケニア、セネガル、モザンビークで開始した（2021年度）。

(5) 平和と安定

- 治安悪化により2016年に退避を余儀なくされた南スーダンについて、2018年に機構関係者の常駐を再開した。全国スポーツ大会「国民結束の日」の開催に対する支援を継続し、社会融和の促進に貢献するとともに、スポーツを通じた平和構築促進、廃棄物管理や上水分野の新たな協力を形成・実施した（2020、2021年度）。
- 2021年12月、ウガンダ北部地域に対する機構の復興支援を称えるために、北部地域選出国会議員の提案により、ウガンダ国会にて機構の同国への協力を称える決議が採択された。審議の過程で、北部地域の協力に限定せず、人への投資、ウガンダの自立的発展に焦点を当てた機構の全ての協力を称えるべきとの意見が採用され、最終決議では、インフラ、農業、保健、地方給水、教育、ジェンダー、地方自治等、多岐にわたる機構の長年の協力が称えられた（2021年度）。
- コンゴ民主共和国、マリ、南スーダン等で警察能力強化や紛争影響地域における公共サービス改善、難民・避難民や受入コミュニティに対する支援や平和構築支援、行財政の能力強化等を、国際機関と連携して実施した（各年度）。

(6) その他戦略的な取組

- TICAD7に向けて機構内で保健、民間連携、科学技術イノベーション等13分野のタスクフォースを立ち上げ、「JICA貢献策（案）」の検討や、外務省及び国際機関等との意見交換、サイドイベント・プレイベントの準備・開催、広報活動の展開を行った（2018年度）。また、「TICAD7における日本の取組」（以下、「日本の取組」）の検討過程において、外務省、関係各省、国際機関、民間企業等とともに議論に参加し、機構が準備した「JICA貢献策（案）」を提案した。その結果、「日本の取組」48項目のうち約40項目が機構関連の取組となり、その策定に大きく貢献した（2019年度）。
- TICAD7の際、機構は他機関等とともにサイドイベントを31件開催し、延べ7,340人の参加があった。また、「BON for Africa（アフリカ盆踊り）」では、機構職員有志と民間企業等による実行委員会クラウドファンディングを通じて資金の一部を集め、TICAD7に向けた動画制作とイベントを開催した。イベントには約2,200人が参加し、NHK全国放送や新聞各社での特集等、多くのメディアに取り上げられ、TICAD7やアフリカへの一般市民の関心を高める機会として貢献した（2019年度）。
- アフリカ10か国を対象に「Africa Open Innovation Challenge」を開催し、デジタル技術を活用したア

フリカの課題解決に向けて、日本、アフリカ及び欧米の民間企業、学術機関等の持つ技術やアイデアを公募・選定し、優良なアイデアについて実証事業を行った（2019～2021年度）。

- 複数の高専等と「JICA－高専イノベーションプラットフォーム」を設置し、高専と協働でこれまでの手法では解決困難なアフリカの課題解決に向けた検討・実証実験を推進した。また、長岡高専と覚書を締結し、同校の授業の一環として、オープンイノベーションに関連する講義や審査会の開催、試作品製作を実施した（2019、2020年度）。さらに、同プラットフォームを全国の高専に拡大するとともに、新潟県独自の予算による大学・大学院・専門学校生向けの一般部門も創設された（2021年度）。
- 2020年7月に発生したモーリシャス沿岸における船舶座礁により8月に発生した油流出事故を受け、国際緊急援助隊の派遣を通じた、油防除への助言、緊急的な環境影響評価等に取り組んだ。緊急援助フェーズ終了後は、より包括的で詳細な沿岸域生態系への環境影響の把握、水産業や観光業をはじめとした現地地域住民の社会・経済面への影響の把握、今後の具体的な支援策・中長期の協力を検討する目的で調査を実施し、技術協力プロジェクト「統合的沿岸域生態系管理システム構築プロジェクト」及び「沿岸域ブルーエコノミーの持続的開発を通じたコミュニティ生計改善プロジェクト」により、海を守りながら経済・社会を持続的に発展させるブルーエコノミーの推進に取り組んだ（2020、2021年度）。
- 東京オリンピック・パラリンピックの開催に際して、アフリカ諸国のホストタウンとなった自治体において、受入国、日本との関係及び国際協力（機構事業）に対する理解促進を目的として、開発教育教材の製作・配布及びオリパラ出前講座を行った。また、南スーダンのホストタウンである前橋市では、前橋市の協力と同市民の支援を得て、2019年11月から1年9か月にわたり南スーダン陸上選手団の事前キャンプを実現した（2019、2021年度）。
- UNDP、世銀、AUDA-NEPAD、国内外の民間企業、アフリカ経済構造転換センター（ACET）等の高等教育・研究機関と、各分野に加え一部TICAD8に向けた包括的なテーマで定期的に連携協議を行う等して、双方の知見の共有や協力の相乗効果の拡大等を図った（各年度）。また、TICADに向けたアフリカ開発に係る定期オンラインイベントや、各種国際会議におけるサイドイベント等の実施を通じて、国内外に対して機構の取組を発信した（2019～2021年度）。
- アフリカの貧困国に対して社会・経済開発のための譲許的融資を供与するため、アフリカ開発基金（AfDF）に対し、第14次増資（2017年度）、第15次増資（2020年度）のための円借款を供与した。
- 2022年に開催予定のTICAD8に向けて、ウィズコロナ、ポストコロナ社会を念頭に「社会的危機に対する強靱な社会経済を構築する」ことを目指した機構としての協力の方向性のもと、組織横断的な検討体制を構築した上で、各重点分野の貢献策を具現化した。また機構の方針及び貢献策は各種勉強会の機会を通じて外務省に説明し、日本政府が主導するTICAD8のアジェンダ検討の一助となった。さらに2022年に開催予定のTICAD8サイドイベントでの発信などを通じて、ポストコロナに向けてのアフリカ開発政策・戦略形成の一助とすべく、政策研究「ポストコロナ時代のアフリカ開発」を実施している（2020、2021年度）。

(6) 事業上の課題及び次期中期目標期間に向けた対応方針

アフリカにおける新型コロナ感染拡大に伴い、現地滞在中の機構関係者が国外退避せざるを得ず、2020年3月から9月にかけては従来の実施体制の10分の1の規模まで縮小した。その後、状況が改善し、ワ

クチン接種も進んだことから、2021年末には事務所員、技術協力専門家、資金協力事業関係者の現地派遣人数は、2020年3月の人数にほぼ回復しているが（JICA海外協力隊を除く）が、2021年11月に南アフリカで新種の変異株が確認されて以来、感染者数が急増し、日本を含めた各国の出入国管理が再び厳格化したことから、アフリカにおける事業推進にも影響を与えている。アフリカではワクチン接種率が世界的にも低い水準に留まっており、今後の新型コロナウイルスの感染状況も予断を許さないため、常に最新の感染状況を注視しながら、慎重な対応を講じる必要がある。また、新型コロナ感染拡大による経済的打撃により、アフリカ諸国のマクロ経済及び債務状況は悪化しており、債務持続性評価（DSA）やDSSI、DSSI後の債務措置に係る共通枠組みの動向に留意が必要である。

次期中期目標期間に向けては、2022年に開催予定のTICAD8の機会を捉えて、これまでの機構の取組を国際社会及びアフリカに対して発信していくとともに、TIACD8で発表される日本政府の公約を達成するべく、案件の形成及び実施管理を進める。その際、他機関との連携を通じてコレクティブ・インパクトの発現を目指すことや、AUDA-NEPADや地域経済共同体（RECs）との連携等を通じて国毎の協力のみならずアフリカの各地域や大陸レベルの取組を強化することを意識する。

No.5-7 中東・欧州

(1) 社会的・地域的な格差是正

- ヨルダンでは技術協力プロジェクトを通じ、大学等における若年層への就職支援能力の向上を支援して雇用促進を図った（2017、2018年度）。
- パレスチナでは、日本独自の中東和平への中長期的取組である「平和と繁栄の回廊」構想の中核事業であるジェリコ農産加工団地の開発・運営能力を支援した（各年度）。
- モロッコでは、農業振興のための円借款、地域間格差是正のための円借款や、新型コロナウイルス感染症対応円借款を実施した（2017、2018、2020年度）。また、モロッコ、チュニジアでは水産業振興やIUU漁業に対する指導の強化を目的とした協力を実施した（2018、2020年度）。
- モルドバで中小規模の農業事業体向けに近代的な農業機械・設備の供与を通じた農業生産性の向上を目的とした円借款案件のL/Aを調印した（2020年度）。
- 技術協力プロジェクトを通じ、ヨルダンに避難している障害のあるシリア難民の社会参加促進を支援した。また、トルコでは、難民受入自治体の上下水道・廃棄物インフラ支援のための円借款事業を実施した（2019、2020年度）。
- パレスチナでは、「難民キャンプ改善プロジェクトフェーズ2」（技術協力プロジェクト）を実施し、住民主体のキャンプ改善計画策定及び改善事業実施体制の強化を支援した（2020、2021年度）。
- 2022年2月24日に突如開始されたロシア軍によるウクライナ侵攻を受け、日本政府の公約のうち、緊急経済復興開発政策借款（世銀協調融資）1億ドルを3月中に政府の事前通報まで準備した。周辺国への支援ニーズを確認すべく、保健医療・緊急人道支援分野の調査団をモルドバに派遣・実施するなどして、各種支援策を検討した（2021年度）。

(2) 国の発展を支える人材の育成

- 国際機関を含む関係機関と連携し、「シリア難民及びホストコミュニティ支援チーム」（J-TRaC : Japan Team for Refugees and Community）を累計67人派遣し、世界人道サミットでの公約（2016-2018

年で約50人の専門家等を難民キャンプ、受入コミュニティへ派遣）の達成に寄与するとともに、シリア難民の安全な生活環境改善や収入機会の提供に取り組んだ（2017、2018年度）。また、「シリア平和への架け橋・人材育成プログラム」（シリア人留学生受入）で、2017年度から2021年度末まで67人を受け入れた（各年度）。

- エジプト・日本学校（EJS）では、「特活」を導入した日本式教育が評価され、2021年度末には累計48校のEJSがエジプト国内に開校した（各年度）。
- 「エジプト・日本教育パートナーシップ」の目標実現に向け、就学前、基礎教育、技術教育、高等教育に至る全ての教育ステージにおいて、各種の事業形態を活用して包括的な支援を推進した。また、同パートナーシップの下、2016年度から2021年度末まで累計1,541人の留学生・研修生・研修員を受け入れた（各年度）。
- TICAD7の横浜行動計画にも明記された「アフリカSTI高度人材育成のための留学プログラム」において、エジプト・日本科学技術大学（E-JUST）では2021年度末時点で累計85人のアフリカ留学生を受け入れた。また、「日本・エジプト三角協力プログラムに係る協力覚書」により、アフリカから2020年度末までに4,262人を受け入れたほか、中東（イラク・イエメン）からも2,363人を受け入れた。ABEイニシアティブによる人材育成として、2017年度から2021年度末までに北アフリカ地域から99人の留学生を受け入れた（2017年度：40人、2018年度：16人、2019年度：7人、2020年度：19人、2021年度：17人（休学中研修員含む））。
- パレスチナでは、ヨルダン川西岸及びガザ地区を対象に就学前教室を含む10校の初等・中等学校の建設及び教育機材の整備をする無償資金協力を実施した（建設中）（2020、2021年度）。
- ヨルダン国王女の後援を受け、ヨルダン大学との共催により、ヨルダン大学関係者（学生、教員等）に対し、ブルガリアのソフィア大学では日本研究科の学生等に対して、エジプトではE-JUST学生等に対して、チュニジアではチュニジア国立行政学院学生に対して、JICAチェアを開催した（2020、2021年度）。
- ヨルダンでは、成長が見込まれるハイブリッドカー及び電気自動車の整備士の能力と雇用可能性の向上を図る国別研修を実施した。新型コロナウイルスの影響により2020年度は本邦実施が見送られたが、現地の技術教育機関と連携した研修へ切り替えることで2021年中に実施された（2019年度：8人、2021年度：19人）。

(3) インフラ整備及び投資環境整備

- 生計向上のみならず経済成長のために必要不可欠なエネルギー分野への協力を、チュニジア、イラク、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、エジプト、パレスチナ等多くの国で実施した（各年度）。
- イラクでは地域紛争からの復興を支援するために、電力、水分野の円借款事業を2017年度から2020年度末までに累計4件承諾し、実施した。また、同国産業多角化に向けた農業分野への支援も実施した（各年度）。加えて、同国の経済基礎インフラの強化に向け、経済物流拠点となる港湾整備に対し、機構の海外投融資再開以降、初めての海外投融資によるイラク向け支援として、国際金融公社（IFC）との協調融資契約に調印した（2021年度）。
- チュニジアでは、技術協力を通じてチュニジア企業約80社に対してカイゼン活動実施を支援、品質・生産性向上に寄与した。また、アフリカ開発のための新パートナーシップ（NEPAD）と「第4回アフリカカイゼン年次総会」を共催し、アフリカ・その他地域の17か国の関係者を集め、カイゼ

ン方式に関する知見を広く共有・普及させた（2019年度）。

- 西バルカンでは、技術協力プロジェクトを通じ、機構の過去の支援によるセルビア及びモンテネグロの中小企業支援体制構築の成果を、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニアに普及・展開した（各年度）。
- モルドバでは技術協力プロジェクトを通じ、中小企業へのコンサルティングサービスの体制強化に貢献した。ウクライナにおいて「中小企業金融に係る情報収集・確認調査」を実施し、中小企業金融での新規案件形成に着手した（各年度）。
- 質の高い成長の原資となる資金を適切に管理するために、イラク、ウクライナ等で、金融システムの安定化・健全化に向けた支援を行った（2019、2020年度）。
- パレスチナでは、「産業振興プロジェクト」（技術協力プロジェクト）の下で、ジェリコ農産加工団地の開発を通じた投資環境整備を行った（2019～2021年度）。
- 機構主導で本邦旅行業界向けの「パレスチナ観光促進セミナー」及び「パレスチナ・ヨルダンFAM」ツアーを実施し、その結果本邦企業がパッケージツアーを企画・開催した（2019年度）。
- エジプトでは、「大エジプト博物館合同保存修復プロジェクト」（技術協力プロジェクト）の活動が、日本国内でも高く評価され、「読売国際協力賞」（同賞の文化財保護に関する表彰としては初）を2020年11月に受賞した（2020年度）。また、大エジプト博物館の運営支援等のための第一館長補として専門家を派遣した（2021年度）。
- ヨルダンでは、国の主要産業である観光業の発展を支援するために、日本の無償資金協力で建設したペトラ博物館の日本語版ガイドブックを2,000部制作し、ペトラ博物館へ譲渡した（2020年、2021年度）。

(4) 持続的な環境保全

- ウクライナやチュニジアでは下水の協力を実施したほか、チュニジアでは海水淡水化の協力を実施した（各年度）。
- イラク、エジプト、パレスチナ、ウクライナ、セルビア、コソボ、モルドバでは廃棄物管理や都市環境改善に向けた取組や調査を実施した（2019～2021年度）。
- セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナでは、火力発電所排煙脱硫装置の建設を通じた大気汚染対策に向けた取組を実施した（各年度）。
- アルバニア、北マケドニア、コソボ、モンテネグロでは生態系管理や生態系を活用した防災に寄与する協力を実施した（2019～2021年度）。
- イランでは、大気汚染物質の対処能力向上を通じたテヘラン首都圏の大気汚染改善に向けた協力を実施した（各年度）。
-

(5) その他戦略的な取組

- 「日・サウジ・ビジョン2030」で機構が関与する重点分野の「中小企業・能力開発」、「文化・スポーツ・教育」で、招へい、調査等を実施した。また、サウジアラビアとコストシエアによる研修やセミナーを実施し、累計28人が参加した（各年度）。
- ヨルダン支援会合（ロンドン会合）での日本政府による表明の達成に向けて、アンマン首都圏への安定給水を目的とした無償資金協力のG/Aを締結した（2019年度）。
- パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合（CEAPAD : Conference on the Cooperation among East

Asian countries for Palestinian Development) の下、パレスチナ自治政府の行政機能の構築・強化や、公平なガバナンスの確立を目的に、インドネシア、マレーシア、シンガポール、イスラム開発銀行等と協力し、パレスチナ自治政府職員等に対する技術研修等を実施した（2019、2020年度）。

- イエメンでは、2011年3月の日本人退避以降も、本邦研修や第三国研修を継続し、紛争が続く現状においても継続的な協力を推進した（各年度）。
- 西バルカン協力イニシアティブに貢献する協力の着実な実施・展開に向け、セルビア、コソボ、北マケドニア、アルバニアで二国間協力案件を形成するとともに、ボスニア・ヘルツェゴビナ、コソボ、モンテネグロ、北マケドニア、セルビアにて広域協力案件を含む新規協力案件を形成した。さらに、ブルガリア・北マケドニアの三角協力に加えて、機構とルーマニアの援助機関RoAid（Romanian Agency for International Development）間の連携を図るための両機関間の意見交換を継続し、さらに西バルカン周辺国（スロベニア、チェコ等）との意見交換を開始した（各年度）。

(6) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- モロッコでは、中東・アフリカ地域で初となる新型コロナウイルス感染症対応支援プログラム・ローンを承諾した。
- トルコでは、世銀と連携し、新型コロナの感染拡大によって影響を受けた小零細企業に対して資金繰りを支援するための円借款事業を形成した。
- 難民の生活環境の改善を目的にした無償資金協力を実施した。モロッコでは、慢性疾患・精神疾患を抱える難民に対し新型コロナ対策の啓蒙活動や難民事業への支援を通じた実証調査をUNHCRと連携して実施した。
- チュニジア、イランでは、実施中の技術協力プロジェクトを通じ、病院や企業関係者等を対象とした感染予防に資するカイゼンセミナーや日本の新型コロナ対策についてのオンラインセミナーを開催し知見を共有した。
- エジプトでは、実施中の技術協力を通じ検査機材や消毒液等の衛生キットを供与した。また、既存の技術協力プロジェクトでも、日本の病院と連携して院内感染予防対策のビデオを作成し、エジプト国内での研修で活用された。加えて、実施中の技術協力プロジェクトを通じ「手洗い、うがい」の習慣づけにも取り組んだ。
- パレスチナ、イラク、ヨルダン、レバノンでは、防護用資機材の供与、感染予防・緊急医療対応に係るセミナーの開催等を実施した。

(7) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

地政学的に不安定な国を多く抱える中東地域では、治安状況が急激に悪化する可能性がある。国連機関等とも連携の上、リスクに係る情報収集・分析を基に事業計画を策定・実施し、治安情勢により邦人の渡航が難しい場合には本邦研修、周辺国における第三国研修や帰国研修員支援等を効果的に組み合わせた支援を引き続き検討・実施していく。なお、中東地域は開発ニーズも大きいが、技術協力協定締結が未了な国もあるため、各種援助手法を柔軟に活用・運用していく必要がある。

3-3. 中期目標期間評価に係る自己評価

< 評価と根拠 >

評価：S

根拠：

【中期目標達成状況】

過年度の定量的実績から、中期目標全体の定量目標を大きく上回り達成した。質的な観点からも、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人業務実績の基準について」（平成27年3月外務省）に掲げられたS評価の根拠となる質的成果（法人の自主的な取組による創意工夫、目標設定時に想定した以上の外交政策等に対する寄与、重要かつ難易度の高い目標の達成）を満たしており、成果の最大化に向けた取組で所期の目標を大幅に上回る形で成果を上げていることから、中期目標における所期の目標を大幅に上回る形で達成されたと評価する。

【定量的指標（政策への貢献については下線付記）】

定量的指標のうち、「アフリカにおける育成人材数」（TICAD VI の達成目標のうち機構貢献分）は目標水準を大幅に上回り達成している。また、「アジアにおいて育成する産業人材数」（2015 年日・ASEAN 首脳会議における日本の公約「アジア産業人材育成協力イニシアティブ」）に示されている達成目標のうち機構貢献分）も目標水準を大幅に上回り達成している。

【質的成果】

ア．全地域：

- 新型コロナ感染拡大を受けた取組として、「JICA世界保健医療イニシアティブ」を形成・推進するとともに、保健医療分野にとどまらず、教育、水・衛生、交通等幅広い社会サービスの継続や経済・社会の安定化に貢献するため、82か国に、緊急資機材の供与、技術支援、資金協力を実施した。
- このうち、コロナ禍の各国の喫緊のニーズに応えるべく、新型コロナへの緊急体制整備のみならず、経済対策や医療施設・資機材の拡充、社会保障の拡充に貢献するための緊急円借款を2020年7月以降約6,300億円の円借款を事前通報、3,795億円の貸付契約を締結。
- 開発途上地域におけるトップクラスの大学等と連携し2020年度に開始したJICAチェアは、計49か国に展開。日本の開発経験の共有を通じた人材育成に貢献。

イ．東南アジア・大洋州地域：

- 「自由で開かれたインド太平洋」をはじめとする重要政策・公約を踏まえ、ASEANの中心性と一体性（統合の深化）を高める協力に主眼を置き、①インフラ整備を含む連結性の強化に資する事業、②「日・ASEAN首脳会議公約」に資する産業人材の育成、③平和で安全な社会の構築に資する事業、④地域の共通課題の解決に資する事業を実施。
- ①インフラ整備を含む連結性の強化に資する事業として、タイ、ミャンマー間の物流改善（約21日間必要な海上輸送を陸路で2日以内に短縮）、タイのレッドラインの正式運航開始、ヤンゴンの通関の簡易検査に要する時間の大幅短縮（2時間から1分以内に）、ジャカルタのMRT（Mass Rapid Transit）南北線の運行開始によるラッシュ時の移動時間の大幅短縮（片道約1～1.5時間→約30分）を実現。また、カンボジアのチュルイ・チョンバー橋（日本・カンボジア友好橋）、ラオスのビエンチャン国際空港、ベトナムのラックフェン国際港、インドネシアのパティンバン港等の整備を通じて、各国との友好関係強化や本邦企業の海外展開にも寄与。
- ②「日・ASEAN首脳会議公約」に資する産業人材の育成として、公約の早期かつ目標を

大幅に上回る達成に寄与したほか、同公約の具体的施策の一つとして、タイ初の日本式高専設立等を含む円借款事業を開始し、日本の高専制度の海外展開にも寄与。

- ③平和で安全な社会の構築に資する事業として、公約の達成に寄与しつつ、各国の海上保安組織への技術協力や巡視艇の供与、サイバーセキュリティ対策強化研修等を実施。また、ミャンマーでは、長年の信頼関係に基づく政策対話による働きかけを通じ、マネーロンダリング対策の進捗に貢献。さらに、ベトナムでは、日越首脳会談の共同声明（2017年）を踏まえた政府幹部候補生を対象とした、大型人材育成事業を通じて知日・親日派リーダーを育成。
- ④地域の共通課題の解決に資する事業として、日・ASEAN首脳会議公約（5年間（2013-2017）の早期かつ目標を上回る達成に寄与したほか、機構による災害医療人材の能力強化と域内ネットワーク形成が、ASEAN首脳会議の議長声明で高く評価。また、タイの洞窟で発生した遭難事故では、タイ政府の捜索・救助活動に貢献した機構関係者が、国王ラーマ10世より国家勲章を受章。2018年9月に起きたインドネシアの中部スラウェシ地震では、緊急援助から技術協力による復興基本計画の策定及び実施、資金協力によるインフラ復興支援まで総合的な協力を実施。
- ミャンマーについては、2021年2月1日に起きた政変を受け、日本政府の方針に基づき、安全を第一としつつ様々な課題に対し、日本政府及び大使館、機構内関係部署等と緊密に連携し、柔軟に対応。
- 第7回及び第8回太平洋・島サミット（PALM7、8）の公約達成に継続して寄与しつつ、第9回太平洋・島サミット（PALM9）で掲げられた重点領域へ貢献するため、①自然災害や気候変動等ぜい弱性への対応に資する事業、②近代化に伴う環境問題への対応に資する事業、③複雑化する海洋問題等への対応に資する人材育成等を実施。
- ①自然災害や気候変動等ぜい弱性への対応に資する事業として、ハイブリッドアイランド構想の具現化、太平洋気候変動センターの整備及び人材育成、再生可能エネルギーの導入等を推進。
- ②近代化に伴う環境問題への対応に資する事業として、廃棄物管理の改善に資する人材育成を実施。
- ③複雑化する海洋問題等への対応として、海事学校の能力向上を通じた人材育成、船舶安全、海上犯罪取締り、電子海図作成、違法・無報告・無規制（IUU）漁業の抑止、資源管理型漁業の推進等の研修や、日米連携によるIUU漁業対策研修を実施。
- 大洋州各国の開発を担う将来の幹部候補人材を育成。
- フィジーでは約20年ぶりになる円借款事業として、災害復旧スタンドバイ借款を形成・承諾し、承諾した年度内に発生した2回のサイクロン被害の際に活用された。
- 2022年1月のトンガの火山噴火・津波被害対応は、緊急支援フェーズで緊急援助物資の供与及び国際緊急援助隊・自衛隊部隊を派遣。緊急支援フェーズからシームレスな復旧・復興支援を迅速に準備。

ウ. 南アジア地域：

- 「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」、「日バングラデシュ包括的パートナーシップ」等、各国との公約に基づく事業を推進し、各国との関係強化に大きく貢献

したほか、①経済発展基盤の構築、連結性強化に資する事業、②平和と安定、安全の確保に資する事業、③基礎生活分野の改善に資する事業、④気候変動や防災等の地球規模課題への対応に資する事業等を実施。

- ①経済発展基盤の構築、連結性強化に資する事業として、インドでの高速鉄道建設事業、貨物専用鉄道建設事業、地下鉄事業等、バングラデシュでの都市交通事業、機構初のEBF（Equity Back Finance）の貸付等を通じた同国初の日系企業向け経済特区開発の推進。スリランカでは空港事業や橋梁事業により基幹産業の回復を支援。パキスタンでは、本邦技術を用いたインフラ整備により域内の物流活性化に貢献。アフガニスタンでは、長年にわたって都市開発を支援し、Ghazi Meer Masjidi Khan勲章を受章。
- ②平和と安定、安全の確保に資する事業として、ネパールでの民法制定・施行、連邦議会、州、地方選挙の円滑な実施に寄与。また、アフガニスタンでは、UNDP及びトルコ政府との連携による女性警官育成（661人）やアフガニスタン未来への架け橋・中核人材育成プログラムを通じた行政官の本邦受入（258人）を実施。バングラデシュでは、マンマー・ラカイン州からの避難民キャンプでIOM等と連携した同キャンプ内最大規模の給水施設を完成。
- ③基礎生活分野の改善に資する事業として、インドのラジャスタン州では、円借款事業をてこに、女性農家の水利組合員資格取得を認めるための関連法規の改正を実現。また、バングラデシュ、スリランカでは、SHEPの概念を活用した協力を実施。さらに、パキスタンでは、ノンフォーマル教育の普及、FAOとの連携事業におけるサバクトビバッタ被害を受けた小規模農家の生計向上支援等を実施。アフガニスタンでは、ペシャワール会と支援したコミュニティ灌漑の展開のためガイドラインを作成。
- ④気候変動や防災等の地球規模課題への対応に資する事業として、ネパールでは、コミュニティによる住宅復興モデルの導入で機構対象地域の約9割の住宅完工を実現し、ネパール政府の高評価を得るとともに、他ドナーによる同モデルの横展開が実現。また、スリランカ、パキスタンでは洪水対策支援等を実施。モルディブではGCF事業の受託が決定。
- アフガニスタンでは、2021年8月15日以降の情勢下でも人道支援は実施するとの日本政府方針を踏まえて国際機関連携方式による無償資金協力案件を継続して、人間の安全保障確保に貢献。

エ. 東・中央アジア及びコーカサス地域

- 長期的な安定と持続可能な発展という観点から、①ガバナンスの強化、②産業の多角化、③インフラ整備、④人材育成に資する事業等を実施。
- ①ガバナンスの強化に資する事業として、モンゴルでの財政・社会・経済改革開発政策借款や、ウズベキスタン、タジキスタン、ジョージアでの保健医療、災害対策、農村開発、教育分野の協力を実施。特にモンゴルでは、機構支援を通じて税法改正が実現。
- ②産業の多角化に資する事業として、モンゴルにおける農牧業バリューチェーンの振興、ウズベキスタンでの園芸農業の輸出能力強化、ジョージアでの観光業活性化等を実施。中小企業振興のための海外投融資ツーステップローンが中央アジア・コーカサス地域で初めてジョージアで実施。また、モンゴルでは、中小企業振興及び産業多角化に向

けた事業の功績を踏まえ、機構専門家が同国大統領から北極星勲章（外国人に叙勲される最高位のもの）を受章。

- ③インフラ整備に資する事業として、モンゴル、ウズベキスタン、ジョージア、アゼルバイジャンで、空港、国際幹線道路、発電所等の質の高いインフラ整備を実施。特にモンゴルでは、「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」を踏まえて支援した新ウランバートル国際空港の事業運営権を本邦企業が獲得、開港したほか、無償資金協力で整備した同国初の教育病院である「日本モンゴル教育病院」が開院。また、ウズベキスタンでは、電力分野支援として機構初の運営維持管理（Operation and Maintenance：O&M）借款に係るL/Aを締結。
- ④人材育成に資する事業として、JDS、開発大学院連携、課題別研修等を通じて計420人を育成。キルギスにおけるJDS卒業生の大統領府局長（閣僚級）等、各国閣僚及び政府要人ポストへのJDS卒業生の就任が相次ぎ、知日派リーダーの育成に大きく寄与。
- 中国では、対中ODA終了に向け40周年の対中ODAを振り返るシンポジウム等を開催し、中国経済発展における日本のODAの役割・貢献等の中国の若い世代への紹介や多数の主要メディアでの報道を通じて、日中の友好関係促進に大きく寄与。
- 日本政府の「中央アジア+日本」対話における地域共通テーマへの対応として、越境協力推進によるバッタ被害低減のため、初めて中央アジア5か国全て及びアフガニスタンを対象とした無償資金協力を実施。
- モンゴルでは、国会議長自ら戦後日本の発展モデルについて学びたいと要請があり国会議員向けの連続講座を計4回実施。各回100～280名（国会議員、国家公務員、研究者等を含む）が参加。

オ. 中南米・カリブ地域：

- IDBや中米統合機構（SICA）等との連携を通じた①インフラ整備や②地球規模課題等への対応とともに、③日系社会支援及び日系社会との連携・協力に取り組んだ。
- ①インフラ整備に資する事業として、パナマ、ニカラグア、エルサルバドル等で都市鉄道、道路・橋梁、エネルギー等の分野における質の高いインフラ技術の活用促進のほか、中南米地域全体、キューバ、ボリビア等で運輸交通の改善に資する協力を実施。米州開発銀行（IDB）との協調融資枠組み「中南米・カリブ地域の経済回復及び社会包摂協力」に基づきエネルギー、水衛生、運輸交通等の協力を実施。
- ②地球規模課題等への対応として、IDBとの協調融資によるエクアドル、ジャマイカ、パラグアイ、ドミニカ共和国での気候変動対策に向けた取組を推進。また、エクアドルでは、同国政府との地道な関係構築・強化を通じて、エネルギー分野で20年ぶりの借款再開を実現。
- ③日系社会支援及び日系社会との連携・協力として、ペルーでは、日系社会やIDBとの強固な信頼関係を基に、機構初の劣後融資、ペルー初の海外投融資、かつIDB Labとの初の協調融資として、日系人を起源とする信用組合への海外投融資供与を実現。また、海外移住資料館における各種企画展の実施や移住関連資料の収集・保管等を通じた日本国内での理解促進に取り組んだ。経済交流の活性化を目指す「OKINAWA TO 沖縄プロジェクト」を実施し、日本企業と移住先国で活躍する日系人との連携を促進。加えて、コロナ禍で困難な状況に置かれた各国日系団体を支援すべく、日系団体への助成金に係る制度改定を迅速に検討・実施の上、申請受付を開始、2021年度末までに124団体、284事

業交付。

- 全世界に先駆けてサンパウロ大学法学部に講座「日本開発研究プログラム（フジタ・ニノミヤチェア）」を開設、機構の働きかけを通じて㈱三菱UFJ銀行や三井物産㈱の寄附金が講座運営に活用。
- 各国でこれまでの機構の貢献が高く評価され、機構並びに機構理事長及び元理事長等が受勲。具体的には、ブラジルで機構元理事長の緒方貞子特別フェローが「リオ・ブランコ勲章グランクルス位」を受章。ブラジルで機構理事長が「南十字星国家勲章コメンダドール位」を受章。ニカラグアで機構が大統領勲章を受章。パラグアイで機構理事長が国家功労賞（大十字勲章）を受賞。機構職員がSICA貢献勲章を受章。

カ. アフリカ地域：

- ①インフラ整備、②投資・ビジネス環境の整備・改善、③基礎生活分野の改善に資する事業等を実施。
- ①インフラ整備に資する事業として、東アフリカ北部回廊、ナカラ回廊、西アフリカ「成長の環」等の域内経済開発事業を実施。特にウガンダでは、東アフリカ北部回廊のナイル川源流橋が完工した結果、時速80km（従前の4倍速）での通行が可能となり、輸送能力増強に貢献したほか、質の高い現場管理（4年半の歳月において死亡者ゼロ、地元雇用への寄与（現地雇用率90%等））に対して、ウガンダ大統領から謝意が表明。また、モザンビーク、ガーナ、コートジボワールでのインフラ整備事業においても、各国首脳から日本の質の高いインフラへの評価とともに謝意。
- ②投資・ビジネス環境の整備・改善に資する事業として、ABEイニシアティブやアフリカ各国での各種事業を実施し、TICAD V、VIの公約達成に貢献。また、AUDA-NEPAD等と協力し、「アフリカカイゼン年次会合」の毎年の開催、カイゼンの効果的普及に向けた「カイゼンハンドブック」の発表、「アフリカ・カイゼンアワード」の初開催・継続等に取り組み。さらに、複数の高専等と「JICA－高専イノベーションプラットフォーム」を設置し、これまでの手法では解決困難なアフリカの課題解決に向けた検討・実証実験を推進したほか、長岡高専と覚書を締結し、同校の授業の一環として、オープンイノベーションに関連する講義や審査会の開催、試作品製作を推進する等、新たな取組を考案・実施。
- ③基礎生活分野の改善に資する事業として、IFNA重点10か国における国別栄養改善戦略の策定を支援したほか、TICAD7におけるIFNAのサイドイベントをAUDA-NEPADと開催し、「IFNA横浜宣言2019」を採択して援助潮流の形成に貢献。4か国で「ラスト・ワン・マイル支援」実施。
- TICAD7の成果文書の一つ「TICAD7における日本の取組」の検討過程で機構の貢献策案を提案した結果、同取組48項目のうち40項目で機構関連の取組となり、策定に大きく貢献。また、TICAD7の際、他機関等とともにサイドイベントを31件開催、延べ7,340人の参加を得たほか、「BON for Africa（アフリカ盆踊り）」を企画・実施し、TICAD7やアフリカへの一般市民の関心を高める機会として貢献。TICAD8に向けた貢献策の具体化に貢献。
- ウガンダで機構の取組を称える決議が国会で採択。

- 新型コロナに対応したビジネスプランコンテスト「NINJA Business Plan Competition in response to COVID 19」を実施。各国スタートアップ育成のためのシステムの構築を支援。

キ. 中東・欧州地域

- ①社会的・地域的な格差是正、②国の発展を支える人材の育成、③インフラ整備及び投資環境整備、④持続的な環境保全に資する事業等を実施。
- ①社会的・地域的な格差是正に資する事業として、ヨルダンでの大学等における若年層への就職支援能力の向上支援や同国に避難している障害のあるシリア難民の社会参加促進支援、パレスチナでのジェリコ農産加工団地の開発・運営能力支援や住民主体のキャンプ改善計画の策定支援、モロッコでの農業振興や地域間格差是正に資する円借款事業等を実施。
- ②国の発展を支える人材の育成に資する事業として、「シリア難民及びホストコミュニティ支援チーム」を累計 67 人派遣し、世界人道サミットでの公約達成に寄与したほか、「シリア平和への架け橋・人材育成プログラム」を通じ、67 人のシリア難民を留学生として受入。エジプト・日本学校では、「特活」を導入した日本式教育が評価され、累計 48 校のエジプト日本学校 (EJS) がエジプト国内に開校し、特活認証制度が公式制度化。「エジプト・日本教育パートナーシップ」を通じ累計 1,541 人の留学生・研修生・研修員を受け入れた。さらに、「日本・エジプト三角協力プログラムに係る協力覚書」により、アフリカから 4,262 人、中東（イラク・イエメン）から 2,363 人を受入
- ③インフラ整備及び投資環境整備に資する事業として、イラクでは、復興支援に向けて電力・水分野の円借款事業を 4 件承諾したほか、産業多角化に向けた農業分野の支援も実施。港湾貨物ターミナル整備への（制度再開後）初の海外投融資が実現。また、チュニジアでは、技術協力を通じて企業 80 社のカイゼン活動実施を支援。さらに西バルカンでは、機構の過去の支援によるセルビア及びモンテネグロの中小企業支援体制構築の成果を、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニアに普及・展開。
- ④持続可能な環境保全に資する事業として、エジプト、ウクライナでの下水分野の協力、チュニジアでの海水淡水化の協力を実施。また、イラク、エジプト、ウクライナ、セルビア、コソボ、モルドバでは廃棄物管理や都市環境改善に向けた取組を実施。
- ⑤2022年2月24日に突如開始されたロシア軍によるウクライナ侵攻を受け、日本政府の公約のうち、緊急経済復興開発政策借款（世銀協調融資）1億ドルを3月中に政府の事前通報まで準備。周辺国への支援ニーズを確認すべく、保健医療・緊急人道支援分野の調査団をモルドバに派遣・実施するなどして、各種支援策を検討。

3-4. 主務大臣による評価

評価：S

<評価に至った理由>

（定量的実績）

【指標 5-2】「2015 年日・ASEAN 首脳会議における公約達成のための、アジアにおいて育成する産業人材数」が目標値（12,000 人/年）を期間平均で約 185%上回っているほか、【指標 5-3】「アフリカにおける育成人材数」は、2018 年度に目標を達成しており、中期目標期間において着実に指標を達成している。

（定性的実績）（【指標 5-1】我が国関連政策及び地域別公約等への貢献を含む、各国・地域固有の開発課題解決に向けた、国別開発協力量針に沿った案件形成・実施状況）

複数地域に亘る取組として、新型コロナの影響を受けた各国毎の喫緊のニーズに応えるべく、緊急円借款を 2020 年 7 月以降約 6,300 億円の円借款を事前通報、3,795 億円の貸付契約を締結するとともに、長年の協力で培ったネットワークを最大限活用し、感染拡大初期から延べ 82 か国に保健関連資機材の供与や技術支援等を実施したことは、目標策定時には想定されていなかった事態への適切且つ迅速な対応として、我が国の外交政策としての新型コロナ対策支援の実現に大きく寄与した。その他、「JICA 世界保健医療イニシアティブ」により、保健医療分野にとどまらず、教育、水・衛生、交通等幅広い社会サービスの継続や経済・社会の安定化に貢献した。

開発途上地域のトップクラスの大学等と連携し 2020 年度に開始した JICA 日本研究講座設立支援事業（JICA チェア）は、計 49 か国に展開し、日本の開発経験の共有を通じた人材育成に貢献したことを評価。

1－1．東南アジア地域

中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・我が国の重要外交政策である、自由で開かれたインド太平洋の実現に資する連結性強化を通じた質の高いインフラ整備を通じてハード・ソフトの連結性の強化に資する事業として、タイ、ミャンマー間の物流改善、ヤンゴンの通関検査に要する時間の大幅短縮、ジャカルタの MRT 南北線の運行開始によるラッシュ時の移動時間の大幅短縮を実現。また、カンボジアのチュルイ・チョンバー橋（日本・カンボジア友好橋）、ラオスのビエンチャン国際空港等の整備を通じて、各国との友好関係強化や本邦企業の海外展開にも寄与したことは特筆される。
- ・同様に、自由で開かれたインド太平洋の実現に資する取組として重要である、各国の海上保安組織への技術協力や巡視艇の供与、サイバーセキュリティ対策強化研修等を積極的に実施したことは、主要外交政策の実現に大きく寄与したと言える。
- ・日・ASEAN 首脳会議における産業人材育成の国際公約の早期且つ目標を大幅に上回る達成に寄与したほか、同公約の具体的施策の一つであるタイにおける日本の高専制度の海外展開や、健康イニシアティブの早期かつ目標を大幅に上回る達成に寄与したことは高く評価される。
- ・さらに、複数国において、法の支配やグッドガバナンスの確立、留学制度を活用した人材育成に係る取組を実施し、ベトナムでは日越首脳会談の共同声明を踏まえた人材育成事業を通じて知日派リーダーを育成したことは評価される。
- ・2018 年のタイの洞窟で発生した遭難事故で、過去に日本から供与した日本製ポンプ車の派遣等によりタイ政府の捜索・救助活動に協力した機構関係者が、国王ラーマ 10 世より国家勲章を受章したことは、相手国政府や外部機関等から高い評価を得た成果である。

1－2．大洋州地域

中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・海洋インフラ、海上安全、海上法執行能力強化、違法・無報告・無規制（IUU）漁業の抑止等に取り組んだことは、自由で開かれたインド太平洋の実現に資する協力として高く評価できる。
- ・自然災害や気候変動等脆弱性への対応、環境問題への取組を通じて第 7 回太平洋・島サミット（PALM 7）及び第 8 回太平洋・島サミット（PALM 8）の公約達成に資する事業を実施した。中でも太平洋気候変動センターの取組は、ハード及びソフトを総合的に組み合わせ、且つ地域横断的なセンターとして高く評価できる。
- ・パラオ拠点の開設 20 周年を受け、パラオ国議会から機構の貢献に対する感謝状が発出されたことは、相手国政府からの高い評価の証左である。また同国において、大洋州地域初の海外投

融資案件であり、本邦企業も参画する「国際空港ターミナル拡張・運営事業」の L/A が調印されたことは、自由で開かれたインド太平洋の実現に資するとともに、パラオ独立 25 周年に同国唯一の国際空港の拡張・運営を支援するという日・パラオ関係にとっても意義深いものであり、特筆すべき成果である。

2. 南アジア地域

中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」、「日バングラデシュ包括的パートナーシップ」等、各国との公約に基づく事業を推進し、インドでは 2019 年度の借款供与国中、最高額となる新規円借款供与を実施し、バングラデシュでは、同国の過去最高水準となる新規円借款供与を実現する等、各国との関係強化に大きく貢献したことは特筆すべき成果である。
- ・インドでの高速鉄道等のインフラ事業、バングラデシュでの機構初の Equity Back Finance の貸付等を通じた同国初の日系企業向け経済特区開発の推進、パキスタンでの本邦技術を用いたインフラ整備は自由で開かれたインド太平洋の実現に資する連結性強化に繋がる支援として評価できる。
- ・ネパールでの民法制定・施行、連邦議会、州、地方選挙の円滑な実施への貢献や、保守的規範の強いインドのラジャスタン州における、円借款事業を梃子にした女性農家の水利組合員資格取得を認めるための関連法規の改正実現、アフガニスタンでの UNDP 及びトルコ政府との連携による女性警官育成等を通じた行政官の本邦受入実施は、ガバナンスの強化やジェンダー平等の観点からも好事例と言える。その他、バングラデシュでは、ミャンマー・ラカイン州からの避難民キャンプで IOM 等と連携した同キャンプ内最大規模の給水施設を完成し、平和と安定、安全の確保に資する事業として評価できる。
- ・アフガニスタンにおける長年に亘る都市インフラ開発への支援に対して、文民対象の勲章として二番目に高いものとなる Ghazi Meer Masjidi Khan 勲章が授与されたことは、相手国政府や外部機関等から高い評価を得た成果として評価される。

3. 東・中央アジア及びコーカサス地域

中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・質の高いインフラ整備に資する取組として、モンゴル、ウズベキスタン、ジョージア、アゼルバイジャンで、空港、国際幹線道路、発電所等の整備が実施され、特にモンゴルでは「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」を踏まえて支援した新ウランバートル国際空港の事業運営権を本邦企業が獲得したほか、無償資金協力で整備した同国初の教育病院である「日本モンゴル教育病院」が開院し、ウズベキスタンでは、電力分野支援として機構初の運営維持管理借款に係る L/A を締結したことは高く評価される。
- ・加えて、キルギスにおける JDS 卒業生の大統領府局長就任等、各国における閣僚レベルの政府要人ポストへの JDS 卒業生の就任が相次ぎ、知日派リーダーの育成に大きく寄与したことは、二国関係の強化に貢献するものである。
- ・我が国がイニシアティブを取る「中央アジア + 日本」対話が目指す地域連結性強化を象徴する事業として、バッタ被害低減のため、初めて中央アジア 5 か国全て及びアフガニстанを対象とした国際機関連携無償を実施したことは国際場裡における我が国のプレゼンス向上に資する取組である。
- ・中国では、対中 ODA 終了に向け 40 周年の対中 ODA を振り返るシンポジウム等を開催し、日本の ODA の役割・貢献等の中国の若い世代への紹介や多数の主要メディアでの報道を通じて、日中の友好関係促進に大きく寄与したほか、法制度整備支援に従事した専門家が中国政府友誼賞を授賞するなどの成果を挙げた。

4. 中南米・カリブ地域

中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・質の高いインフラ整備に資する事業として、パナマ、エルサルバドル等で都市鉄道、道路・橋梁での協力、中南米地域全体、キューバ、ボリビア等で運輸交通の改善に資する協力を実施した。
- ・外交上重要である日系社会との連携・協力として、ペルーでは、日系社会や米州開発銀行(IDB)との信頼関係を基に、機構初の劣後融資かつ IDB Lab との初の協調融資として、日系人を起源とする信用組合への海外投融資供与を実現したことは特筆に値する。加えて、新型コロナの影響で困難な状況に置かれた日系団体を支援すべく、助成金に係る制度改定を迅速に検討・実施の上、申請受付・交付を行う等、日系社会との連携強化に資する取組を戦略的に実施した。
- ・全世界に先駆けてブラジルにおいて本邦企業の寄附も得つつ、サンパウロ大学法学部に講座「日本開発研究プログラム (フジタ・ニノミヤチェア)」を開設したことは、地域の課題に対応するに当たって、外部機関とも適切に連携しつつ創意工夫を発揮し、新たな取組も積極的に活用して高い成果を挙げたものと評価出来る。
- ・ニカラグアにおいて最高位の勲章である大統領勲章を機構が国際援助組織として初めて受賞し、ブラジルにおいて諸外国との友好関係の強化に著しく貢献したとして緒方貞子元理事長が「リオ・ブランコ勲章グランクルス位」を受賞し、パラグアイにおいて北岡理事長が国家功労賞(大十字勲章)を受賞したこと等は、相手国政府からもこれまでの協力が高い評価を得ていると認められる。

5. アフリカ地域

中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・自由で開かれたインド太平洋の実現にも資する質の高いインフラ整備として、東アフリカ北部回廊、ナカラ回廊、西アフリカ「成長の環」等の域内経済開発事業を実施した。特にウガンダでは、東アフリカ北部回廊のナイル川源流橋が完工した結果、時速 80km (従前の 4 倍速) での通行が可能となり、輸送能力増強に貢献したほか、質の高い現場管理(4 年半の歳月において死亡者ゼロ、地元雇用への寄与(現地雇用率 90%等))に対して、ウガンダ大統領から謝意が表明。また、モザンビーク、ガーナ、コートジボワールでのインフラ整備事業においても、各国首脳から日本の質の高いインフラへの評価とともに謝意。
- ・TICAD の留学生受入及び産業人材育成に関する公約に関し、ABE イニシアティブやアフリカ各国での各種事業を実施し、目標を上回る早期の達成に大きく貢献した。また、アフリカ連合開発庁等と協力し、「アフリカカイゼン年次会合」の毎年の開催等、カイゼンの効果的普及に向けた取組を積極的に行った。
- ・さらに、複数の高専等とともに「JICA 一高専イノベーションプラットフォーム」を設置し、高専と協働でアフリカの課題解決に向けた検討を行い、同取組が国立高専機構の理事長賞を授賞するなど、外部機関との積極的な連携を推進する上で自主的な取組による創意工夫が認められる。
- ・TICAD 7 に関し、成果文書の一つ「TICAD 7 における日本の取組」の検討過程で積極的に貢献策を提案し、策定に大きく貢献した。また、TICAD 7 の際、他機関等とともに多数のサイドイベントを開催する等、広報・発信においても外部関係者と連携した多くの取組を行った。
- ・新型コロナに対応したビジネスプランコンテスト「NINJA Business Plan Competition in response to COVID 19」を実施し、コロナ禍においても自主的な取組を精力的に行った。
- ・ウガンダで北部地域に対する機構の復興支援の協力をきっかけに、同国への協力を称える決議が国会で採択されたことは、相手国政府から高い評価を得ていると認められる。

6. 中東・欧州地域

中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・世界人道サミットでの公約達成に寄与すべく「シリア難民及びホストコミュニティ支援チーム」を当初の目標を上回る累計 67 人派遣したことは、相手国政府や他機関による外部の関与も得て発現した大きな成果であり、政府の国際公約に大きく貢献した成果として高く評価される。また、「平和の架け橋・人材育成プログラム」を通じ、累計 67 人のシリア難民を留学生として受入れたことは相手国の発展を支える人材育成として高く評価される。加えて、ヨルダンにおいて国際機関等（世銀、UNOPS、IFC）や本邦民間企業等と連携し、難民ホストコミュニティ支援を実施したことは、難民支援に係る創意工夫による取組として評価される。
- ・エジプト・日本学校では、「特活」を導入した日本式教育が評価され、累計 43 校の EJS がエジプト国内に開校したほか、「エジプト・日本教育パートナーシップ」を通じ累計 1,138 人の留学生を受け入れたことは、二国間関係の強化に加えて、日本式教育の普及促進にも繋がり、高く評価できる。
- ・社会的・地域的な格差是正に資する事業として、パレスチナでジェリコ農産加工団地の開発・運営能力支援や住民主体のキャンプ改善計画の策定支援を実施したこと、また、インフラ整備及び投資環境整備に資する事業として、イラクで復興支援に向けた電力・水分野の円借款事業を 4 件承諾し産業多角化に向けた農業分野の支援を継続したことは平和で安定な社会の構築が求められる同地域において重要な取組である。
- ・ウクライナ侵略を受け、緊急経済復興開発政策借款（世銀協調融資）1 億ドル（L/A 調印は令和 4 年度 5 月）を進めたことや、周辺国への支援ニーズを確認すべく、保健医療・緊急人道支援分野の調査団をモルドバに派遣したことは、外交上も大きな貢献であると評価できる。

（結論）

以上により、定量指標のうち「アフリカにおける育成人材数」は達成済み、「2015 年日・ASEAN 首脳会議における公約達成のための、アジアにおいて育成する産業人材数」は例年 120%を越える結果を得ていること、中期計画において予定されていた取組を着実に実施しているほか特筆すべき定性的な成果が多数見られること、それら成果には質的に顕著な成果が多く認められることから、中期目標における所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認め、「S」評価とする。

具体的には、複数の地域において新型コロナ対応として緊急支援円借款や資機材の供与を迅速に実施したことは、新型コロナの発生という想定外の事態への対応にあたり、機構が政府の政策実現に大きく貢献した証左であり、また、東南アジア地域では、コロナ支援と併せて、政府の重要外交政策である自由で開かれたインド太平洋実現のための連結性強化や海上法執行能力の強化に資する取組に多くの進展が見られたほか、そうした取組への本邦企業の関与を促進したことは特筆すべきである。

大洋州地域においても、パラオ国際空港の案件に見られるように、象徴的かつ自由で開かれたインド太平洋の実現や質の高いインフラ投資にも資する協力が推進された。南アジア地域では、過去最高水準の対インド新規円借款及び対バングラデシュ新規円借款の供与を行い、両国との関係深化に大きく貢献した。東・中央アジア及びコーカサス地域では、モンゴルやウズベキスタンでのインフラ分野における協力が顕著な進展が見られたほか、中国では法制度整備支援に従事した専門家が中国政府友誼賞を授賞するなどの成果を挙げた。中南米・カリブ地域では、日系社会との関係強化に注力した実績を上げたほか、日本開発研究プログラムの講座開設、中南米初のドル建て借款など、創意工夫を凝らした取組を行った。アフリカ地域では コロナ禍の制約の中でも ABE イニシアティブなど留学生事業において各国のニーズに合わせた新たな取組の導入など、機構の自主的な取組による創意工夫を発揮した。また、ウクライナへの緊急経済復興開発政策借款（世銀協調融資）1 億ドル（L/A 調印は令和 4 年度 5 月）や、モルドバへ保健医療・緊急人道支援分野の調査団を派遣し

たことは、外交上も大きな貢献であった。

上記の取組を通じ、各地域における外交政策の推進に大きく貢献するとともに、地域横断的事項である 自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた取組を具体化させるなど、我が国の重要政策やこれまでの国際公約達成に大きく寄与した。さらに、これらの取組を推進するに当たっては、各国のニーズに合わせた新たな取組の導入など、機構の自主的な取組による創意工夫を発揮した。

これらの成果は各国・地域の情勢や特性に応じた開発協力の重点化に寄与するとともに、自由で開かれたインド太平洋実現に向けた取組を始めとして、開発協力大綱に掲げる「我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護」等にも顕著に貢献するものである。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

各地域の地政学的な特性を踏まえつつ、引き続き、自由で開かれたインド太平洋の実現や SDG s の達成といった政府の重要政策、また、太平洋・島サミットのフォローアップや TICAD8 等我が国が重視する各フォーラムにおけるコミットメントの達成を通じた国際場裡における日本外交の強化に寄与する取組の推進に期待する。その際、ポスト・コロナにおける各国・地域における状況や優先的な開発課題の解決に沿った事業展開を行うよう留意ありたい。

加えて、他ドナー・国際機関とも協調の上、案件形成・実施等に取り組むとともに、域内及び隣接地域を含む開発効果の高い案件の形成・実施に向け、本邦技術の効果的な活用を推進ありたい。

<その他事項> (有識者からの意見聴取等)

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 6	民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、各年度の開発協力重点方針、インフラシステム海外展開戦略 2025（旧名称：インフラシステム輸出戦略）
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】外部主体との連携の強化を通じて開発成果の向上を図ることは業務・組織の見直しで指摘している重要項目のため。
関連する政策評価・行政事業レビュー	平成29年度～平成29年度～令和3年度外務省政策評価事前分析表 1-VI-1 経済協力 平成29年度～平成29年度～令和3年度行政事業レビューシート番号： 無償資金協力（平成 29 年度： 127、平成 30 年度：139、令和元年度：143、令和 2 年度：144、令和 3 年度：未定）、独立行政法人国際協力機構運営交付金（平成 29 年度： 128、平成 30 年度：140、令和元年度：144、令和 2 年度：145、令和 3 年度：未定）

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット情報 （定量指標）	達成目標	目標値 / 年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
開発途上地域の課題解決及び海外展開につなげるためのコンサルティング件数	6,000 件 ⁷⁸ (2017-2021)	1,200/ 年	2,137 件	2,572 件	1,919 件	1,265 件	1,201件
②主要なインプット情報			2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
予算額（百万円）			10,710	9,559	8,797	5,683	6,106
決算額（百万円）			6,475	6,681	6,075	2,710	3,861
経常費用（百万円）			6,687	6,794	6,302	2,995	3,783
経常利益（百万円）			△ 1,116	△ 724	△ 395	△ 30	3,741
行政コスト ⁷⁹ （百万円）			6,689	6,782	6,302	2,995	3,783
従事人員数			77	79	89	100	102

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標： (6) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献 民間部門主導の経済成長を促進することで開発途上地域の発展を一層力強くかつ効果的に実現するため、他の政府関係機関等とも緊密に連携し、官民連携による支援を実施する。また、中小企業を含む民間企業等の製品・技術・サービスの実態を踏まえた開発協力事業等での活用あるいはビジネス展開支援に加え、開発協力への参画企業の裾野拡大に取り組むことで、我が国企業の現地での活動の促進等による本邦地域経済の活性化にも貢献する。

⁷⁸ 前中期目標期間（2012-2015）の実績値の約 3%増として設定する。前中期目標期間実績平均 1,168 件 / 年

⁷⁹ 独立行政法人会計基準の改定に伴い、2019 年度より行政サービスコストに代わり行政コストを記載。

中期計画：

(6) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献

ア 民間企業等

民間企業等と、調査事業、実証事業、海外投融資事業といった事業の各段階に対応した多様な連携事業や、開発協力への民間企業の裾野拡大に係る取組を他の政府関係機関等とも緊密に連携して実施する。また、我が国政府の政策・戦略策定プロセスへの情報提供・提言や我が国民間企業のニーズ等を踏まえた機構の民間企業等との連携に係る制度改善を行い、インフラ輸出及び我が国企業の現地で活動の促進にもつながる事業を形成・実施する。

イ 中小企業等

我が国中小企業等の海外展開の促進を通じ、開発途上地域の開発課題の解決を推進する。具体的には、参画企業の裾野を拡大するとともに、開発ニーズと中小企業等の製品・技術等とのマッチング強化、製品・技術の開発協力事業等での活用促進及びビジネス展開支援を行う。その際、他機関との連携を強化し、相乗効果が発揮されるよう留意する。

主な評価指標（定量的指標及び実績は 2. ①参照）

- ・ 開発途上地域の課題解決及び我が国の政策にも貢献する、民間企業等との連携事業の実施状況
- ・ 我が国政府の政策・戦略策定プロセスへの情報提供・提言や我が国の民間企業のニーズ等を踏まえた制度改善、及びインフラ輸出にもつながる事業の形成・実施状況
- ・ 開発途上地域の課題解決に資する製品・技術を有する中小企業等に対する海外展開支援事業の実施状況
- ・ 政府関係機関や経済団体、地方自治体等の関係機関との連携強化等を通じた開発協力へ参画する企業の裾野拡大のための取組状況

3-2. 業務実績

No.6-1 民間企業等

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
協力準備調査（PPP インフラ事業）、中 小企業・SDGsビジ ネス支援事業 （SDGsビジネス支 援型）を通じたパー トナー数	51法人・ 団体 ⁸⁰	29法人・ 団体	49法人・団体	37法人・団体	43法人・団体	16法人・団体
「インフラシステム 輸出戦略」等政府戦 略での機構に関連す る具体的施策項目数	63項目 ⁸¹	104項目	109項目 （うち、実施済 み 39項目）	75項目 （うち、実施済 み 3項目）	73項目 （うち、実施済 み11項目）	96項目 ⁸²

80 前中期計画目標期間（2012-2015）実績平均

81 2013-2015 累計値平均

82 「インフラシステム海外展開戦略 2025（令和2年12月決定、令和3年6月改訂版）」では実施済項目の記載がないため、2021年度については「うち実施済項目」は記載していない。

(1) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決

① SDGsビジネスをはじめとする海外展開支援事業の形成・実施

- 協力準備調査（海外投融資）（旧協力準備調査（PPPインフラ事業））を計16件、開発途上国の課題解決型ビジネス（SDGsビジネス）調査（旧BOPビジネス連携促進）を計15件、民間技術普及促進事業を計19件、案件化調査（SDGsビジネス支援型）を計46件、普及・実証・ビジネス支援事業（SDGsビジネス支援型）を計38件採択し、日本の民間企業等の海外展開を支援することを通じて、開発途上地域の課題解決に貢献する取組を実施した（各年度）。
- セネガルでは、これまでの機構支援で培った情報・ネットワークを活用して、カゴメ㈱と三井物産㈱がBOPビジネス連携促進調査を実施した結果、カゴメ㈱による現地法人設立、本格的なトマト栽培事業の着手につながった（2017年度）。
- バングラデシュでは、機構のSDGsビジネス調査を通じて、㈱MiupがICTとAIを駆使した遠隔医療支援の事業化検証を行った。同取組が高く評価された結果、同社は「第2回日経ソーシャルビジネスコンテスト」の大賞を受賞した（2018年度）。
- 機構が能動的に民間事業を開発課題解決に取り込むアプローチの一環で、TICAD7を念頭に「アフリカ課題提示型募集」を行い、機構が総合的に分析・提示した開発課題の解決に向けて本邦企業の先進技術等を活用する新たな取組を始動させ、2022年3月までに61件を採択した（2019～2021年度）。「アフリカ課題提示型募集」を通じて採択したキャストリア㈱（長野県）は、ケニアでの基礎調査により、自社のプログラミング教材が小学校4年生向けの公式教材として認定された（2020年度）。
- ブラジルでは、「環境配慮型省エネ空調機普及促進事業」を通じダイキン工業㈱が高効率インバータ式空調技術の理解促進を図ることを目的として、ブラジルの鉱物エネルギー省を対象に、自社の技術を活用した実測試験データに基づき、省エネと温室効果ガスの抑制における政策提言を行った。その結果、2020年7月に同国の空調機向けの省エネ基準が改正され、空調機の性能評価方法が国際的に広く用いられる評価基準のISO16358が適用されることとなった（2020年度）。
- 機構役員等のトップレベルによる業界団体、金融機関、商社、メーカー等への説明や意見交換の実施、国際金融機関との連携強化等を通じて、2019年度には637億円、2020年度には734億円、2021年度には1,167億円の承諾を達成する等、3か年連続して海外投融資再開後、過去最大規模の承諾を達成（累計60件）した。
- G7で採択された「2X Challenge: Financing for Women」に寄与する初の海外投融資として、女性を含む低所得者層の金融アクセス改善を目的に五常・アンド・カンパニー㈱との出資契約に調印した（2019年度）。
- 機構初の劣後融資、ペルーにおける初の海外投融資、またIDB Labとの初の協調融資として、日系社会を起源とするアバコ貯蓄信用組合への資本金劣後融資の供与を決定した（2019年度）。
- コロナ禍における中小零細事業者、低所得者、女性といった外的ショックにぜい弱な層が抱える差し迫った資金需要に応えていくことを目指し、インド向け「低所得者向け住宅普及支援事業」、全世界向け「COVID-19新興国中小零細企業支援ファンド」、メキシコ向け「女性事業者等向けマイクロファイナンス事業」、エジプト向け「中小零細企業支援事業」等を実施した（2020年度）。
- 新型コロナの影響を踏まえた保健医療体制の強化への対応として、「JICA世界保健医療イニシ

アティブ」の下、ブラジル「保健医療セクター支援事業」、アフリカ地域向け「COVID-19対応支援事業」を実施した。また、脱炭素やDX、スタートアップ支援といった先進かつ重要課題への対応として、ベトナム「クアンチ省陸上風力発電事業」、カンボジア「コンポンチュナン太陽光発電事業」、インド「DX新興企業成長支援投資事業」、ケニア「廃棄物バイオリサイクル事業」等を実施した（2021年度）。

② 他機関との協調融資の促進

- IFC、ADB、USDFC等の開発金融機関と累計19件、協調融資案件を実施した（各年度）。
- 米国海外民間投資会社と覚書を締結した。また、Citibankと初の協調融資をブラジルで実施した（2018年度）。
- AFD、EIB、AfDBとの間で協調融資の更なる促進に向けた覚書を締結した（2019年度）。
- ㈱三井住友銀行との間で、協調融資における共通の事業効果測定方法・モニタリング手法を用いる「サステナブルファイナンス・フレームワーク」に合意した（2020年）。
- IFCとはイラク「ウンム・カスル港ターミナル整備事業」を、ADBとはジョージア「中小零細事業者支援事業」、USDFCとはブラジル「中小零細事業者金融アクセス改善事業」等を承諾した。民間金融機関との協調融資案件も2件承諾した（2021年度）。

③ 民間企業との連携を強化する取組

- 民間企業との連携促進のため、機構の企業連携強化方針を策定の上、国内外の全部署で企業連携担当者を2名任命して「企業連携ネットワーク」を構築した（2019年度）。以降、企業連携を推進するためのアクションプランの進捗確認や更新、グッドプラクティス等の共有等を継続して行った（2020、2021年度）。
- 民間企業との連携を一層推進するに当たり、企業との連携情報を機構内で共有する体制を整備すべく企業情報統合データベースの運用を開始した（2021年度）。

(2) インフラ輸出及び日本企業の現地での活動促進

① インフラシステム輸出に資する発信、制度改善

- インフラ輸出の推進体制強化に向け、外部有識者による諮問委員会を開催したほか、経協インフラ戦略会議において、テーマに応じた機構事業情報のインプット等を実施した（各年度）。
- 円借款や海外投融資等の制度改善として、協力準備調査のプロポーザル評価において、迅速化提案を加点する新制度を導入する等の取組を通じ、一部案件の形成において詳細設計及び調達手続きが短縮化された（2017年度）。
- 業界団体及び本邦企業からのヒアリング等を踏まえた円借款の本邦技術活用条件（STEP：Special Terms for Economic Partnership）制度改善や、企業提案型事業の既存の各制度を整理・統合した「中小企業・SDGsビジネス支援事業」を新たに導入する等、制度改善に取り組んだ（2018年度）。
- 2021年6月に開催された第51回経協インフラ戦略会議（テーマ「新戦略の着実な推進に向けた取組」）及び2022年度に開催予定の次回経協インフラ戦略会議に向けて、新型コロナ危機対応緊急支援借款や海外投融資の積極的な実施等の2020年度～2021年度の取組状況・成果等について情報提供を行った（2021年度）。

- 2021年6月に開催された第51回経協インフラ戦略会議（テーマ「新戦略の着実な推進に向けた取組」）及び2022年度に開催予定の次回経協インフラ戦略会議に向けて、新型コロナ危機対応緊急支援借款や海外投融資の積極的な実施等の2020年度～2021年度の取組状況・成果等について情報提供を行った（2021年度）。

② インフラ輸出につながる事業の形成・実施

- 日本政府の「インフラシステム輸出戦略（令和2年度改訂版）」及び「インフラシステム海外展開戦略2025」に基づき、ハードとソフトのパッケージでの海外展開による質の高いインフラの推進とともに、人材育成や実施機関の能力構築等への支援を行う技術協力と円借款を有機的に連携させた協力に取り組んだ（各年度）。
- 本邦技術を活用した案件形成の推進等を進めた結果、円借款事業における本邦企業受注率（外貨建調達部分における比率）の年間平均が、2014年度以前は30～40%台で推移していたなか、2016年度以降は60%以上に向上した（各年度）。
- フィリピンでは、無収水対策での民間企業の投融資を奨励するため、初の現地通貨建て融資、民間金融機関（日系メガバンク2行）との協調融資を実施した（2017年度）。
- パラオでは、機構の協力準備調査（PPPインフラ事業）を通じて、国際空港ターミナルビル拡張・運営事業への双日・日本空港ビルデングの参画が実現した（2018年度）。
- トンガでは、機構の民間技術普及促進事業を通じて、沖縄県の㈱プログレッシブエナジーが有する可倒式風力発電技術（サイクロン接近時に設備本体を倒して被害を避けることができる技術）がトンガ政府関係者から高く評価され、無償資金協力事業の落札につながった（2018年度）。
- インフラ海外展開に関し、ハイスpek 借款の第1号案件、O&Mビジネス拡大に向けた公的金融の活用に資する案件を承諾した（2019年度）。
- インドネシア「パティンバン港開発事業」（円借款）では、2017年11月の円借款貸付契約から約4年で先行開港区のコンテナ・自動車ターミナルが完工（2021年6月）、運営を開始（2021年12月）し、事業の迅速化を達成した。

(3) SDGs達成に向けた貢献

- 各海外投融資や他機関との協調融資、「SDGsビジネス支援型」を通じ、あらゆる分野のSDGs達成に向けて貢献した。

(4) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- コロナ禍にあってもIFC、ADB、IDB、AfDB、USDFC等の二国間開発金融機関（DFI）パートナー、民間金融機関とのリモート協議等を通じて協調融資を促進し、IFC、ADB、USDFCとの事業を承諾した。民間金融機関との協調融資案件も2020年度に5件、2021年度に2件承諾した。
- ウィズコロナ、ポストコロナにおいて、開発途上地域の社会に貢献し得る本邦企業の有用な技術・製品について、経済インフラ分野、地球環境分野、保健医療分野、教育・社会保障分野の4分野を対象に、企業からの提案を募集した。各分野10件（計40件）の提案についてODA事業への活用可能性について調査を実施した（2020年度）。また、後続の取組として、新型コロナ影響も踏まえ、開発途上国で重要性が高まっている4分野（低炭素社会の実現、行政・金融・通信サービスのデジタル化、保健医療・福祉、スマートフードチェーン）を対象に、企業30社の持つ製品・技術にかか

る調査対象国ニーズへの適合性調査を実施した（2021年度）。

(5) 事業上の課題及び次期中期目標期間に向けた対応方針

より質の高い事業の実施や機構事業後の企業による開発途上国の課題解決に貢献するビジネスの実現を促進することが課題であり、引き続き、機構の民間企業等との連携に係る制度改善及び人材育成を行うとともに、他の公的機関や金融機関とも連携することにより対応する。

No.6-2 中小企業等

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
中小企業・SDGsビジネス支援事業（中小企業型）を通じたパートナー数	99法人・団体 ⁸³	131法人・団体	118法人・団体	143法人・団体	92法人・団体	46法人・団体

(1) 中小企業等

① 中小企業等の技術の活用や事業化の促進

- 基礎調査を計115件、案件化調査（中小企業支援型）を計283件、普及・実証事業（普及・実証・ビジネス化事業（中小企業支援型））を計130件採択し、日本の中小企業等の海外展開を支援することを通じて、開発途上地域の課題解決に貢献する取組を実施した（各年度）。
- スリランカでは、㈱カワシマが、廃棄物から良質のコンポストを製造する普及・実証を行った結果、スリランカ政府より高く評価され、コンポストプラントの購入契約（約8億円規模）の締結に至った（2017年度）。
- フィリピンでは、BEMAC㈱が、環境負荷を低減する電動三輪自動車（Eトライシクル）の実証を行った結果、排気ガスによる大気汚染が深刻なマニラ市政府に対して、電動三輪自動車280台を納入するに至った（2017年度）。
- インドネシアでは、㈱あ印が、同国で有効利用されていない縞タコの高付加価値化や生産体制に係る実証を行った結果、2018年度は約200トンの水揚げを記録した。日本・中国向けの輸出も始まり、同国漁業関係者の生計向上を実現したほか、原料不足に悩む提案企業の地元水産業界（茨城県）にも大きく裨益した（2018年度）。
- タイでは、クモノスコーポレーション㈱が、橋やダム等インフラ構造物に入るコンクリートのひび割れを迅速かつ正確に計測するシステム「KUMONOS」の実証を行った結果、「ラマ8世橋」のひび割れ計測業務の受注や、国土交通大臣表彰「第2回JAPANコンストラクション国際賞」の受賞につながった（2018年度）。
- ミャンマーでは、北島酸素㈱が高品質な医療酸素を安定的に供給する「北島ROCシステム」の実証活動を約2年間実施した結果、同国全体の医療酸素の質の向上に寄与していることが確認され、現地法人の設立、販売につながった（2019年度）。

- ベトナムでは、白金運輸㈱がベトナムのバリア・ブンタウ省に初の日系物流倉庫を開業した（2019年度）。
- インドでは、㈱岐阜多田精機が「モジュール金型」に係る普及・実証事業を行い、前進の案件化調査を経て設立した現地合弁会社を通じて、事業期間中に、現地自動車企業へ1億円規模の金型を販売した（2019年度）。
- ケニアでは、キャストリア㈱（長野県）がオンライン教育とスクーリングを併用したプログラミング人材養成講座を活用した教室事業の展開及び同国のICT人材創出を目指して基礎調査を実施し、自社製品のデジタル教育ツールを、現地の教育省傘下の機関であるケニア・カリキュラム開発機構に提案した結果、プログラミング教材が小学校4年生向けの公式教材として認定された（2020年度）。
- 中和機工㈱（東京都）は、コロナ禍で医療用焼却炉のニーズが世界的に高まるなか、黒煙を発生させない医療廃棄物用無煙焼却炉をモロッコの医療機関へ導入するとともに、バングラデシュ（技術協力プロジェクト）、セネガル（日本政府・UNIDO連携事業）、マダガスカル（日本政府・UNIDO連携事業、国連調達）により各国に無煙焼却炉を展開し、感染性廃棄物の適正処理に貢献した（2021年度）。
- 薬ゼミ情報教育センター（東京都）は、薬剤師の職能基準や国家試験がなく、薬剤師の質の担保が課題であったキルギスにおいて、薬剤師のプロフェッショナルスタンダード（薬剤師として求められる職能基準）の開発を支援し、これが国家承認されるとともに、プロフェッショナルスタンダードを基にした薬学教育基準策定の議論にも参画し、同国薬剤師の質向上に貢献した（2021年度）。
- ㈱イナダ（香川県）は、2015～2016年度にかけて、上水道が未普及であり台風等の災害発生時における安全な飲料水の供給が課題となっていたフィリピンのネグロス・オキシデンタル州サガイ市に対し、浄水装置、発電、貯水タンク等を内蔵したオールインワンタイプの可搬型の浄水装置を用いた普及・実証事業を実施した。2021年12月に発生した台風22号の被災地において、本事業で導入した浄水装置及び本事業後に同社が同州カディス市に販売した装置が被災地における安全な飲料水の供給に活躍した（2021年度）。
- 参画する中小企業の裾野拡大に向けて、全国各地で「中小企業海外展開支援セミナー」を計822回開催し、延べ2万0,311社、3万8,664人が参加した（各年度）。また、民間企業のみならず、金融機関、大学関係者、自治体、NGO等を対象として、開発途上国側のニーズを共有・発信する「開発途上国課題発信セミナー」（延べ3,589人の参加）を開催した（2018～2021年度）。さらに、機構の中小企業・SDGsビジネス支援事業の採択済み企業向けに「ビジネス実現支援セミナー」（計539人参加）を開催した（2019年度）。

② 開発協力を参画する中小企業等の裾野拡大に向けた制度改善

- 提案型事業の対象を中堅企業にも拡大したほか、「開発途上国発イノベーション枠」を導入し、販売実績のない研究・試作・実証段階であっても、開発途上国地域の課題解決に資する革新的技術・製品並びにアプローチを用いて取り組む制度の運用を開始した（2017年度）。
- 日本の質の高いインフラ輸出につながる中小・中堅企業の有する技術を活用する「インフラ整備技術推進特別枠」、国内各地の産業集積地に蓄積されている技術・ノウハウ・ネットワークを活用する「地場産業集積海外展開推進枠」を新設した（2018年度）。
- 機構本部における民間連携事業の再編を行い、民間連携事業部が一元的に所掌する形で、効果的かつ一体的な事業ができる体制を整備するとともに、企業との関係深化、案件形成・監理の質の向上に向けて、案件主管部署の国内拠点への移管を進め、完了した（2019～2021年度）。
- 中小企業・SDGsビジネス支援事業に係るビジネス化助言アドバイザーを配置し、事業実施中・終了後の企業へのビジネス化実現促進に向けた助言を125件行った（2020～2021年度）。
- 契約時に提案法人代表者が自署したコンプライアンスに係る誓約書の導入、会計士への委託による経費実地検査の開始、継続与信調査のための財務状況確認、中小企業・SDGsビジネス支援事業執務要領の改定等を進め、不正防止策等を強化した（2020年度）。

③ 他機関との連携強化及び優良企業の発掘・優良案件の形成

- 地域金融機関との間で業務連携に関する覚書を2021年度末までに累計56行と締結し、金融機関とのネットワーク強化に取り組んだ。この成果の一例として、地方銀行と連携して発掘した企業が機構の民間連携事業の採択に至った事例、事業実施中に連携金融機関が「つなぎ資金」を融資した事例、連携金融機関が機構事業後の現地ビジネス展開に必要な資金を融資した事例等が生まれた（各年度）。また、こうした事例を促進すべく、中小企業・SDGsビジネス支援事業において2020年度第2回公示より「地域金融機関連携案件」の募集を開始し、2022年3月までに29件を採択した（各年度）。さらに、中小企業の海外展開の促進、外国人材の適正な活用の促進及びこれらを通じた開発途上地域の課題解決のため、機構と信金中央金庫の連携促進を目的とする覚書を締結した（2020年度）。
- JETROと機構の中小企業海外展開支援メニューや連携実績を掲載したパンフレットを作成した。また、2018年7月には連携覚書を締結してイベントでの協働等を推進した。さらに、2019年8月にはアフリカ地域での中小企業等の事業展開を支援するための業務協力覚書をJICA-JETRO-UNDPの3者で締結し、機構案件へのJETRO及びUNDPからの追加的な支援の可能性を探る伴走型支援が開始された（各年度）。
- (独) 中小企業基盤整備機構（中小機構）と共に、支援メニューを相互に紹介する勉強会を実施したほか、中小機構主催の展示会・商談会への出店及び後援を通じて、機構の支援メニューを幅広く広報した（2018、2019年度）。また、機構と中小機構が有するノウハウやネットワークを有効活用し、中小企業の海外展開支援等における協力を更に強化することを目的として、業務連携に係る覚書を締結し、中小企業・SDGsビジネス支援事業の採択企業が中小機構の「ハンズオン支援」を併用する「共同支援」について、2022年3月までに累計49の案件が対象となった（2020、2021年度）。
- 国土交通省が進めるプラットフォーム「中堅・中小建設業海外展開推進協議会（JASMOC）」に参画した（2017、2018年度）。

- 優れた技術・製品を有する中小企業の発掘と企業の海外展開を促進するため、損害保険会社3社と業務連携に係る覚書を締結した（2019年度）。
- 自治体との連携を促進するため、2018年9月より、郡山市産業政策課に国際協力推進員を派遣したほか、高知県商工労働部工業振興課を中心に設立された「高知県ODA案件化サポートチーム」に四国センターがメンバーとして参画した。また、熊本県内企業の海外展開支援等にも貢献することを目指して、2019年10月に熊本県と連携協定を締結した（2018、2019年度）。各種セミナーにおいて、自治体関係者に対し、機構の民間連携事業を活用した企業による開発途上地域の課題解決の取組や地方創生に寄与する事例を紹介した。また、中小企業・SDGsビジネス支援事業の外部人材として自治体職員が参加する連携案件を実施した（2021年度）。
- 企業が海外展開ビジネスを成功させた優良事例や教訓等を、積極的に業界紙（日刊工業新聞、日刊建設工業新聞等）、地方新聞等へ広報・発信した。

(2) SDGs 達成に向けた貢献

- 企業提案型の事業について、提案ビジネスを通じて貢献を目指すSDGsゴールを選択するように企画書様式を改訂する等工夫した。その結果、ゴールへの貢献を意識した提案が500社以上から提出され、17のゴール全てに対する提案を採択する等、中小企業へのSDGsの普及やその達成に向けた貢献への参画促進につながった。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- コロナ禍の影響を踏まえ、従来の海外渡航を伴う提案に加え、海外渡航を前提とせず実施可能な「遠隔実施型」での提案を可能とした。また、案件採択から契約締結までの迅速化に向け、普及・実証・ビジネス化事業において、機材調達を除き、遠隔（国内）にて業務開始が可能な場合に限り、迅速に契約締結を可能とする新型コロナ下限定の措置を導入した（2020年度）。既存事業については、コロナ禍による影響を踏まえ、現地作業の国内作業への変更や、渡航再開に併せた計画の変更等について柔軟に対応した。また、2020年度から2021年度にかけて「COVID-19を受けた途上国における民間技術の活用可能性調査」を実施し、この結果を受けて、ツインバード工業㈱の有する高い冷却技術を活用した新型コロナワクチン運搬のための資機材が、東ティモールへ供与された。

(4) 事業上の課題及び次期中期目標期間に向けた対応方針

民間企業等のビジネス展開が持続可能で、現地の課題解決に向けたより質の高いものとなるよう連携していくことが課題。このため、ビジネス段階に応じた多様な連携事業を実施しつつ、企業ニーズ等を踏まえた不断の制度改善・体制の見直し、連携強化に向けた人材育成、他の公的機関や金融機関との連携強化を継続する。

3－3．中期目標期間評価に係る自己評価

＜評定と根拠＞

評定：A

根拠：

【中期目標達成状況】

過年度の定量的実績から、中期目標全体の定量目標を大幅に上回った。質的な観点からも、成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回る成果を上げていることから、中期目標における所期の目標を上回る成果が達成されたと評価する。

【定量的指標（政策への貢献については下線付記）】

中期目標で設定された定量的指標（開発途上国地域の課題解決及び海外展開につなげるためのコンサルテーション件数（9,094 件））は、目標水準を大幅に上回る成果を上げている。

【質的成果】

ア. 民間企業等：

- SDGs ビジネスをはじめとする海外展開支援事業として、協力準備調査（海外投融資）を計 16 件、開発途上国の課題解決型ビジネス（SDGs ビジネス）調査を計 15 件、民間技術普及促進事業を計 19 件、案件化調査（SDGs ビジネス支援型）を計 46 件、普及・実証・ビジネス支援事業（SDGs ビジネス支援型）を計 38 件採択・実施。
- カゴメ(株)によるセネガルでの現地法人設立・事業化、(株)Miup によるバングラデシュでの遠隔医療支援の事業化検証の実施（同社は「第 2 回日経ソーシャルビジネスコンテスト」の大賞を受賞）、ダイキン工業(株)の実測試験データに基づく政策提言を通じたブラジルでの空調機向けの省エネ基準の改正等の成果が発現。
- TICAD7 を念頭に「アフリカ課題提示型募集」を行い、機構が総合的に分析・提示した開発課題の解決に向けて本邦企業の先進技術等を活用する新たな取組を始動。計 61 件を採択。
- 機構役員等のトップレベルによる各方面への説明や意見交換の実施、国際金融機関との連携強化等を通じて、2019 年度、2020 年度、2021 年度ともに海外投融資再開後、過去最大規模の承諾を達成（累計 60 件、2019 年度：637 億円、2020 年度：734 億円、2021 年度：1,167 億円）した。
- G7 で採択された「2X Challenge: Financing for Women」に寄与する初の海外投融資事業実施。
- コロナ禍で差し迫った中小零細企業の資金需要に応えるべく、インド向け「低所得者向け住宅普及支援事業」、全世界向け「COVID-19 新興国中小零細企業支援ファンド」、メキシコ向け「女性事業者等向けマイクロファイナンス事業」、エジプト向け「中小零細企業支援事業」等の海外投融資事業実施。
- 機構初の劣後融資、ペルーにおける初の海外投融資、また IDB Lab との初の協調融資として、日系社会を起源とするアバコ貯蓄信用組合への資本金劣後融資の供与を決定。
- IFC、ADB、米国国際開発金融公社（USDFC）等の開発金融機関との協調融資や、Citibank との初の協調融資を実施したほか、AFD、欧州投資銀行（EIB：European Investment Bank）、AfDB、米国海外民間投資会社と協調融資の促進に向けた覚書を締結。
- コロナ禍で有用な本邦企業の技術・製品の提案を募集し、ODA 事業への活用可能性に係る調査を実施。
- 日本政府の「インフラシステム輸出戦略（令和 2 年度改訂版）」及び「インフラシステム海外展開戦略 2025」に基づき、ハードとソフトのパッケージでの海外展開による質の高いインフラの推進とともに、技術協力と円借款を有機的に連携させた協力を推進。
- 技術仕様の精緻な確認を進めた結果、円借款における本邦企業受注率の年間平均が、2014 年度以前は 30～40% 台で推移していたなか、2016 年度以降は 60% 以上を達成。
- パラオでの協力準備調査（PPP インフラ事業）を通じた国際空港ターミナルビル拡張・運営事業への双日・日本空港ビルデングの参画や、トンガでの民間技術普及促進事業の成果を踏まえた沖縄県の(株)プログレッシブエナジーによる無償資金協力事業での落札等、日本企業の現地での活動促進に資する成果が発現。
- 企業との連携情報を機構内で共有する体制を整備すべく企業情報統合データベースの運用を開始。

イ. 中小企業等：

- 中小企業等の技術の活用や事業化促進に向けて、基礎調査を計 115 件、案件化調査を計 283 件、普及・実証事業を計 130 件採択。
- スリランカ政府と㈱カワシマによるコンポストプラントの購入契約（約 8 億円規模）の締結、マニラ市政府による大気汚染対策のための電動三輪自動車 280 台の納入、タイでのクモノスコポーレーション㈱による「ラム 8 世橋」のひび割れ計測業務の受注や国土交通大臣表彰「第 2 回 JAPAN コンストラクション国際賞」の受賞、ミャンマーでの北島酸素㈱による現地法人の設立及び高品質な医療酸素を安定的に供給する「北島 ROC システム」の販売、インドでの㈱岐阜多田精機による現地合弁会社の設立及び自動車企業へ金型の販売、ケニアでのキャスタリア㈱提案のプログラミング教材の公式教材としての認定、ブラジルでの褥瘡（じょくそう）予防器具の国家認証・登録の短期間完了による提案企業による現地法人の設立、中和機工㈱（東京都）が製造するメンテナンスの簡易さや耐久性に優れた医療廃棄物用無煙焼却炉のバングラデシュ他、各国での導入促進、キルギスでの㈱薬ゼミ情報教育センターによる薬剤師のプロフェッショナルスタンダードの開発・国家承認、㈱イナダ（香川県）が導入した浄水装置及び事業後に同社が同州カディス市に販売した装置がフィリピン台風被災地で安全な飲料水の供給に活躍等、数多くの成果が発現。
- 開発協力に参画する中小企業等の裾野拡大に向けた不断の制度改善を行い、販売実績のない研究・試作・実証段階でも提案可能な「開発途上国発イノベーション枠」、質の高いインフラ輸出につながる「インフラ整備技術推進特別枠」、国内各地の産業集積地の技術・ノウハウ・ネットワークを活用する「地場産業集積海外展開推進枠」を新たに導入したほか、案件主管部署の国内拠点への移管やビジネス化助言アドバイザーの配置等、企業との関係深化、案件形成・監理の質の向上に向けた取組を推進。
- 他機関との連携強化及び優良企業の発掘・優良案件の形成を推進し、JETRO、UNDP、(独) 中小企業基盤整備機構（中小機構）、地域金融機関 56 行、損害保険会社 3 社等との業務連携に係る覚書締結・協働を実施。
- 地域金融機関との連携を通じて、地方銀行と連携して発掘した企業が機構の民間連携事業の採択に至った事例、事業実施中に連携金融機関が「つなぎ資金」を融資した事例、連携金融機関が機構事業後の現地ビジネス展開に必要な資金を融資した事例等が発現。
- 全国各地での「中小企業海外展開支援セミナー」（計 822 回開催、延べ 2 万 0,311 社、3 万 8,664 人参加）をはじめ、各種セミナー開催等を通じ、参画する中小企業等の裾野拡大に大きく貢献。

3-4. 主務大臣による評価

評価：A

<評価に至った理由>

（定量的実績）

【指標 6-5】「開発途上地域の課題解決及び海外展開につなげるためのコンサルテーション件数」が目標値（6,000 人）を上回る 9,094 人となっており、中期目標期間において着実に指標を達成している。

（定性的実績）

1. 民間企業等（【指標 6-2】「我が国政府の政策・戦略策定プロセスへの情報提供・提言や我が国の民間企業のニーズ等を踏まえた制度改善、及びインフラ輸出にもつながる事業の形成・実施状況」）

中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

・SDGs ビジネスをはじめとする海外展開支援事業として、協力準備調査（海外投融资）を計 16

件、中小企業・SDGs ビジネス支援事業では途上国の課題解決型ビジネス（SDGs ビジネス）調査を計 10 件、民間技術普及促進事業を計 19 件、案件化調査（SDGs ビジネス支援型）を計 46 件、普及・実証・ビジネス支援事業（SDGs ビジネス支援型）を計 38 件採択・実施した。カゴメ(株)によるセネガルでの現地法人設立・事業化や(株)Miup によるバングラデシュでの遠隔医療支援の事業化検証の実施により同社が「第 2 回日経ソーシャルビジネスコンテスト」の大賞を受賞したこと等は高く評価できる。

- ・各方面への説明や意見交換の実施、国際金融機関との連携強化等を通じて、2019～2021 年度とともに海外投融資再開後、過去最大規模の承諾を達成（累計 60 件、2019 年度：637 億円、2020 年度：734 億円、2021 年度：1,167 億円）した。
- ・ハードとソフトのパッケージでの海外展開による質の高いインフラの推進とともに、技術協力と円借款を有機的に連携させた協力の推進は、政府の政策としての「インフラシステム輸出戦略（令和 2 年度改訂版）」及び「インフラシステム海外展開戦略 2025」への貢献と言える。こうしたインフラ輸出の取組強化の結果、2014 年度以前は 30%～ 40%台で推移していた円借款における日本企業受注率が 2016 年度以降は 60%以上に向上したことは特筆に値する。
- ・G7 シャルルボワ・サミットで合意された「2X Challenge: Financing for Women」に寄与する初の海外投融資事業の実施や、TICAD 7 を念頭とした「アフリカ課題提示型募集」による本邦企業の先進技術等を活用する新たな取組を推進したことは、国際場裡の日本のプレゼンス強化のために重要な役割を果たした。
- ・コロナ禍における中小零細事業者（インド向け「低所得者向け住宅普及支援事業」、全世界向け「COVID-19 新興国中小零細企業支援ファンド」、メキシコ向け「女性事業者等向けマイクロファイナンス事業」、エジプト向け「中小零細企業支援事業」等）、低所得者、女性といった脆弱層の資金需要に応えていくことを目指した協力を、多地域・他分野に亘って実施したこと、また、ウィズ／ポストコロナを見据え、途上国に貢献しうる日本企業の有用な技術・製品の提案について ODA 事業への活用可能性を調査したことは、時宜を得た取組と言える。

2. 中小企業等（【指標 6-4】「政府関係機関や経済団体、地方自治体等の関係機関との連携強化等を通じた開発協力へ参画する企業の裾野拡大のための取組状況」）

中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・中小企業等の技術の活用や事業化促進に向けて、基礎調査を計 117 件、案件化調査を計 283 件、普及・実証・ビジネス化事業を計 130 件採択した。スリランカにおけるコンポストプラントの購入契約の締結、マニラでの大気汚染対策のための電動三輪自動車 280 台の納入、タイでの「ラマ 8 世橋」のひび割れ計測業務の受注や国土交通大臣表彰「第 2 回 JAPAN コンストラクション国際賞」の受賞等、数多くの中小企業と途上国の課題解決の双方に資する成果が発現。
- ・開発協力に参画する中小企業等の裾野拡大に向けた不断の制度改善を行い、販売実績のない段階でも提案可能な「途上国発イノベーション」を応募勸奨分野として、途上国の課題解決に資する革新的技術・製品並びにアプローチを用いて取り組む制度の運用を開始したほか、質の高いインフラ輸出につながる中小・中堅企業の有する技術を活用する「インフラ整備技術推進案件」、国内各地の産業集積地の技術・ノウハウ・ネットワークを活用する「地場産業集積海外展開推進案件」を新たに設定したことは、今後の更なる中小企業関連の事業展開に繋がる点が評価される。
- ・他機関との連携強化及び優良企業の発掘・優良案件の形成を推進し、多くの関係機関との業務連携に係る覚書締結・協働を実施した。また、地域金融機関との連携を通じて、民間連携事業の採択に至った事例、事業実施中に連携金融機関が「つなぎ資金」を融資した事例、連携金融機関が事業後の現地ビジネス展開に必要な資金を融資した事例等は、包括的な支援体制が構築

されたとして評価される。

- ・全国各地での「中小企業海外展開支援セミナー」(計 822 回開催、延べ 20,311 社、38,664 人参加)をはじめ、各種セミナー開催等を通じ、参画する中小企業等の裾野拡大に大きく貢献した。

(結論)

以上により、定量指標が 120%を越える結果を得ていること、中期計画において予定されていた取組を着実に実施しているほか特筆すべき定性的な成果が多数見られることから、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A」評価とする。

具体的には、開発協力大綱や SDGs でも重視されている開発への民間資金の活用や、政府全体の政策として「インフラシステム海外展開戦略 2025」等で推進する本邦企業による質の高いインフラ投資を一層推進すべく、SDGs ビジネスをはじめとする海外展開支援事業等の様々な取組を積極的に推進し、高い成果を上げた。海外投融資の実施体制を強化し、規模として最大の承認額を達成したほか、2014 年度以前は 30%～40%台で推移していた円借款における日本企業受注率が 2016 年度以降は 60%以上に向上したことは特筆に値する。

中小企業を含む民間企業との連携強化に向け、国際機関や国内関係機関との連携の促進や各種の有識者会合の実施、機構内の組織体制強化に積極的に取り組み、また、新型コロナの影響を踏まえた、途上国に貢献しうる日本企業の有用な技術・製品について ODA 事業への活用可能性を調査する新たな取組を導入し、海外渡航を前提とせず実施可能な「遠隔実施型」での提案を可能とする制度設計を行うなど、自主的な取組が多数見られたことも評価される。

これらの成果は途上国における民間部門主導の経済成長促進に寄与するとともに、我が国企業の現地での活動の促進等による本邦地域経済の活性化を始めとして、開発協力大綱に掲げる「我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護」等にも顕著に貢献するものである。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

あくまで途上国の経済発展を一次的な目標としつつも、インフラシステム海外展開戦略 2025 等の政府の方針の実現に貢献すべく、これまでの ODA を通じた質の高いインフラ輸出に係る教訓を活かした取組を通じ、本邦企業によるインフラ輸出等にも貢献する形で、戦略的に ODA を活用していくことが引き続き重要。

その観点から、海外投融資の実施体制を強化し、他の政府関係機関や国際機関を含む関係機関等とも緊密に連携した上で、本邦企業が有するリソースを活用した途上国の課題解決への貢献に資する取組を実施することを期待する。その際、事業後のビジネスの実現に繋げるべく、他の公的機関や金融機関とも連携して対応ありたい。また、参画する中小企業等の裾野を拡大し、地方の中小企業を含む日本の民間資金や技術を活用した事業を展開し、ODA の触媒としての役割が発揮されるよう、民間企業を含む様々なアクターとの一層の連携強化や民間企業のニーズ等を踏まえた不断の制度改善・態勢の見直し、連携強化に向けた人材の育成が期待される。

<その他事項> (有識者からの意見聴取等)

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 7	多様な担い手と途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、各年度の開発協力重点方針
当該事業実施に係る根拠 (個別法条文等)	独立行政法人国際協力機構法第13条
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】外部主体との連携の強化を通じて開発成果の向上を図ることは業務・組織の見直しで指摘している重要項目のため。
関連する政策評価・行政事業レビュー	平成29年度～平成29年度～令和3年度外務省政策評価事前分析表 1-VI-1 経済協力 平成29年度～平成29年度～令和3年度行政事業レビューシート番号： 無償資金協力（平成29年度：127、平成30年度：139、令和元年度：143、令和2年度：144、令和3年度：未定）、独立行政法人国際協力機構運営交付金（平成29年度：128、平成30年度：140、令和元年度：144、令和2年度：145、令和3年度：未定）

2. 主要な経年データ							
① 主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値 / 年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
ボランティア、地方自治体、NGO、大学・研究機関、開発教育関係等との連携及び参加促進に向けたコンサルテーション件数	6,000 件 ⁸⁴ (2017-2021)	1,200 件	1,502 件	1,913 件	2,117 件	4,018 件	4,273件
② 主要なインプット情報			2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
予算額（百万円） ⁸⁵			27,247	25,369	25,529	24,888	22,267
決算額（百万円） ⁸⁶			26,483	25,329	24,789	14,095	14,171
経常費用（百万円）			26,197	25,063	24,182	13,943	12,983
経常利益（百万円）			△ 1,849	△ 363	△ 184	△ 254	3,065
行政サービスコスト（百万円） ⁸⁷			26,192	25,017	24,182	13,943	12,983
従事人員数			121	121	117	126	126

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標： (7) 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大 開発現場の様々なニーズの把握や状況に応じた迅速な対応等、国内の多様な担い手との連携は開発課題の解決に資する重要な手段である。それらの担い手やボランティアが有する強みや経験を活かし、人・知恵・技術・資金を結集しつつ、開発協力への参加を促し、連携の強化を促進する。ま

⁸⁴ 民間連携と同等の水準として設定する。

⁸⁵ 2019年度より受託経費及び寄附金事業費を含めたため、2017～2018年度の計数を修正した。

⁸⁶ 2019年度より受託経費及び寄附金事業費を含めたため、2017～2018年度の計数を修正した。

⁸⁷ 独立行政法人会計基準の改定に伴い、2019年度より行政サービスコストに代わり行政コストを記載

た、我が国の科学技術や専門的知見を開発途上地域で活用するとともに、開発途上地域の将来の発展を担う中核人材を国内外で育成するため、我が国の大学・研究機関との連携を推進する。加えて、我が国の開発協力の担い手の裾野拡大及び地域の活性化のため、多様な担い手による我が国国内での知見の共有や発信の支援、ボランティア事業や開発教育等の取組を通じ、開発協力への各層の理解、広範な参加及び開発協力参加者の経験の社会還元を推進する。

中期計画：

(7) 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大

ア ボランティア

国民の参加と、開発途上地域の住民との相互理解を促進しつつ、草の根レベルの活動を通じて開発途上地域の課題解決に資するため、ボランティア事業を実施する。その際、ボランティアの効果的な活動を支えるための技術的支援を行う。加えて、地方自治体や大学・教育機関、民間企業とも連携し、多様な形態による参加を促進する。

また、ボランティアの活動状況・成果・帰国後の活躍状況の「見える化」等の取組を着実に実施することに加えて、ボランティア活動を通じて得た経験・知見の社会への還元の支援を通じ、国民の開発協力への理解と支持を促進する。

イ 地方自治体

地方自治体の行政の知見、技術等の資源を活用し、開発途上地域が抱える課題解決に資する事業を実施する。また、地方自治体間の開発協力経験の共有を支援し、地方自治体が推進する海外展開や開発協力活動への参入や拡大にも貢献する。

ウ NGO/市民社会組織（CSO）

NGO/CSOの有する現地での知見等の強みやアプローチの多様性を活用し、特に開発途上地域の住民視点のニーズに応じた協力を実施する。また、NGO-JICA協議会等を通じた対話の促進、きめ細やかな相談対応の強化、新規団体の発掘及び担い手の育成支援を行う。加えて、開発協力への理解、参加促進及び地域社会への還元のために、我が国国内でのNGO/CSOによる開発途上地域での開発協力経験の共有を推進する。

エ 大学・研究機関

大学・研究機関の有する専門的知見、ネットワークを活用した事業を実施する。特に、科学技術協力事業を通じ、地球規模課題解決への新たな知見や技術の獲得・発展を支援する。また、事業の成果を他の事業形態（スキーム）等につなげることで、研究成果の拡大を促進する。

加えて、我が国の開発経験を含む専門知識を学ぶ機会を提供することで、高い専門性を有し、開発途上地域の開発課題解決を担う中核人材を育成する。

さらに、大学・研究機関による学生や地域社会への開発協力の経験の還元を支援し、大学・研究機関や地域の国際化にも貢献する。

オ 開発教育、理解促進等

児童・生徒や市民が世界の直面する開発課題や我が国との関係を知り、主体的に考える力や、解決に向けた取組に参画する力を養うため、学校や教育委員会等教育関係機関、NGO、民間企業等と連携しつつ、開発教育に取り組む。また、地球ひろばを含む国内拠点等を通じ、地域に密着した開発協力活動の支援及び開発課題や開発協力に対する理解を促進する。

主な評価指標（定量的指標及び実績は 2. ①参照）

- 課題解決に資するボランティア事業の実施、ボランティア経験の我が国国内での発信及び参加者の裾野拡大に向けた取組状況
- 地方自治体、NGO、大学・研究機関等による開発効果向上に資する開発協力の実施、それら経験の日本国内での共有の支援、及び新たな担い手の裾野拡大に向けた取組状況
- 児童・生徒の世界や国際的課題等への関心向上に資する、教育関係機関等との連携も通じた開発教育の取組、及び開発課題や開発協力の市民への理解の促進状況

3-2. 業務実績

No.7-1 ボランティア

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
隊員派遣人数（人）	1,499人 ⁸⁸	1,463人	1,227人	1,146人	10人 ⁸⁹	344人 ⁹⁰
隊員活動における達成度アンケート結果	63.3% ⁹¹	50%	52.4%	52.9%	32.6% ⁹²	11.4% ⁹³
JICA海外協力隊ウェブサイトの訪問者数	165万人 ⁹⁴	232万人	302万人	300万人	148万人 ⁹⁵	192万人

(1) 開発課題に沿ったボランティア事業の実施

- 各国の開発課題に対応した派遣計画の作成等の取組を通じ、相手国のニーズにより適合したJICA海外協力隊員派遣に努め、2017年度から2021年度にかけて累計4,190人のJICA海外協力隊員派遣を実施した。また、JICA海外協力隊員が活動に必要とされる技能や知識の習得を派遣前訓練及び派遣期間中を通じ支援した（各年度）。
- TICAD IVで表明されたアフリカでの安全な水供給への貢献を目指す「水の防衛隊」として、2017年度から2021年度までの5年間で9か国に計43人のJICA海外協力隊員を派遣し、安全な水の確保への働きかけや、学校やコミュニティにおける手洗い指導を通じた公衆衛生の改善等幅広い活動を展開した（各年度）。
- マダガスカルでは、IFNAへの貢献として、JICA海外協力隊員により作成された料理本が同国保健省等から高く評価され、栄養改善に資するとして同国政府公認の料理本として認定された（2018年度）。
- インド及びスリランカのJICA海外協力隊員（ラグビー）が指導する男子・女子の国際親善試合に際して、選手団が負担できない渡航費用を（一社）子どもスポーツ国際交流協会の協力を得てクラウドファンディングで調達し、その過程で広く寄附者のスポーツと開発、ジェンダー平等への共感を喚起した（2018年度）。
- ウガンダ、ペルー、グアテマラ等で技術協力等と連携したJICA海外協力隊員派遣を実施する等、援助手法を効果的に組み合わせたJICA海外協力隊員派遣を実施した（各年度）。
- 選考プロセスや事業計画、人件費補填の廃止と現職参加促進費の導入、JICA海外協力隊募集等各種制度改善に取り組んだ（各年度）。

88 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

89 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、2020年3月から派遣中全JICA海外協力隊員の一斉帰国を余儀なくされたもの。2020年11月以降、諸条件が整った国への渡航再開に取り組んだ結果、再派遣者66名に加え、10名の新規派遣を実施した。

90 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、派遣人数が限定的になったが、国内待機となったJICA海外協力隊員による種々の協力活動が国内で展開された。

91 2015年度実績（JICA海外協力隊員本人による「満足度」評価の最上位の平均値）

92 派遣中全JICA海外協力隊員の一斉帰国に伴い、当初予定していた活動計画の遂行が困難となり、達成度アンケートの数値が例年を下回った。

93 新型コロナウイルス感染拡大による影響で派遣が叶わず任期を終了したJICA海外協力隊員が複数いたこと、また派遣された場合にもコロナ禍の影響（ロックダウン等）により当初予定していた活動計画の遂行が困難となったことから、達成度アンケートの数値が低下した。

94 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

95 感染拡大の影響で春秋の募集を中止したことから、ウェブサイトの訪問者数も減じたものの、帰国後に国内待機となったJICA海外協力隊員による種々の協力活動は多くのメディアで採用され注目を浴びた。

(2) 国内における多様な担い手との連携及び国民の一層の理解と支援の醸成、参加の促進

- 連携に基づくJICA海外協力隊員派遣を強化すべく、これまで延べ二つの自治体、22社の民間企業（NPO法人含む）、18大学と連携合意書や覚書を締結した。同連携派遣に基づく派遣JICA海外協力隊員数は、2021年度末時点で累計545人となった（各年度）。
- ボランティア事業の紹介や応募勧奨を目的に、従来のマスメディアやウェブに加え、ウェブ版を含むマンガ、SNS、YouTubeを効果的に活用した。また、ICTの活用を大幅に拡大し、JICA海外協力隊ウェブサイトの訪問履歴による情報の出し分け、シニア世代向けの広報記事の掲出等、個々の訪問者が必要とする情報を提供した（各年度）。
- 現職教員の派遣を促進するため、29自治体と連携覚書を締結した（2021年度）。
- 日本国内で活躍するJICA海外協力隊員経験者やコロナ禍で一時帰国した派遣中JICA海外協力隊員に焦点を当てた広報を行い、海外での活動で培われた力が日本の地域課題の解決のために発揮されていることを国民に周知する事業広報を実施した（2021年度）。

(3) 国内の課題に貢献する事業展開、経験・知見の社会への還元

- JICA海外協力隊員の帰国後の進路に係る選択肢の拡大と、開発途上地域での経験を地方の課題解決につなげたい自治体・企業へのマッチングに貢献する取組を行った（各年度）。
- 2019年の台風19号の復旧・復興活動に向けた、帰国JICA海外協力隊員や派遣前訓練中のJICA海外協力隊員候補生（延べ約100人）によるボランティア活動を支援し、機構二本松訓練所が福島県本宮市より感謝状を受領した（2019年度）。
- 日本国内各地のJICA海外協力隊員経験者による会や協力隊を育てる会等の関連団体と協働し、2020年度訓練予定だった合格者と2021年度の訓練後派遣延期者の累計106名を対象に、全国31か所における地方創生の現場で特別派遣前訓練を実施した。特別派遣前訓練ではJICA海外協力隊員活動に向けた能力強化を行いながら、国内の社会課題に対する理解促進と課題解決実践の機会を提供し、社会還元への意識づけを行った（2021年度）。
- 帰国隊員のボランティア経験の社会還元を促進するために、2020年12月より無料職業紹介を開始した。地方自治体からの地方創生や多文化共生関係の求人を取り扱い、2021年度求人数が160件、求職者数が49人、うち成約件数4件となった（2021年度）。
- 協力隊合格者のうち希望する方を対象に、派遣前訓練の一環として自治体等が実施する地方創生活動に参加する機会を提供する「グローバルプログラム」を開始した。合格者は町おこしイベントの企画運営（島根県海士町）、被災者仮設住宅での支援（熊本県人吉市）、農家支援（岩手県陸前高田市）等の活動を実施した（2021年度）。
- JICA海外協力隊員が指導した選手が、東京オリンピック・パラリンピック大会に21名と1チーム（関連JICA海外協力隊員は20名）出場した他、ホストタウンの取組にも貢献した（2021年度）。

(4) SDGs達成に向けた貢献

- 既述の取組を含む、幅広い分野でのボランティア事業を通じ、あらゆる分野のSDGs達成に向けて貢献した。

(5) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 新型コロナの世界的流行を受け、派遣中全JICA海外協力隊員2,044人を帰国させ、国内で一定期間

の健康モニタリングを行うことで、JICA海外協力隊員全員の安全と健康を守ることができた。また、現行制度の120日間を超えた待機期間の延長と待機手当の支給継続、一定期間後の再派遣を目指した特別登録制度の創設、訓練を受けられない候補者を対象にした特別派遣前訓練等の制度設計・実施等を実施した（2020年度、2021年度）。

- 一時帰国中及び待機中のJICA海外協力隊員に対し、配属機関や任国に対しての活動を促進した結果、オンライン会議ツールを用いた遠隔指導、動画教材の製作・配信、オンラインイベント・セミナーの開催が積極的に行われた（2020年度、2021年度）。
- 一時帰国中及び待機中のJICA海外協力隊員に対し、日本国内の地域課題解決にも資する活動を促進した結果、現地におけるマイノリティーとしての経験や言語等のJICA海外協力隊員経験をいかして、多くのJICA海外協力隊員が日本国内の外国人支援を含めた地域課題に取り組んだ（2020年度、2021年度）。
- コロナ禍による様々な制約のもとJICA海外協力隊員の渡航を再開し、39か国に対して344名の新規JICA海外協力隊員派遣を実現した。安全かつ健康に活動できる態勢を整備することで、感染による重大な事案は発生していない（2021年度）。

(6) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

事業の適切な運営と、派遣を希望する協力 JICA 海外協力隊員のために、2020 年度から続けて海外拠点による安全や感染防止状況の確認等、密な情報共有と連携、待機中及び訓練中の協力 JICA 海外協力隊員との不断の意思疎通や日本国内でのワクチン接種支援など、渡航再開に取り組んだ。JICA 海外協力隊員の帰国後の活躍支援、社会還元促進に向けて、日本国内の関連団体と協働による特別派遣前訓練、奨学金制度の拡充や無料職業紹介事業の実施等に積極的に取り組むとともに、帰国 JICA 海外協力隊員が日本国内で社会課題に取り組む様子を積極的に広報し、協力隊の再ブランディングに取り組んだ。引き続き JICA 海外協力隊員の渡航再開に向け、受入条件が整った相手国に、十分に注意して派遣を増やしていくとともに、本事業の多様なステークホルダーである地方自治体や大学等教育機関、民間企業と連携して、参加から帰国後の社会還元までを通じた持続的な事業の実現に努める。

No.7-2地方自治体

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
草の根技術協力事業によるパートナー数 (No7-3、7-4含む)	45法人・団体 ⁹⁶	40法人・団体	60法人・団体	60法人・団体	48法人・団体	30法人・団体
アクター別の草の根技術協力事業の実績 (自治体) 相談件数/応募件数	相談：160件 ⁹⁷ 応募：20件 ⁹⁸	相談：295件 応募：24件	相談：326件 応募：41件	相談：318件 応募：32件	相談：380件 応募：21件	相談：278件 応募：7件
活動報告等の発信回	- ⁹⁹	392回	395回	351回	136回	485回

⁹⁶ 前中期目標期間（2012-2015）実績は、180 法人・団体

⁹⁷ 2015 年度実績

⁹⁸ 2013-2015 実績平均（実績は 60 件）

⁹⁹ 新たに統計を取る取組のため基準値なし

数（No7-3、7-4含む）						
----------------	--	--	--	--	--	--

(1) 自治体が有する知見、技術等を活用した事業の展開

- 自治体の知見、技術等の資源を活用し、開発途上地域が抱える課題解決に資する事業をアジア等で実施した（各年度）。
- 福岡市水道局がフィジーで無収水の低減化を目的とした事業を実施し、同国全体の無収水率が51.9%から31.6%へ減少した（2017年度）。
- 高知県梶原町と高知大学が、ネパールで山の斜面の土砂崩れ防止や河川の護岸を目的とした日本の伝統的防災技術である蛇籠の技術を移転した。住民参加型で蛇籠維持・保全のための運営委員会が設置され、ネパールの村落の状況に合わせた適正技術として定着した（2018年度）。
- 鹿児島県大崎町は、機構事業を通じて、インドネシアでのリサイクルの概念を活用した環境・グローバル人材の育成に取り組んだ。その取組・成果が評価され、第2回「ジャパンSDGsアワード」を受賞した（2018年度）。
- 沖縄県内の七つの水道事業体（沖縄県企業局、那覇市、沖縄市、名護市、石垣市、宮古島市、南部水道企業団）が、サモアの首都アピアでの水道漏水対応や浄水場管理の能力強化等を支援した結果、アピアの最大の配水区における無収水率が半減したほか、飲料水水質基準遵守率100%、収支の黒字化を達成した（2019年度）。
- 宮城県がマラウイで、同県の伝統技術である粗朶（そだ）工法を技術移転した結果、農地の水没・住宅損傷・家畜損失の防止、生活道の確保が図られたほか、作付面積の増加、農家の所得向上等が確認された（2019年度）。
- 宮城県丸森町が2018年度までザンビアで実施してきた草の根技術協力を通じ、プロジェクト対象地周辺で実施した農産物生産活動により世帯ごとの平均農業収入が倍増し、家計の改善に貢献した。また、同事業を通じ丸森町とザンビアの間に培われた信頼関係が東京オリンピック・パラリンピックのホストタウン決定に貢献した（2019年度）。
- 草の根技術協力事業において、途上国・日本間の人材還流を促進し、両国の地域社会や産業（農業、漁業、工業）及び保健医療・介護関連の人材育成を通じて両国の産業・経済の発展を目指す取組（「日本・途上国人材還流の取組」）に係る案件を拡充し、2021年度は4件を採択した。
- 1999年の専門家派遣から始まった北九州市とカンボジアの連携事業では、プノンペンでの水質の大幅な改善、無収水率の半減という成功事例を地方都市にも普及展開し、カンボジア国内8都市の水道事業における黒字化等にも貢献した。技術協力事業への参画を通して得られたネットワークをいかし、2010年に設立し約140社が加盟する北九州市海外水ビジネス推進協議会が2021年にカンボジア水道協会と連携協定を締結し、自治体の支援による顕著な開発効果の発現に加え、地元企業への裨益に繋がる事例となった（2021年度）。横浜市では、ベトナムでの下水道事業がオンライン等を活用し進められ、横浜市水ビジネス協議会企業等の地域の民間企業との連携のなかで、遠隔研修等が実施された（2021年度）。
- 産官学連携で香川大学発ベンチャー企業のメロディ・インターナショナル(株)及びNPO法人・E-HCIK（イーシーク）が共同で展開する香川県の離島地域を対象とした遠隔医療技術（安全な出産）を活用した草の根技術協力をタイで2年間実施し、タイ北部の遠隔地域の分娩の安全性変更上及び収集データによるタイ国内の製品の改善にも活用された。また、ミャンマー等周辺国にも波及し、遠隔地域医療の困難を抱えるブータン等の新規事業につながった（2021年度）。

(2) 自治体間の開発協力経験の共有の促進

- 開発途上国の課題解決と同時に日本の地域の課題へも貢献する事業形成の基礎資料として「地方創生リソース活用ハンドブック」を作成・発信した。また、自治体間連携セミナー等を通じて自治体協力の優良事例を発信・共有した（2017年度）。
- 2018年9月に機構の広報誌mundiで「地方発、世界へ」という特集を組み、自治体連携の優良事例を広く発信するとともに、開発ニーズや相手国の段階に合わせた協力・支援メニュー、相談窓口の紹介等を行った。また、自治体連携による機構の事業を通じた地域活性化の優良事例を機構ウェブサイト通じて周知した（2018年度）。
- 自治体連携取組を発信すべく、各国内拠点で自治体と連携したイベント開催したほか、全国・地方新聞への取材対応、内閣官房や国土交通省主催のセミナー、各自治体と機構の各国内拠点で行うセミナー等で、機構と自治体での連携事業の発信等の紹介を行った（各年度）。

(3) 自治体との連携強化を通じた地域活性化への貢献

- 岩手県陸前高田市、茨城県、埼玉県横瀬町、千葉県、横浜市、島根県海士町、熊本県に職員を出向させ、開発途上地域での協力事業や研修事業、ボランティア事業等との連携などにより、当該地方自治体の課題解決・活性化や、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウン化支援等、各自治体の国際協力への貢献や国際化に大きく寄与した。2021年度は新たに、北海道、岩手県釜石市、茨城県古河市、群馬県と連携協定を締結し、合計17の自治体と連携を進め、各地方自治体の国際協力や草の根技術協力実施の支援、国際協力人材の育成等に貢献した（各年度）。
- 帯広市の行政、商工会議所、企業が連携し、草の根技術協力を通じて、ハラル対応和菓子を製造開発・販売、輸出展開した(株)とかち製菓が、優良事業者として農林水産大臣賞を受賞した（2018年度）。
- 宮崎市では、バングラデシュに対するICT人材育成事業を契機として、49人の県内企業への内定、ICT企業の東京からの誘致が実現した（各年度）。
- 熊本県と2019年10月に連携協定を締結し、地域の産業振興や多文化共生に資する人材育成モデルとして、JICA海外協力隊の活動経験と、熊本県内での高等教育・インターン経験を兼ね備えた人材の育成等に合意した（2019年度）。
- 徳島県では、機構との連携を前提として、外国人材受入を推進するための企業向け支援施策が予算化された（2019年度）。
- 福井県若狭町及び地元企業と連携し、ラオスの職業訓練校に対する能力強化の一環として同町の空き家改修事業を実施し、改修された古民家が地域住民や、若狭町とラオスの交流の場としても活用された。これを踏まえ、同町の総合戦略に空き家改修を通じた人的交流の活性化が具体的重点施策として設定された（2019年度）。
- 機構や機構事業を縁として、ニカラグアと群馬県甘楽町、ホンジュラスと同県片品村、ベネズエラと長野県駒ケ根市、タンザニアと山形県長井市、南スーダンと群馬県前橋市等、計32か国に対するホストタウン化に貢献した（2019年度）。
- 兵庫県子ども多文化共生サポーターからの要望を受け、ホンジュラス国教育省と調整し、機構の協力で作成されたホンジュラスの算数教科書・教員用指導書（スペイン語）を兵庫県教育委員会子ども多文化共生センターに寄贈した。日本の教育現場で国際協力の成果物である教科書が活用される初の事例となった（2019年度）。

- 草の根技術協力事業において、日本と開発途上地域の人材等の有機的なつながりに重きを置き、開発途上地域及び日本の地域社会や産業を支える人材の循環を目指す取組である「日本・途上国循環モデル」を新たに創設した（2020年度）。
- 開発途上国での活動経験を有する専門家人材が、日本での関連分野の業務経験を積むことにより、途上国でより効果的な支援を行うための知見を積むとともに、開発途上国の活動の成果の日本社会への還元を実現するために、特別嘱託を国内の公共団体に配置し、地方創成や外国人材の受け入れに貢献する業務を行った高知県商業振興課に配置する海外展開アドバイザーに対し、愛媛県からも海外展開アドバイザー名称が付与され、愛媛県産業政策課スゴ技グループや伊予銀行との連携強化により、県の企業発掘、案件形成等が進められた（2020年度、2021年度）。
- 熊本県では、包括連携協定に基づく熊本県庁国際政策相談役と熊本県立大学国際教育センター兼務として出向する機構職員が、豪雨被害被災地での復旧・復興のための官民連携ボランティア派遣、国際協力人材を活用した地域おこし支援、官民一体の復興・地域活性化のための仕組みづくりである「ひごラボ」を立ち上げ、熊本県のマスコットキャラクター「くまもん」によるインドの手洗い運動の支援を通じた海外でのSDGs取組への貢献等、国際協力人材の活用や開発協力経験をいかした熊本県の国際政策支援等を実施した（2021年度）。

(4) 外国人材受入環境整備への貢献

- 各都道府県で外国人材受入・多文化共生を進めるための国際協力推進員制度を立ち上げ、2021年度末時点で19人の国際協力推進員（外国人材・多文化共生）が配置されている（2020、2021年度）。
- 茨城県と外国人材受入に関する連携覚書、群馬県と地域の振興のため多文化共生・共創なども目的に包括連携協定を締結した（2020、2021年度）。
- 草の根技術協力事業では、外国人材受入環境整備にも資する事業を「日本・途上国循環モデル事業」として、ベトナムの水産や農業、工業を支援する案件を7件採択した（2020年度）。
- 富山、石川、福井、静岡、愛知、岐阜、三重の各県内の208の自治体及びその国際交流関係団体職員を対象に名古屋出入国在留管理局と連携しての共催フォーラム実施など自治体向け発信強化に取り組んだ（2021年度）。

(5) SDGs達成に向けた貢献

- 既述の取組を含む、幅広い分野での草の根協力事業を通じ、あらゆる分野のSDGs達成に向けて貢献した。
- また、JICA債を通じた自治体との連携強化、自治体によるSDGs推進に向けた取組への協力（イベントの共催、市民講座の開催等）等を通じて、SDGs達成に向けて貢献した。
- 国内におけるSDGs認知度の更なる向上と、機構事業への寄附を通じて開発途上国のSDGs達成に貢献できる機会を作るため、企業、自治体及びNGO/CSOと協働した新規寄附金事業「SDGs寄附金事業」の制度立ち上げにかかる検討を進めた。

(6) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- オンライン等を活用したコンサルティングや活動を実施することで、草の根技術協力事業を継続的に実施した。

(7) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

新型コロナの感染拡大を受け、特に草の根技術協力で自治体や関係団体が担う「草の根技術協力（地域活性型）」では、各受託団体の従事者の海外渡航が進まず、日本国内での活動が中心となったため、新規案件の立上げや事業の実施に一部遅れが生じている。渡航再開については、各国の最新情報を逐次に受託団体に伝え、渡航再開や遠隔事業実施に向けた対応を進める。特にコロナ禍で計画策定のための短期渡航が困難な現状を踏まえ、調査・計画策定支援、及び現地事務所からの支援体制強化等を強化する予定。

No.7-3 NGO/市民社会組織(CSO)

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
アクター別の草の根技術協力事業の実績 (NGO/CSO) 相談件数/ 応募件数	相談：450件 ¹⁰⁰ 応募：27件 ¹⁰¹	相談：459件 応募：79件	相談：683件 応募：71件	相談：672件 応募：69件	相談：1,087件 応募：59件	相談：744件 応募：43件

(1) NGO/CSOの知見やアプローチの多様性をいかした事業の形成・実施

- NGO/CSOが有する現地での知見等の強みやアプローチの多様性を活用し、開発途上地域が抱える課題解決に資する事業を全世界で実施した（各年度）。
- セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンによるモンゴルでの事業を通じ、東・東南アジア諸国初となる子どもの保護に関する法律が制定された（2017年度）。
- （特活）難民を助ける会によるザンビアでの事業を通じ、ザンビア国内最大の北西部難民居住区（約260世帯）で、元アンゴラ難民と地元住民間の信頼関係の醸成に取り組んだ（2018年度）。
- （特活）アクションが、フィリピンで開発した児童福祉施設で働くハウスペアレント向け研修モジュールを開発した結果、同国社会福祉開発省の省令の下、公式プログラムとして制度化された（2019年度）。
- （特活）ハート・オブ・ゴールドが、カンボジアで中学校体育科教育指導書を作成した結果、同国政府の高評価を得て、独自予算による1万5,000冊の印刷及び全国各州教育局を通じた約1,700校の中学校への配布が決定された（2019年度）。
- （公社）桶谷式母乳育児推進協会が、バングラデシュで母乳育児支援技術を移転した結果、「桶谷式技術普及計画」が同国保健栄養政策に盛り込まれ、全国の助産師向け研修費用が予算化された（2019年度）。
- 日本で外国人労働者を受け入れる企業、業界団体、弁護士、学識経験者、市民社会等と連携し、「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（JP-MIRAI）」を任意団体として設立、以降着実に加盟団体数を増加させており、企業・団体会員275団体（内NPO・NGO52団体）、個人会員148名（2022年度末時点）となった（2020年、2021年度）。外国人材向け9言語対応のポータルサイトを開設するなど取組を促進させた（2021年度）。

100 2015 年度実績

101 2013-2015 年度実績平均（実績は 80 件）

- インドネシアでは富山県の一般社団法人「インドネシア教育振興会」が提案した、教育現場のデジタル化等を支援する環境教育離島モデルが、インドネシア他地域へ展開した（2021年度）。
- ラオスでの「ラオス北部地域の教員養成校指導教官の能力強化」（草の根技術協力）を通じて作成された複式学級運営改善事業の手引きが、同国の教育スポーツ省教育科学研究所から事業対象地における試用版として承認を受けた。試用版に基づく実地指導、再改定を行い、全国で使用できる教材にするよう2021年8月に同研究所に申請を実施した。全国の教員養成校のカリキュラムが改訂され、作成された同手引きには、本事業で開発した複式学級運営の手引きが生かされ、全国の教員養成校で使用されることになった（2021年度）。

(2) 対話促進、相談対応の強化、新規団体発掘及び担い手育成支援

- NGO-JICA協議会を開催した（2017年度から2021年度までで累計12回）。NGO-JICA協議会等を通じた対話やきめ細やかなコンサルテーション（2017年度から2021年度末までで累計36件）、新規団体の発掘及び担い手の育成支援を行った（各年度）。
- NGO-JICA協議会では協議しきれない課題やテーマ別の議論を深めるためのNGO・JICA勉強会を計11回開催し、NGO関係者及び機構関係者等延べ1,105人が参加し、互いのナレッジや知識の共有を進めた（2020、2021年度）。
- 草の根技術協力事業の応募・実施団体の事業実施能力を高めるための「NGO等向け事業マネジメント研修（現場編）」や、新規団体参画促進を目的とした「NGO等向け事業マネジメント研修（立案編）」、「NGO/市民社会組織のための危機管理・安全管理研修プログラム」を新設した。特に、2017年度・2018年度に実施した事業マネジメント研修（立案編）の受講団体21団体のうち8団体が応募、4団体が採択された（2017～2019年度）。
- NGOの要望を受けて、2019年度から、全国規模のNGO-JICA協議会に加え、地域ごとの協議会（2019年度7拠点、2020年度6拠点）を開催した（2019、2020年度）。
- 「市民参加事業ポータル」を新たに立ち上げ、市民参加事業の草の根技術協力事業、国際協力推進員、NGO提案事業、NGOデスク等のマニュアル・執務要領、各種フォーマット等を一覧・検索でき、機構内の国内拠点・在外担当者が実務でいかせるよう整備した（2020年度）。
- 2020年度より開始した機構職員のNGOインターン派遣制度を拡充し、2021年度はNPO法人クロスフィールズ、認定NPO法人シャプラニール＝市民による海外協力の会、認定NPO法人テラ・ルネッサンスの3団体に合計6名を派遣した。
- より使いやすいNGOと機構の連携の在り方について検討を進めた。また、NGOの活動を支援するNGO主催イベント（HAPIC）でのオンラインブース設置、セミナー開催、意見交換の実施による相互の連携・対話を進める等、連携強化の取組を進めた（2020、2021年度）。

(3) 開発協力への理解、参加促進及び地域社会への還元

- 多様なアクターとの連携促進、国際協力の担い手育成と裾野拡大、市民への働きかけとファンドレイジング等から成るNGO-JICA共同の行動計画案を策定した（2017年度）。
- 国際協力経験のない新しい団体等の参画促進や、従来の開発協力には見られない新しい発想の国際協力を推進すべく、JICA基金活用事業募集で、国際協力活動の経験が浅く実績の少ない個人・団体に門戸を開く「チャレンジ枠」を新設した（2018年度）。
- 機構の九州センター及び福岡県の国際協力推進員による大牟田市内全中学校でのSDGs理解講座

やJICA海外協力隊体験発表等の貢献を通じて、第3回ジャパンSDGsアワードにおいて、大牟田市教育委員会が教育委員会として全国初の「SDGsパートナーシップ賞（特別賞）」を受賞した（2019年度）。

- 草の根技術協力制度の改善を進め、2020年度に実施した経費実態調査の結果を踏まえ、委託経費の中での間接費を17%から44%に引き上げ、各種経費の精算を簡素化する制度改善を進め、同改善結果を反映させた内容での公募を2021年度より実施した。同制度を適用した草の根技術協力を進めることで、NGO/CSO側の精算事務効率化への貢献が期待され、NGO/CSO側からも実態に合った制度改善への評価が寄せられた。

(4) SDGs達成に向けた貢献

- 既述の取組を含む、幅広い分野での草の根協力事業を通じ、あらゆる分野のSDGs達成に向けて貢献した。
- また、日本国内におけるSDGs認知度の向上と、市民が開発途上国のSDGs達成に貢献できる機会をつくるため、NGO/CSOと協働した新規寄附金事業の立ち上げに向けた調査を実施した。
- NGO、大学、企業、行政機関等多様なアクターが参加する地域プラットフォーム作成を国内拠点で取り組む事例が増えており、関西、中部、沖縄等で機構の国内拠点が中核となり、SDGsプラットフォームの運営に取り組んだ。

(5) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- コロナ禍における緊急対応を行うべく、草の根技術協力事業において実施中案件の活動内容の拡充や終了後案件の事後調査活用を通じた柔軟な対応を行った。

(6) 事業上の課題及び次期中期目標期間に向けた対応方針

全世界で新型コロナの感染が拡大するなか、日本国内での活動や遠隔での事業が中心となった。現地長期滞在者を派遣するNGO等は事業の本格実施ができているが、短期渡航を前提とした受託団体にとって現地渡航のハードルは依然高く、新規案件の立上げや事業の実施に一部遅れが生じている。各国の最新情報を逐次受託団体に伝え、渡航再開や遠隔事業実施に向けた対応を引き続き進める。

No.7-4 大学・研究機関

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
アクター別の草の根技術協力事業の実績（大学・研究機関） 相談件数/応募件数	相談：140件 ¹⁰² 応募：10件 ¹⁰³	210件 34件	217件 26件	228件 29件	549件 27件	293件 14件
新規 SATREPS 協力及び SATREPS 案件の結果を踏まえて形成・採択された新規協力数	11.75件 ¹⁰⁴	13件	11件	15件	15件	12件

102 2015 年度実績

103 2013-2015 実績平均（実績は 30 件）

104 前中期目標期間（2012-2015）実績平均（実績は 47 件）

大学との連携による戦略的な 育成人材数（長期研修等）	59人 ¹⁰⁵	1,004人	721人	692人	825人 ¹⁰⁶	1,006人
-------------------------------	--------------------	--------	------	------	---------------------	--------

(1) 大学・研究機関の有する専門的知見、ネットワークを活用した事業の実施

① 地球規模課題解決への新たな知見や技術の獲得・発展の支援、研究成果の拡大

- 地球規模課題への新たな知見や技術の獲得・発展に貢献するため、2008年にSATREPS事業を開始し、2017年度から2021年度までに55件採択（新規実施国7か国（エルサルバドル、ジブチ、タンザニア、コンゴ民主共和国、マラウイ、ウズベキスタン、タジキスタン）され、2021年度までに総計53か国168件のSATREPS事業を実施した（各年度）。
- SATREPS公募説明会及びSATREPSの事業紹介を今期累計17回実施し、累計974人の参加を得た（各年度）。
- 過去に実施されたSATREPSにおいて、社会実装に向けた取組が確認された。具体的には「センサー等成果活用の体制が構築されたもの」が9件、「政府機関の政策や計画等に反映されたもの」が4件、「特許申請、製品化、実用化されたもの」が4件（各年度）。
- 過去に実施されたSATREPSの研究成果を活用した他の機構事業として、カメルーン、ガボン、メキシコ等で10件の事業（技術協力プロジェクト3件、SDGsビジネス支援事業2件、草の根事業2件、第三国研修1件、フォローアップ協力2件）を形成した（各年度）。
- エジプトでは、SATREPS「ナイル流域における食糧・燃料の持続的生産」の研究者が、水文・水資源学会の学術出版賞を受賞した（2017年度）。
- タイでは、SATREPS「非食糧系バイオマスの輸送用燃料化基盤技術」（研究代表機関：産業技術総合研究所）にて開発した高品質バイオディーゼル燃料が、同国政府の石油代替エネルギー開発計画に採用され、国家プロジェクトとして実用化に向けた取組が開始された（2018年度）。
- チリでは、SATREPS「チリにおける持続可能な沿岸漁業及び養殖に資する赤潮早期予測システムの構築と運用」（研究代表機関：京都大学）にて、機構は三井物産(株)からの業務受託により、研究成果の早期実用化と地域への定着・拡大を推進した（2018年度）。
- ベトナムでは、SATREPS「高効率燃料電池と再生バイオガスを融合させた地域内エネルギー循環システムの構築」にて、エビ養殖池汚泥等のバイオマスエネルギーを利用する高効率燃料電池を開発した。同電池の発電効率は世界最高レベルの62.5%（同じ出力のエンジン発電機の2～3倍）を記録した（2019年度）。
- ザンビアでは、SATREPS「アフリカにおけるウイルス性人獣共通感染症の調査研究プロジェクト」で開発したエボラウイルス抗原迅速診断キットについて独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）による国内製造承認を2020年3月に取得した。アフリカでの感染予防対策にさらに貢献すべく、アフリカ諸国の医療機関への本キットの情報提供を通じて正式供給の可能性を探ると同時に、WHOによる緊急使用承認の2022年取得を目指している（2020年度）。
- チュニジア、モロッコでのSATREPS「エビデンスに基づく乾燥地生物資源シーズ開発による新産業育成研究」のチュニジア側のメンバーであるハラビ教授が、本SATREPSを含む長年の日本とチュニジアの学術交流への貢献が評価され、旭日中綬章の叙勲が決まった（2020年度）。
- ガボンの「公衆衛生上問題となっているウイルス感染症の把握と実験室診断法の確立プロジェ

¹⁰⁵ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

¹⁰⁶ 2020年度の集計値に誤りがあり今回は正

クト」において長崎大学が本邦民間企業と新型コロナウイルスの検査システムを開発し、実装化に向けた研究に着手した（2021年度）。

② 開発途上地域の開発課題解決を担う中核人材の育成

- ABEイニシアティブ、イノベティブ・アジア、シリア平和への架け橋・人材育成プログラム、国際社会人博士コース、JDS等を通じて、大学との連携による長期研修等を通じた人材育成を累計4,242人に対して実施した（各年度）。
- ABEイニシアティブでは、2017年度までに累計1,100人を受け入れ、TICAD Vの政府公約（2013～2017年にかけて900人受入）を上回る実績を達成するとともに、2018年度までに累計1,219人を受け入れ、TICAD VIの公約（2016～2018年に600人）を上回る形で達成した。また、インターン受入登録企業も当初の100社から2021年度には664社に増加した。また2019年のTICAD7で発表がなされた「ABEイニシアティブ3.0」の達成に向けては、新型コロナウイルス感染拡大による渡航制限があったものの、オンラインによる受講を含め、2019～2021年度まで累計260人の研修員を受け入れた。さらに、「ABEイニシアティブ3.0」では、ABEイニシアティブ以外の機構の長期研修員等にも「ビジネス・プログラム」の提供を開始（2019～2021年度まで累計292人）した。事業開始から2021年度まで累計1,771名を育成した。総理大臣に提出された「官民円卓会議 民間からの提言書」では、同イニシアティブが、内外から高く評価されていることが示された。加えて、ABEイニシアティブの修了生のなかから、本邦企業がアフリカにおけるビジネスを展開する際の水先案内人として活躍する者も出てきているほか、2025国際博覧会の大阪・関西誘致プレゼンテーションで修了生が日本代表プレゼンターとして登壇した。
- イノベティブ・アジアでは、累計436人の長期研修員を受け入れ、日本企業・研究機関等（AI関連企業、国立研究機関、大手電機メーカー等）を主な受入先としたインターンシップを実施した。その結果、2021年秋までの修士課程修了生の約1/3が日本企業へ就職、あるいは日本の大学の博士課程に進学した。また、累計472人の短期研修員を受け入れ、日本企業との交流機会を含むプログラムを提供した（各年度）。
- JDSでは、将来政策リーダーとしての活躍が期待される若手行政官を、45大学79研究科にて累計1,710人受け入れた。その結果、JDS修了生が、2017年度には、キルギスの事務次官（3人）、2018年度には、キルギスの大統領府戦略発展・経済・金融政策局長、カンボジアの外務国際協力省長官、バングラデシュの人事省次官補、ウズベキスタンの国民教育省副大臣、2019年度には、ミャンマーの外務省事務次官等、2020年度にはミャンマーの在京大使、タジキスタンの労働大臣、2021年度にはラオスの最高裁判所副長官、キルギスの経済財務副大臣、ベトナムの外務省副大臣等、開発途上地域の重要ポストに着任した（各年度）。
- 2019年度までABEイニシアティブ、イノベティブ・アジアのほか、個別の留学コースごとに研修等を実施していたプログラムについて、2020年度以降、JICA留学生に対し横断的に付加的なプログラムを実施することとした。2020年8月、2021年3月、9月、2022年3月にJICA留学生ネットワークングセミナー（旧称：合同プログラム）をオンラインで開催、合計約910人が参加した。留学コースを横断的に実施することにより、案件の枠組みを超えて、JICA留学生間のネットワークが形成され、また同プログラムの交流会に参加した日本の企業にとっては、様々な地域のJICA留学生とネットワークを形成できる機会となり、グローバル化、海外展開にも資する等の成果が得られた（各年度）。

③ 日本の開発経験を含む専門知識を学ぶ機会の提供及び大学・研究機関による学生や地域社会への開発協力の経験の還元

- 日本政府が推進する「明治150年」関連施策の一つとして、開発途上国・地域の将来の発展を担い得る人材を研修員として日本に受け入れ、大学院学位課程での専門分野の教育・研究機会とともに、日本の近現代の発展と開発経験を学ぶ機会を提供する「JICA開発大学院連携」を本格始動させた（2018年度）。
- 日本理解プログラム（共通プログラム）として、短期集中プログラムを累計33回開催し、機構研修員等累計901人の参加を得た（2019～2021年度）。
- 受講対象者の拡充に向けて、放送大学と講義番組「日本の近代化を知る7章」及び「続・日本の近代化を知る」（計15番組）の共同制作に取り組み、同学の生涯学習支援チャンネルである「BSキャンパスex」で再放送を含め217回放送した（2018～2021年度）。
- 24大学において、各専門分野での日本の開発経験等を伝えるための個別プログラムを開始したほか、機構と覚書を締結した大学数が94大学に拡大した（各年度）。
- 機構研修員等が滞在する日本各地の開発経験を学ぶ「地域理解プログラム」を始動し、累計38回開催、機構研修員等累計626人の参加を得た（2019～2021年度）。
- 日本の開発経験等を学ぶ機会を国外にも広げるため、日本研究の講座設立支援を行うJICAチェアを開始し、49か国で実施した（2020～2021年度）。

(2) SDGs達成に向けた貢献（2019年度業績より）

- あらゆる分野のSDGs達成に向けて貢献した。SATREPS事業で得られる知見や研究成果の社会実装、社会還元の推進を図った（各年度）。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- コロナ禍のなか、留学生来日に向けて政府各方面への働きかけを行い、機構が追加的防疫措置を講じることを条件に機構関連の留学生の来日許可を得て、国費留学生と同様に先陣を切った来日枠の獲得につなげた。2020年10月7日より、五つの国内機関において、政府が定めた待機を行うことで留学生の来日を開始し、約半年で571人の留学生の来日を実現した。2021年年初からの感染拡大で中断したが、厚生労働省の指示も踏まえた新たな措置を講じ、同年末までに1,437名の来日につなげた。加えて留学生が来日を待つ間も、遠隔講義の枠組みを導入し、学びの断絶を回避する措置をとった。来日留学生からは、待機期間中の日本のおもてなしへの感謝や、学びの環境の充実への感謝が示された。
- 「日本理解プログラム」では、新型コロナ感染防止のためにオンラインを活用した上で実施した。また、順天堂大学と連携し、新型コロナ感染防止対策を含む日本の保健医療政策について特別講義を実施した。さらに、「地域理解プログラム」では感染予防対策を徹底しつつ、遠隔講義と遠隔・対面の視察を組み合わせる形で実施した。

(4) 事業上の課題及び次期中期目標期間に向けた対応方針

新型コロナ拡大の影響により、多くの留学生の来日が遅れ遠隔受講が続いたため、時差や通信環境の影響等により、円滑な学業の推進が難しくなるケースもあった。また、来日でできず入学延期、休学となる留学生もあり、引き続き円滑な就学や来日を支援していく必要がある。来日後も不安な状況におかれ

ている留学生に対し、定期的な健康観察や、精神面のサポート等を実施し、研修目的の達成に向け、追加的な支援を引き続き実施する。

No.7-5 開発教育、理解促進等

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
教師海外研修の参加者数	166人 ¹⁰⁷	157人	101人	113人	0人	0人
地球ひろば体験ゾーン来場者数	2.9万人 ¹⁰⁸	4.5万人	4.6万人	4.1万人	0.71万人	0.97万人
地球ひろば利用者満足度アンケート結果（5段階評価アンケートのうち上位2段階の評価の比率）	団体・一般 95% 登録団体 76% ¹⁰⁹	団体・一般 95% 登録団体 73%	団体・一般 95% 登録団体 72%	団体・一般 96% 登録団体 76.7%	団体・一般 97% 登録団体 79%	団体・一般 96% 登録団体 70%

(1) 教育関係機関、NGO、民間企業等と連携した開発教育の実施

- 開発教育の推進及び質の向上に向けて、日本国際理解教育学会、文部科学省、各自治体の教育委員会等と積極的に連携し、教師海外研修（計3回371人参加。2020・2021年度は新型コロナの影響により中止し、代替研修等を実施）、開発教育指導者研修（6万115人参加）を実施した。各国内拠点は地域の教育委員会との連携を進め、茨城県教育委員会との連携では延べ985人、埼玉県教育委員会との連携では約2万0,607人の教員を対象に講義等を行った。また、新学習指導要領の施行に向けた取組として、教科書会社向けセミナーの開催等を通じ、情報提供を積極的に行い、2021年度までに17件の教科書掲載を実現した（各年度）。
- 中高生が地球規模課題や開発途上地域の現状、そして開発協力の意義の理解を深める契機として、国際協力中学生・高校生エッセイコンテストを実施し、累計28万6,194作品の応募があった。2018年度には、同コンテストの過去の受賞3作品が、2019年4月から全国の中学校で使用される道徳の教科書の教材として採用された（各年度）。
- 毎日小学生新聞への連載記事やNHKと連携した映像教材の作成を通じて開発教育の普及を推進した。これら教材は、学校現場で有効に活用できるアクティブラーニング教材として各種メディアで大きく取り上げられた（2017年度）。
- 教師海外研修の参加者が、同研修から着想を得て実施した取組が評価され、教育分野で優れた業績を上げた個人に贈られる「第67回読売教育賞」の最優秀賞を受賞した（2018年度）。
- 榊帝国書院と連携し、高校地理教員向け教授本に「地図に見る世界の『いま』世界の水の現状・課題ー持続可能な開発目標（SDGs）と私たちー」を執筆し、学習指導要領の改定を見据え、日本の国際理解教育に大きく貢献した（2019年度）。
- 機構が水をテーマにルワンダの現地を取材し製作した映像教材「世界につながる教室」が、教育現場での活用結果に基づき、消費者教育教材資料表彰2021において最優秀賞（内閣特命担当大臣賞）を受賞した（2021年度）。

107 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

108 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

109 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

(2) 地域に密着した開発協力活動の支援及び開発課題・開発協力に対する理解の促進

- 市ヶ谷、名古屋、北海道の各地球ひろばやその他国内拠点において、SDGsをはじめとする世界の課題をテーマとした展示やイベント等を多数実施し、学校等の訪問者数は延べ19万2,244人になり、開発課題・開発協力に対する理解促進に貢献した。特に、市ヶ谷のJICA地球ひろばで実施した企画展「私たちがつくる未来SDGs」は、SDGsを主テーマとする体験型の展示としては日本初となり、要人訪問も相次ぎ、朝日新聞等のメディアでも取り上げられた（各年度）。
- その他、各国内拠点において、各地域の実情に応じた開発協力に対する理解促進の取組を行った。その一例として、北海道センター（帯広）による機構研修員による学校訪問の実施、横浜センターによるTICAD7に向けた交流事業「アフリカ各国との一校一国交流支援」への協力、駒ヶ根訓練所による駒ヶ根市とポカラレクナート市（ネパール）との交流事業支援等を行った（各年度）。
- 外国人材受入れの対応の一環として、各地域の状況を十分に考慮に入れて、JICA地球ひろば、筑波センター、横浜センター、中部センター、関西センター、四国センター、中国センター等の多数の関係部署全体で、多文化共生について教員向けの研修、各種イベント・セミナーなど様々な事業を展開した（2021年度）。

(3) SDGs達成に向けた貢献

- 教師向けの各種研修や、各国内拠点によるイベント、マスメディアへの取材対応等を通じて、国民のSDGsへの理解促進に貢献した。また、新学習指導要領を受けてSDGsが教科書に掲載され学校教育でも浸透してきていることを踏まえ、SDGsを取り上げた研修やSDGsに関する教材製作を積極的に進め、学校教育を通じたSDGsの理解促進に貢献した（各年度）。
- 関西地域では、民間企業、NGO・NPO、大学・研究機関、自治体・政府機関の参画により、日本初の地域プラットフォームとなる「関西SDGsプラットフォーム」（加盟団体：1,365団体）を設置・運営し、SDGs推進に向けた産学官民連携の基盤を構築した（各年度）。

(4) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 現場教員のニーズや関心の高いSDGsや多文化共生を重点的に取り上げた研修について、新型コロナウイルスの影響からオンラインで実施した結果、遠隔地からの参加者が増える等の効果も発現し、参加者数を大きく減じることなく研修全体で1万0,770人が参加した。

(5) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

2020年度から順次施行されている新学習指導要領は、2022年度には高校にも導入された。次期中期目標期間においても、学校教育でのSDGsの関心の高まり、開発教育のニーズ増が想定されるため、教育委員会等の教育関係機関との連携や教員を対象にした研修等の事業を積極的に実施する。

多文化共生に関する取組については、次期中期目標期間においても、地域の状況や学校教育における動向を踏まえ、教育委員会等の教育関係機関、地域の外国人コミュニティ、NGO・NPO、JICA海外協力隊員経験者、過去の研修参加者といった国内リソースと協力して、学校現場のニーズに対応した研修等の継続的な対応を行う。

コロナ禍を契機に、学校教育においてもデジタル技術の活用が加速した。これまでの活用経験を参考にし、引き続き開発教育事業においてもデジタル技術の効果的な活用を進める。

3-3. 中期目標期間評価に係る自己評価

＜評定と根拠＞

評定：A

根拠：

【中期目標達成状況】

過年度の定量的実績から、中期目標全体の定量目標を大きく上回った。質的な観点からも、成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断する成果を上げていることから、中期目標における所期の目標を上回る形で達成されたと評価する。

【定量的指標（政策への貢献については下線付記）】

中期目標で設定された定量的指標（ボランティア、地方自治体、NGO、大学・研究機関、開発教育関係等との連携及び参加促進に向けたコンサルテーション件数（1万3,851件））は、目標水準を上回る成果を上げた。

【質的成果】

ア. ボランティア：

- 本中期計画期間中に累計4,190人のJICA海外協力隊員を派遣。
- TICAD IV で表明された「水の防衛隊」を9か国に計43人派遣し、アフリカでの安全な水供給に貢献したほか、マダガスカル政府公認の栄養改善に資する料理本の作成、（一社）子どもスポーツ国際交流協会との協働によるインドでのラグビー国際親善試合の実現等に貢献。
- JICA 海外協力隊員派遣の強化に向けて、これまで二つの自治体及び22の民間企業、18の大学と連携合意書や覚書を締結したほか、各種制度改善に取り組み、多様な形態による派遣を促進。
- 新型コロナの世界的な感染拡大を受けた派遣中の全 JICA 海外協力隊員 2,044 人の一時帰国に伴い新たな制度の検討・設計に取り組み、帰国中及び待機中 JICA 海外協力隊員によるオンラインを通じた活動や、日本国内の地域課題解決に資する活動を推進。
- 感染対策を徹底し、JICA 海外協力隊員の新規派遣、派遣前訓練再開。JICA 海外協力隊員による感染対策を取り入れた意欲的な現地活動実施、派遣先の衛生面の意識向上を確認。
- 派遣前訓練の一環として自治体等が実施する地方創生活動に参加する機会を提供する「グローバルプログラム」の開始。国際協力人材の育成及び JICA 海外協力隊の知識及び経験の社会還元を促進するための奨学金事業導入。
- JICA 海外協力隊員が指導した選手が、東京オリンピック・パラリンピック大会に21名と1チーム（関連 JICA 海外協力隊員は20名）出場。ホストタウンの取組にも貢献。

イ. 地方自治体：

- サモアでは、沖縄県内の七つの水道事業体による協力の結果、無収水率半減や飲料水水質基準改善、水道事業体の収支黒字化の達成。
- カンボジアでは、北九州市の協力によるプノンペンでの水質改善、無収水率半減の成功事例を地方都市に展開。8都市で水道事業黒字化。北九州市海外水ビジネス推進協議会がカンボジア水道協会と連携協定締結。
- ザンビアでは、宮城県丸森町による農業分野での協力の結果、対象地域の平均農業世帯収入が倍増した。また、自治体との連携強化を通じ、ホストタウン化等日本国内の地域活性化に貢献。
- タイでは、香川県の産官学連携による遠隔医療技術（安全な出産）を活用した協力の結果、タイ北部遠隔地域の分娩の安全性が向上、収集データによるタイ国内の製品改善にも活用。ブータンにも展開。
- 宮崎市では、バングラデシュに対する ICT 人材育成事業を契機として、49人の県内企業への内定、

ICT 企業の東京からの誘致を実現。

- 帯広市では、行政、商工会議所、企業と連携した草の根技術協力を通じて、ハラル対応和菓子を製造開発・販売、輸出展開した㈱とかち製菓が農林水産大臣賞を受賞。
- 熊本県とは連携協定を締結し、地域の産業振興や多文化共生に資する人材育成モデルの創設に合意、取組促進。
- 機構や機構事業を縁として、ニカラグアと群馬県甘楽町、ホンジュラスと同県片品村、ベネズエラと長野県駒ヶ根市、タンザニアと山形県長井市、南スーダンと群馬県前橋市等、計 32 か国に対するホストタウン化に貢献。
- 新たに国際協力推進員（外国人材・多文化共生）を配置したほか、茨城県と外国人材受入に関する連携覚書を締結する等自治体が推進する外国人材の受入環境整備に向けた取組にも貢献。

ウ. NGO/市民社会組織（CSO）：

- セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンがモンゴルで実施した事業を通じ、東・東南アジアで初となる子どもの保護に関する法律が制定。
- （特活）ハート・オブ・ゴールドがカンボジアでの事業を通じて作成した中学校校体育科教育指導書が、カンボジア政府予算により全国各州教育局を通じ約 1,700 校の中学校に配布。
- （公社）桶谷式母乳育児推進協会が、バングラデシュで母乳育児支援技術を移転した結果、「桶谷式技術普及計画」が同国保健栄養政策に盛り込まれ、全国の助産師向け研修費用が予算化。
- NGO-JICA 協議会の定期開催や、NGO の要望を踏まえた地域ごとの協議会開催等を通じて、対話・コンサルテーションを強化。
- 草の根技術協力事業の応募・実施団体の事業実施能力を高めるため、新たな研修を企画・実施。
- 企業、業界団体、弁護士、学識経験者、市民社会と連携し、「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（JP-MIRAI：Japan Platform for Migrant Workers towards Responsible and Inclusive Society）」を設立。外国人材向け 9 言語対応のポータルサイトを開設するなど取組を促進。

エ. 大学・研究機関：

- 過去に実施された SATREPS において、「センターなど成果活用の体制が構築されたもの」が 9 件、「政府機関の政策や計画等に反映されたもの」が 4 件、「特許申請、製品化、実用化されたもの」が 4 件あり、社会実装に向けた取組が確認されたほか、SATREPS の研究成果を活用して、計 10 件の事業を形成。
- タイ「非食糧系バイオマスの輸送用燃料化基盤技術」では、開発された高品質バイオディーゼル燃料が同国石油代替エネルギー開発計画に採用された。
- チリ「チリにおける持続可能な沿岸漁業及び養殖に資する赤潮早期予測システムの構築と運用」では、研究成果の早期実用化及び地域への定着・拡大に向けた三井物産㈱からの業務委託が実現。
- ベトナム「高効率燃料電池と再生バイオガスを融合させた地域内エネルギー循環システムの構築」では、発電効率が世界最高レベルとなる高効率燃料電池を開発。
- 開発課題解決を担う中核人材の育成に向けて、ABE イニシアティブ、イノベティブ・アジア、シリア平和への架け橋・人材育成プログラム、国際社会人 Dr.コース、JDS 等を通じて、累計 4,242 人に対する人材育成を実施。
- ABE イニシアティブでは、政府公約を上回る成果を上げて貢献し、本邦企業がアフリカにおけるビジネスを展開する際の水先案内人として活躍する修了生や、2025 国際博覧会の大阪・関西誘致プレゼンテーションで日本代表プレゼンターとして登壇する修了生を輩出。
- 日本政府が推進する「明治 150 年」関連施策の一つとして、日本の近現代の発展と開発経験を学ぶ機会を提供する「JICA 開発大学院連携」を本格始動。24 大学で各専門分野での日本の開発経験等を伝えるための個別プログラムを開始したほか、94 大学と覚書を締結し、大学・研究機関の国際化

も推進。

- 講義番組「日本の近代化を知る 7 章」及び「続・日本の近代化を知る」を放送大学と共同制作して放送し、機構が受け入れる留学生のみならず、より広い対象者にプログラムを提供。
- 開発途上国におけるトップクラスの大学等と連携し、JICA チェアをブルガリア・ソフィア大学での講座を皮切りに、49 か国で実施し、知日派リーダーを育成。

オ. 開発教育：

- 文部科学省、各都道府県教育委員会、日本国際理解教育学会等と連携し、教師海外研修、開発教育指導者研修を通じて、開発教育の質の向上及び裾野の拡大に取り組み。
- 新学習指導要領の施行に向けて、教科書会社向けセミナー等を通じ、機構事業の教科書掲載を 17 件実現。
- 国際協力中学生・高校生エッセイコンテストを実施し、累計約 28 万 6,194 作品の応募。過去の受賞 3 作品が全国の中学校で使用される道徳教科書の教材として採用。
- 市ヶ谷、名古屋、北海道の各地球ひろばやその他国内拠点において、SDGs 等世界の課題をテーマとした展示やイベントを実施したほか、各地域の実情に応じた開発協力に対する理解促進の取組を実施。
- 水をテーマにルワンダの現地を取材し機構が製作した映像教材「世界につながる教室」が、消費者教育教材資料表彰2021で最優秀賞（内閣特命担当大臣賞）を受賞。

3-4. 主務大臣による評価

評価：A

＜評価に至った理由＞

（定量的実績）

【指標 7-4】「ボランティア、地方自治体、NGO、大学・研究機関、開発教育関係等との連携及び参加促進に向けたコンサルテーション件数」が目標値（6,000 人）を上回る 13,851 件となっており、中期目標期間において着実に指標を達成している。

（定性的実績）

1. ボランティア（【指標 7-1】「課題解決に資するボランティア事業の実施、ボランティア経験の我が国国内での発信及び参加者の裾野拡大に向けた取組状況」）

中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・ JICA 海外協力隊員派遣の強化に向けて、これまで 2 つの自治体及び 22 の民間企業、18 の大学と連携合意書や覚書を締結し、これらに基づき 545 人の協力隊員を派遣したほか、各種制度改善に取り組んだ。
- ・ 新型コロナ感染拡大を受け、派遣中のボランティア全 2,044 名を帰国させる必要が生じたが、そうした中でも帰国中・待機中の隊員による各種の活動を国内外で積極的に推進した。
- ・ 国内の課題に貢献する事業展開として「グローバルプログラム」を再開し、国際協力人材の育成及び協力隊員の知識及び経験の社会還元を促進する取組を行ったことは評価できる。
- ・ 協力隊員（関連隊員 20 名）が指導した選手 21 名と 1 チームの東京オリンピック・パラリンピック大会への出場に貢献した。

2. 地方自治体（【指標 7-2】「地方自治体、NGO、大学・研究機関等による開発効果向上に資する開発協力の実施、それら経験の我が国国内での共有の支援、及び新たな担い手の裾野拡大に向けた取組状況」）

中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・機構事業をきっかけとして、計 32 か国に対する東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウン化に貢献。
- ・サモアで沖縄県内の 7 つの水道事業体による協力の結果、無収水率半減や飲料水水質基準改善、水道事業体の収支黒字化を達成した事例、ザンビアで宮城県丸森町による農業分野での協力の結果、対象地域の平均農業世帯収入が倍増した事例など、地方が有する知見の開発課題への活用を通じて成果を得た。
- ・バングラデシュに対する ICT 人材育成事業を契機として 49 人の研修参加者が宮崎県内企業に内定、ICT 企業の東京からの誘致を実現した例や、熊本県の地域振興に向けた連携協定の締結、あるいは機構からの出向者による地方の国際協力活動への貢献など、各地域の活性化・国際化に寄与した。

3. NGO/ 市民社会組織 (CSO) (【指標 7-2】「地方自治体、NGO、大学・研究機関等による開発効果向上に資する開発協力の実施、それら経験の我が国国内での共有の支援、及び新たな担い手の裾野拡大に向けた取組状況」)

中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・モンゴルでの子どもの保護に関する法律の制定、カンボジアでの中学校体育科教育指導書の配布、バングラデシュの保健栄養政策への「桶谷式技術普及計画」の反映など、NGO/CSO が有する知見や強み、アプローチの多様性を活用した事業の展開によって高い成果を得た。
- ・「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム (JP-MIRAI)」の外国人材向け 9 言語対応のポータルサイト開設など活動を促進したことは評価できる。

4. 大学・研究機関 (：【指標 7-2】「地方自治体、NGO、大学・研究機関等による開発効果向上に資する開発協力の実施、それら経験の我が国国内での共有の支援、及び新たな担い手の裾野拡大に向けた取組状況」)

中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・「明治 150 年」関連施策の一つとして、日本の近現代の発展と開発経験を学ぶ機会を提供する「JICA 開発大学院連携」を本格始動し、24 大学で各専門分野での日本の開発経験等を伝えるための個別プログラムを開始したほか、94 大学と覚書を締結し、途上国の人材育成に加えて大学・研究機関の国際化も推進した。また放送大学との連携によりより広い対象者にプログラムを提供した。さらに、その海外展開として開発途上国における日本の開発研究を後押しする「JICA チェア」を開始し、49 か国で知日派リーダーを育成した。

5. 開発教育、理解促進等 (【指標 7-3】「児童・生徒の世界や国際的課題等への関心向上に資する、教育関係機関等との連携も通じた開発教育の取組、及び開発課題や開発協力の市民への理解の促進状況」)

中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・教科書会社向けセミナー等を通じ、機構事業の教科書掲載を 17 件実現させた。また、国際協力中学生・高校生エッセイコンテストを実施し、累計約 286,200 作品の応募があり、過去の受賞 3 作品が全国の中学校で使用される道徳教科書の教材として採用された。

(結論)

以上により、定量指標が 120%を越える結果を得ていること、中期計画において予定されていた取組を着実に実施しているほか特筆すべき定性的な成果が顕著とは言えないまでも多数見られることから、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A」評価とする。

具体的には、各主体との連携強化や各主体の開発協力への参加を促進するため連携協定等の締結や制度の改善等を含めて多様な取組を展開するとともに、そうした取組を通じて地方自治体や NGO/CSO といった各主体の有する知見等を途上国の課題解決に活用し成果を得た。また、2020 年度には協力隊全隊員の帰国やその後の遠隔での活動継続、地方での社会還元活動などに取り組み、強い逆風の中で可能な限りの成果を挙げたと認められる。さらに、JICA 開発大学院連携及び JICA チェアを開始し、途上国の開発人材・知日派人材の育成や大学の国際化に貢献したことは高く評価される。

これらの成果は国内の多様な担い手との連携による開発課題の解決に寄与するとともに、開発協力大綱に掲げる「我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護」等にも顕著に貢献するものである。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

上記評価を踏まえ、引き続き開発現場の様々なニーズの把握や状況に応じた迅速な対応を確保するため、国内の大学・研究機関、ボランティア、地方自治体、NGO 等が有する強みや経験を活用し事業を推進することを期待する。なお、新型コロナの影響を受け現在の派遣数は限定的であるものの、ボランティアに応募する人材の確保や帰国後の活躍に向けた支援は引き続き重要な課題であり、積極的な取組を期待する。

また、外国人材受入れ・多文化共生に係る側面支援を始めとして、多様な担い手との連携強化を通じて国内の課題解決にも貢献していくことを期待する。

<その他事項> (有識者からの意見聴取等)

プロジェクト実施における、環境変化と修正を明確に記述することが不可欠。例えば、政治状況の変化により、迅速に対応・修正した Good Practice を明記してほしい。

地方自治体と国際協力：機構の役割とは？一言で「貢献」と言及しているが、何に貢献したのか、それがどのような Potential Impact があるのか説明が必要である。

同様に (No. 14)、“国際的な議論への積極的貢献：累計 482 件の各国国際会議等に参加して日本の考え方や機構の知見・経験を発信し、開発協力の規範・潮流の計背に貢献”と記しているが、具体的には、どのような貢献をしたのか、説明が必要である。

世界では、ICLEI、City Net 等、地方自治体が加盟している地方自治体の国際組織がある。機構も積極的に参加し、彼らの Good Practice を今後参考にしていきたい。

上記の Aid Coordination に関連し、非政府組織 (NGO) 協力関係の指針と実績を整理して (日本の NGO、現地の NGO、ドナー国の NGO 等) 機構の役割を図や表にまとめ報告していただきたい。

現在、日本国は単年度予算だが、国際協力に関して、国連開発機関のように多年度予算に移行できうる可能性はあるのか。多年度予算編成ができれば、かなり柔軟なプログラムが組めるようになる。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 8	事業実施基盤の強化
業務に関連する政策・施策	—
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度	—
関連する政策評価・行政事業レビュー	平成29年度～平成29年度～令和3年度外務省政策評価事前分析表 1-VI-1 経済協力 平成29年度～平成29年度～令和3年度行政事業レビューシート番号： 無償資金協力（平成 29 年度：127、平成 30 年度：139、令和元年度：143、令和 2 年度：144、令和 3 年度：未定）、独立行政法人国際協力機構運営交付金（平成 29 年度：128、平成 30 年度：140、令和元年度：144、令和 2 年度：145、令和 3 年度：未定）

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2020 年度	2021 年度
プレスリリース発出数	250 件 ¹¹⁰ (2017-2021)	85 件	72 件	53 件	42 件	42 件	
フェイスブック投稿数	1,750 件 ¹¹¹ (2017-2021)	1,045 件	1,149 件	983 件	813 件	813 件	
ODA 見える化サイト掲載案件の更新数（案件）	500 件/年 ¹¹²	1,207 件	1,141 件	1,245 件	832 件	832 件	
国際協力キャリア総合情報サイト（PARTNER）新規登録人数	10,000 人 ¹¹³ (2017-2021)	1,875 人	2,325 人	2,605 人	4,347 人	4,347 人	
国際緊急援助隊・感染症対策チームへの登録者数	200 人** (延べ人数)	185 人	214 人	244 人	254 人	254 人	
②主要なインプット情報			2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
予算額（百万円）			5,495	5,125	5,018	5,217	5,559
決算額（百万円） ¹¹⁴			5,008	4,350	4,496	4,595	5,472
経常費用（百万円）			5,154	4,583	4,526	4,649	5,614
経常利益（百万円）			△272	△140	△167	△823	△288
行政コスト（百万円） ¹¹⁵			5,156	4,575	4,526	4,649	5,614
従事人員数			95 人	95 人	95 人	94 人	94 人

110 前中期目標期間の実績から各年度 5 件増として設定する。前中期目標期間実績平均 45 件/年

111 前中期目標期間の実績から約 4%増として設定する。2015 年度実績 336 件（日 240 件、英 96 件）

112 前中期目標期間の実績と同等の水準として設定する。2010 年度から 2014 年度の実績平均 492 件/年

113 前中期目標期間の実績から約 15%増として設定する。前中期目標期間実績平均 1,746 人/年

114 2019 年度より受託経費を含めたため、2018 年度の計数を修正した。

115 独立行政法人会計基準の改定に伴い、2019 年度より行政サービスコストに代わり行政コストを記載

3-1. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、主な評価指標

中期目標：

(8) 事業実施基盤の強化

関係省庁・関係機関とも連携し、国際社会に対する我が国の開発協力とその成果を開発途上地域のみならず、国際社会に発信し、国際的な開発協力に係る検討課題設定や枠組づくりへの参画と国際社会に対する我が国の開発協力とその成果の認知度と支持を高め、納税者である国民の理解を得るための情報発信と広報を強化する。その際、我が国の国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場が国際社会に一層理解されるよう留意する。また、事業評価については、PDCAサイクルに沿って、事前評価、モニタリング、事後評価を確実に実施し、結果を公開して国民への説明責任を果たす。また、機構が事業を通じて得た経験や教訓を今後の事業の質の向上につなげるとともに、必要に応じて事業の見直しを行う。

加えて、開発課題の多様化、複雑化に対応する開発協力人材の確保と養成に向け、人材の裾野拡大と能力強化に向けた取組を強化する。さらに、事業の質の向上と国際援助潮流の形成に向けて研究を実施し、研究成果の積極的な発信を行う。国際緊急援助隊の対応能力の強化に向けた取組を通じ、災害や感染症の勃発への迅速な対応とその後の復興への切れ目のない対応への基盤を強化する。

中期計画：

(8) 事業実施基盤の強化

ア 広報

国際社会における我が国の開発協力の認知度を高め、国際的な開発協力に係る検討課題設定や枠組みづくりへの我が国の参画を促進し、また国内において開発途上地域の抱える課題や機構の取組に関する国民の理解と支持を得るため、統一性、一貫性のある情報発信と広報に取り組む。その際、我が国主導のイベントや国際潮流を意識し、オピニオンリーダー層向けの専門広報と国民向けの一般広報を効果的に組み合わせながら、分かりやすく、迅速かつ透明性をもって公表・発信する。また、ソーシャルメディア等の各種広報ツールを効果的に活用し、若年層をターゲットとした広報も拡充する。

イ 事業評価

PDCA サイクルに沿って、事前評価、モニタリング、事後評価を確実に実施し、評価結果を速やかにかつ分かりやすく公開・発信することで、国民への説明責任を果たす。また、評価結果から得られる学びを基に機構の協力量針や事業等へのフィードバックを強化し、事業の改善や効果向上に貢献するとともに、必要に応じて事業の見直しを行う。事後評価においては、外部専門家の評価を取り入れる等客観性を担保するとともに、国内外の NGO、大学等の多様な主体との連携を促進する等専門的・多様な視点での分析を強化し、評価の質を向上する。

ウ 開発協力人材の育成促進・確保

開発ニーズの多様化に対応した開発協力人材を養成し確保するため、能力強化研修の見直し等を行いつつ、特に若手を中心とした人材を養成する。また、国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」の利用を拡大し、開発協力人材の裾野と活躍の機会を拡大するため、関連情報の発信や提供を行う。加えて、NGO、開発コンサルタント等民間企業、大学、地方自治体等の登録の拡大やこれら登録団体からの情報発信を促進し、PARTNERの情報の一層の充実を図る。

エ 知的基盤の強化

機構の事業現場での経験を活用しつつ、SDGsの達成に向けた研究等、開発協力事業の効果向上と国際援助潮流の形成につながる研究を実施し、研究成果を事業にフィードバックする。また、勉強会、セミナー、シンポジウム等の開催やウェブサイト等を通じて研究成果を公開し、研究成果を開発途上地域の関係者を含む内外の援助実務者や研究者に発信する。研究の実施に当たっては、機構内の研究人材育成や、国内外の研究者・研究機関との連携強化に留意する。

オ 災害援助等協力

大規模災害等による被災者救済を迅速、効率的かつ効果的に実施するため、国際基準を踏まえた研修・訓練を行い、国際緊急援助隊の能力強化を行う。また、資機材整備等の派遣体制強化を行い、国際水準の対応能力を維持する。加えて、国際社会への対外発信や議論への積極的な参画を通じ、関係機関等との連携や情報共有体制を強化する。

突発的な感染症の拡大の防止に貢献するべく、感染症対策チームの派遣体制を強化する。

主な評価指標（定量的指標及び実績は 1. 参照）

- ・ 国内外における機構事業への理解・支持促進に資する、情報発信及び広報活動の実施状況
- ・ 多様な主体の参加や多面的な分析を含む事業評価の実施状況
- ・ 能力強化研修の見直しを含む、開発協力人材に対する研修実施状況
- ・ 開発協力事業の効果向上及び国際援助潮流の形成に資する、研究の実施状況及び研究成果の活用状況
- ・ 国際資格の維持及び国際社会との連携を含む、国際緊急援助の態勢整備状況

3-2. 業務実績

No.8-1 広報

(1) 開発課題や機構の活動及び成果の戦略的発信

- 統一性、一貫性のある情報発信に向け重点ターゲットやアプローチを整理し戦略的広報に取り組んだ（2017年度から2021年度まで、累計で国内約3万0,100件、海外約9万5,500件）（各年度）。
- 重要テーマに基づく広報の取組を実施した（2017年度：シリア難民、スポーツ、母子健康手帳等、2018年度：新JICA10年、世界と地方をつなぐ取組、質高インフラ等、2019年度：アフリカ/TICAD7、廃棄物分野支援、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）等、2020年度：人間の安全保障、外国人材受入、防災、2021年度：新型コロナウイルス、多文化共生、気候変動等）（各年度）。
- 関係国の新聞記者を招へいし、テーマに応じた日本の技術・経験を取材する機会を提供した結果、機構の支援に関する報道につながった（2017年度：ASEAN10か国、2018年度：中南米・カリブ7か国、2019年度：アフリカ10か国）（2017～2019年度）。
- 地方メディアを通じた発信強化のため、機構の事業現場の視察や相手国関係機関への取材機会を提供した（2018年度：愛媛新聞（パラグアイ）、北陸放送（ケニア）等、2019年度：毎日新聞（大阪本社：ルワンダ）、高知テレビ（パラグアイ）等）（2018、2019年度）。24道府県の地方紙において民間連携事業に関する広告を掲載し、地方における機構の事業にかかる理解促進を目的とした発信を強化した（2021年度）。
- 「朝日GLOBE+」や「Forbes Japan」等複数の雑誌メディアとのタイアップによる連載企画、AFP BPなどメディアとのタイアップによるイベント等を実施した（各年度）。
- 機構理事長による国内外のセミナー等への参加、日本経済新聞やFinancial Times等国内外主要メディアへの寄稿、SNSを含む各種メディアでの発信、主要メディア論説委員等と機構理事長によるメディア懇談会の開催、理事長以外の役員による国内外のセミナーへ参加や各種メディアでの発信等を通じ、国内外のオピニオンリーダー層、一般層双方への機構事業の理解促進に取り組んだ（各年度）。企業や団体の経営層、産官学のリーダー層の読者が多い「PRESIDENT」や「Newsweek」などの媒体を活用し、機構理事長等の役員が様々な分野のオピニオンリーダーと対談を行うなど、

かかる層を対象にしたオピニオンリーダー向け広報を開始した（2021年度）。

- 重点テーマ以外にも、モーリシャスでの船舶重油流出事故、トンガでの海底火山噴火時の緊急援助隊及び緊急援助物資の供与、ロシアによるウクライナ侵攻を踏まえたモルドバへの調査団の派遣などの突発的に発生した事象に際しての、機構の対応について各メディアへの取材対応やSNSでの発信を迅速に行うことで、災害・事故や紛争における機構の貢献について効果的な発信を行った。
- グローバルフェスタ（東京）、ワンワールドフェスタ（大阪）等の国際協カイベントを通じ、関係機関と連携した上で広く機構の事業認知を図った（各年度）。

(2) SNS、ウェブサイトを活用した情報発信

- 外部ウェブメディアと連携した企画実施や、機構ウェブ記事を外部ウェブメディアに転載する仕組みを整えたことにより、記事閲覧数が増加した。「ハフポスト」とタイアップし、「ジェンダー×防災」をテーマにTwitterライブを実施した結果、2万回以上の視聴が確認された（2019年度）。
- 広報業務における重点テーマ（新型コロナ対応、太平洋・島サミット、東京栄養サミット2021等）については特設ページを開設・充実し、動画の活用やSNSと連携させることによって、機構が取り組む活動をタイムリーに国内外に発信した（2021年度、具体例としてSNSの総閲覧数は、大洋州・島サミット17万回、気候変動14.7万回、栄養サミット22万回）。
- 公式ウェブサイトの掲載情報充実化やアクセス迅速化、検索機能の追加等の改善に取り組み、ユーザビリティを向上させた（各年度）。組織の説明責任の更なる改善のため、ODA見える化サイトのデザイン刷新（2020年度）、障害者差別解消法等への対応としてウェブアクセシビリティ方針の策定（2020年度）、欧州経済領域（EEA）における個人データ保護を目的としたEU一般データ保護規則（GDPR）への対応としてウェブサイトプライバシーポリシーの改定（2019、2020年度）を行った。また、公式ウェブサイトの全面リニューアルに向けて、新たなサイト構成や掲載基準を整理した（2021年度）。
- 機構が情報発信を行っているSNSでは、発信のタイミングや写真・動画の活用を改善することによりFacebook、Twitterともにファン数、フォロワー数は一度も減少に転じることなく増加した。また、2020年から開始したビジネス型SNS LinkedInはフォロワー数が飛躍的に増加した（ウェブページ閲覧数やYouTube再生回数を含めた各年度の情報発信実績は下表8-1のとおり）。

表8-1 ウェブサイトやSNSを通じた発信の実績（2017年度から2021年度）

	ページ閲覧数	Facebook (ファン数)	Twitter (フォロワー数)	YouTube (再生回数)
2017年3月末時点	日：3,512万PV 英：546万PV	日：16,585人 英：12,810人	日：29,830人 英：5,043人	日：113,698回英：185,999回
2018年3月末時点	日：3,481万PV 英：671万PV	日：20,545人 英：18,761人	日：32,406人 英：7,360人	日：113,814回英：421,195回
2019年3月末時点	日：3,616万PV 英：628万PV	日：23,161人 英：25,025人	日：34,788人 英：10,166人	日：335,891回 英：285,304回
2020年3月末時点	日：3,504万PV 英：595万PV	日：26,332人 英：31,800人	日：38,055人 英：13,733人	日：279,793回 英：563,949回

2021年3月末時点	日：2,908万PV 英：520万PV	日：27,772人 英：36,302人	日：39,066人 英：15,074人	日：495,848回 英：163,055回
2022年3月末時点	日：3,283万PV 英：577万PV	日：31,036人 英：50,520人	日：41,169人 英：18,085人	日：372,771回 英：8,360,529回

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 世界的に新型コロナウイルス感染症の影響が深刻化した2020年5月に、新型コロナへの対応に関する特設ページを開設し、機構理事長の動画メッセージ（累計11万閲覧）や機構の取組を国内外に広く発信した。また、メディア懇談会や記者向け説明会をオンラインで開催し、新型コロナを含む感染症対策等への機構の取組や成果、今後の課題を海外拠点の声を含めて重点的に発信した。その結果、ガーナの野口記念医学研究所での協力等が、NHK・民放TV局2局のほか、全国紙2紙及び地方紙13紙でも報道された（2020年度）。
- 「JICA世界保健医療イニシアティブ」を中心とした機構の取組について機構ホームページ、機構理事長の動画メッセージ（累計4.4万閲覧）、メディアを通じた発信を行い、全国紙・地方紙等に掲載された結果、同イニシアティブに関係する機構の事業に対する国内での理解促進に繋がった（2021年度）。
- 新型コロナウイルス感染拡大により対面型イベントの開催や対面型の取材等の機会が減少する等広報活動に関する制約が増えた。他方、紙媒体からオンラインやデジタル素材の活用を大幅に強化するとともに、オンラインでのイベント開催や取材対応を行う等ターゲット層に応じた素材や伝達手段を使って、新たな発信に向けた取組も増加させ効果的に発信した（2021年度）。

(4) 事業上の課題及び次期中期目標期間に向けた対応方針

新型コロナウイルス等により社会状況が大きく変化していることを踏まえ、ターゲットに向けて適切なメディアを選択し、多様なツールを組み合わせる戦略的な広報を行う必要性が高まっている。機構内部のリソースを効果的に組み合わせ、外部の専門的知見を活用しつつ、広報の戦略性を高めていく。また、国際社会に向けた効果的な広報を如何に進められるかも課題であり、広報素材を拡充させつつ海外拠点や外部機関と連携してタイムリーな発信を更に推進していく。

No.8-2 事業評価

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
外部事後評価における、大学・NGO等の参加による分析や、対象の特性を考慮した分析の実施件数	5件 ¹¹⁶	5件	5件	5件	6件	5件
分析結果の事業等での活用に向けたフィードバック強化の取組数	1件 ¹¹⁷	8件	8件	9件	3件	3件

116 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

117 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

(1) PDCAサイクルに沿った各種評価の着実な実施と迅速な公開

- 事業規模が10億円以上の事業に対する外部評価（2017年度から2021年度までの評価件数累計392件）、2億円以上10億円未満の事業に対する内部評価（同累計483件）を実施しホームページ上で公表した（各年度）。また、横断分析や詳細分析等を取りまとめ「事業評価年次報告書」として同じくホームページ上で公表した（各年度）。
- 外部評価では、定量調査・定性調査の実施手法に係る科学的手法（プロセスの分析や質的比較分析（QCA：Qualitative Comparative Analysis）等、統計・データ収集・インタビュー等の学術的に確立した調査手法）の活用を通じて評価の質の向上を図った。内部評価では、評価者となる各海外拠点による評価結果の自己点検に加え、外部の第三者が個々の内部評価の客観性や中立性、提言や教訓の具体性や実行可能性を検証した。検証結果は評価者（海外拠点等）へフィードバックし、今後の内部評価の質の向上に活用するとともに、検証結果の概要を機構ウェブサイトで対外公表して説明責任を強化した（各年度）。

(2) 評価結果・教訓のフィードバック、事業評価を通じた学習と改善

- 事業計画段階の事業事前評価表等で「過去の類似案件の教訓と本事業への適用」を確認し、類似案件の評価結果から得られた教訓を活用した（各年度）。
- プロセスの分析、統計分析、インパクト評価、テーマ別評価・横断分析等の実施を通じ、得られた教訓等を事業に反映した（各年度）。
- 世銀を中心に国際援助機関で推進する国際ナレッジマネジメント（GDI：Global Delivery Initiative）との知見共有に係る取組として、プロセス分析のケーススタディを英文で提供し、世銀ウェブサイトで優良事例として公開された（2017年度）。
- 事業効果の発現プロセスを分析するための「簡易プロジェクト・エスノグラフィー」実施ハンドブックや、横断分析のための取組として「紛争影響国・地域の事業マネジメントにおける教訓の抽出」を作成した（2018年度）。
- 事後評価において、大学、NGO等幅広い関係者の参加を得て専門的かつ多様な視点からの分析や対象の特性を考慮した分析等、累計26件の分析を実施した（各年度）。
- 実施中技術協力の事業効果指標（イネの作付面積及び収量）の分析に当たって、衛星データの活用を試行し、モニタリング及び事後評価における衛星データ活用による効果的、効率的な検証を提言した（2019年度）。事後評価において衛星データを運用効果指標の代替・補完的なデータとして活用し、定量的・客観的評価を追加した。また、衛星データを活用したモニタリング・評価において、活用可能なツール（分析マニュアル・衛星データリスト）を整理し機構内外に情報発信した（2021年度）。
- 対中ODA40周年を機に対中協力の総括に係るテーマ別評価を実施し、現地メディアで広く報道された（2019年度）。
- 上下水分野の横断的教訓を取りまとめ、機構内にフィードバックを行った。また、森林分野において、質的比較分析を用いて有効な介入の組合せを分析し、案件形成・実施への活用を目的に、横断的教訓を抽出した手順と分析結果を機構内で共有した（2019年度）。

(3) 事業評価の実施基盤強化

- SDGsの理念を踏まえた新評価基準では、「誰一人取り残さない」世界の実現に向け、受益者間の

差異を把握し「公平性への配慮」や「Well-Being」等、具体的な視点を評価に反映する方向性・考え方を検討し、取りまとめた（2021年度）。

- 新たな事業マネジメントの単位となる、JICAグローバル・アジェンダの策定及びそれに紐づくクラスター事業戦略に関し、機構の事業評価外部有識者委員等からの助言も得て事業のモニタリング・レビュー・評価に係る手法等を中心に機構内の検討・整理を実施した（2021年度）。
- DAC評価基準を機構の事業評価基準へ反映するとともに、機構の事後評価における諸課題を解決すべく、機構の事後評価基準を改定した（2020年度）。
- 事後評価を実施する外部評価者を対象に、外部事後評価レファレンスや調査手法に関する説明会を開催した（各年度）。また、日本評価学会の評価士養成講座（各年度）、大阪大学、法政大学等の各々の大学院において、評価論を中心とする講義を提供した（2018年度）。
- 開発途上国人材の評価能力向上へ向けて、タイ、ベトナムの事業実施機関を対象に、評価セミナーを実施した（2018年度）。
- 海外拠点が実施した内部評価結果の自己点検制度に加え、外部第三者によるメタ評価制度（評価の評価）を導入した。また、海外投融資、SATREPS、開発政策借款、ぜい弱国での評価手法の整理や、外部事後評価レファレンスの改訂を行った（2017年度）。
- OECD-DAC開発評価ネットワーク、世銀、ADB、ドイツ国際協力公社、中国財政部、国際開発評価学会、日本評価学会等と国際会議の共催やセミナーの開催、発表等を通じて、機構の知見の発信に取り組んだ（各年度）。
- 事業評価の内部人材育成を目的に、期間を通じて職員向けの研修を実施した。また、事後評価結果・教訓の活用促進を目的として、機構職員を対象としたフィードバックセミナーを開催した。さらに、インパクト評価に関する機構内外の関係者を対象とした能力強化研修を実施した（各年度）。

（4）新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

現地渡航できない事業について、現地傭人を活用したりリモート調査を行い、机上調査による事後評価を実施した（2020、2021年度）。

（5）事業上の課題及び期末に向けた対応方針

引き続きPDCAサイクルに沿って、事前評価、モニタリング、事後評価、フィードバックを着実に実施する。評価結果はウェブサイトにて迅速かつ分かりやすく公開・発信し、個別事業評価や横断的な評価分析から得られる教訓・提言を次の事業にフィードバックする。

また、事業評価の質の向上のため、大学等の外部有識者の助言を取り入れ、多様な主体と連携した評価の実施・分析を推進する。特に、2021年度から適用された新評価基準に基づき、「Leave no one behind（誰一人取り残さない）」や「Human well-being（人々の幸福）」等の要素を加味した外部事後評価を実施する。

機構が2022年度より導入した新たな事業マネジメントに対応する事業評価の手法を検討・整理し、評価体制を構築する。

No.8-3 開発協力人材の育成促進・確保

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
能力強化研修参加者数	349人 ¹¹⁸	565人	503人	464人	473人	518人

(1) 多様な協力ニーズに対応した開発協力人材の養成と確保

- 能力強化研修を各年度実施した。分野横断的な手法についても習得する機会を設け、開発協力人材の事業マネジメント力の向上に貢献した。また、ニーズに応じ各年度以下の研修コースを新設した（2017年度：「社会基盤マネジメント」、「民間セクター開発」、2018年度：「都市開発・まちづくり」、「災害からの復興支援」、「気候変動と開発」、「開発協力のプロセス・マネジメント」、2020年度：「民間企業との連携」、「汚水管理とCity-Wide Inclusive Sanitation」、「母子健康」、「学びの改善に向けた総合的なアプローチ」、2021年度：「円借款の建設工事の安全管理に係るコンサルタント能力強化研修」、「高齢社会対策」、「大規模災害からのBuild Back Better」）。
- 機構本部及び国内外各拠点において、以下のとおりインターンを受け入れた。2017年から2021年度まで累計522人。2020年度及び2021年度は新型コロナ感染拡大のため国内でのみ受入を行った（2017年度：121人、2018年度：101人、2019年度：143人、2020年度：58人、2021年度：99人）。

(2) 開発協力人材の裾野拡大を目指したPARTNERの利用促進に向けた強化

① PARTNERの利用促進に向けた強化

- PARTNERの情報発信力強化及び利用促進に向けた取組を行った（2017年度：サイトリニューアルに伴うシステム新規構築、「中小企業海外展開支援事業特集」コンテンツや「学生向けコンテンツ」の新設等、2018年度：都道府県別データ及び若年層向けページの新設等、2019年度：「キャリア図鑑」の新設、勤務地や働き方で検索・登録できる機能のリリース等、2020年度：イベントオンライン化による地方、海外在住者の参加促進、規約を変更し、災害支援・多文化共生等の国内の社会課題解決に取り組む企業・団体を登録可能とした、2021年度：「キャリア図鑑」・「学びコンテンツ」の拡充）。
- PARTNERの利用促進に取り組み、2017年度から2021年度までの新規登録者が1万5,077人に到達し、本中期目標期間の目標1万人の1.5倍以上を達成した。

② 開発協力人材の新規開拓

- 大学等にて国際協力の仕事とキャリアに関する講義を行い、学生に向けた情報発信強化、裾野拡大に取り組んだ（2017年度：北海道大学、三重大学、京都大学等11大学、2018年度：明治大学、慶應義塾大学、杏林大学等14大学、2019年度：東京女子大学、立命館アジア太平洋大学等13大学、2020年度：秋田大学、長崎県立大学（オンライン）、2021年度：慶應義塾大学（オンライン）、神戸女子大学（オンライン）、育英大学（オンライン））。
- 外務省、国際機関、開発コンサルタント、NGO等関係機関と連携し、各種キャリアイベント開催やコンテンツ掲載、発信を通じ、開発協力人材の新規獲得を行った（各年度）。
- PARTNERに新規登録した人材数は、いずれの年度も対年度計画目標値を上回った（各年度）。

118 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 新型コロナ感染予防のため、全コースの能力強化研修、及び各種キャリアイベントを対面からオンラインに切り替え実施した（2020、2021年度）。

(4) 事業上の課題及び次期中期目標期間に向けた対応方針

昨今の開発課題の多様化、複雑化を踏まえ、これらに対応する開発協力人材の育成が重要課題となっている。これに対しては、若年層を中心とした人材の裾野拡大に取り組むとともに、重要分野における人材養成に取り組む。

No.8-4 知的基盤の強化

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
研究成果のダウンロード数	5.2万件 ¹¹⁹	7.1万件	10.8万件	4.8万件	4.2万件 ¹²⁰	6.0万件
国際機関・政策担当者等への効果的な発信事例/ 機構事業へのフィードバック事例の件数	15件 ¹²¹ 15件 ¹²²	17件 15件	17件 17件	18件 18件	19件 19件	20件 20件

(1) 効果的な事業実施及び国際援助潮流の形成に資する研究の実施

- 効果的な事業実施や国際援助潮流の形成に向けて、研究、発信を継続的に実施した（例：人間の安全保障、質の高い成長、日本の開発協力の歴史、中国等新興国の開発協力、アジアのインフラ需要、気候変動を含む環境政策、開発途上国における海外留学のインパクト、ボランティア研究、新型コロナ関連等）（各年度）。
- コロナ禍により世界的にぜい弱性が深刻化するなかでより重要となった人間の安全保障の概念について、研究成果の対外的な見える化を図り現場や国際援助潮流に貢献するために、研究所のフラッグシップレポートとしての「今日の人間の安全保障」を発刊した（2021年度）。
- JICA開発大学院連携プログラムを推進すべく、プログラムの具体化、講義科目の検討、教材開発等を参加大学と連携して検討・実施したほか、同プログラムを海外に展開するJICAチェアを各国で行った（各年度）。

(2) 研究成果の公開・発信、事業へのフィードバック

- ワーキング・ペーパー、書籍、報告書の発刊、セミナー開催等を通じ、各種研究成果の発信に取り組んだ。各年度の実績は下表8-2のとおり（各年度）。

119 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

120 2020年度の集計値に誤りがあり今回は正

121 2015年度実績

122 2015年度実績

表8-2 各種研究成果の発信実績

	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
ワーキング・ペーパー発刊数	20 本	20 本	20 本	8 本	12 本
ポリシーノート発行数	—	5 本	1 本	1 本	2 本
書籍発刊数	8 冊	12 冊	9 冊	7 冊	12 冊
報告書発刊数	2 冊	1 冊	4 冊	-	6 冊
開発協力文献レビュー	2 本	2 本	-	1 本	1 本
フィールド・レポート発行数	-	-	-	1 本	3 本
セミナー等開催数	26 回	28 回	28 回	23 回	37 回

- 機構が発刊した書籍が学会から表彰される等の高い評価を国内外で得た。
 - ・『未来をひらく道－ネパール・シンズリ道路40年の歴史をたどる』：土木学会賞出版文化賞『クリーンダッカ・プロジェクト－ごみ問題への取組がもたらした社会変容の記録』：一社）廃棄物資源循環学会・学会賞（著作賞）、『青年海外協力隊は何をもたらしたのか－開発協力とグローバル人材育成50年の成果』：国際開発学会特別賞（2019年度）
 - ・『日本の国際教育協力－歴史と展望』：国際開発学会特別賞、『僕の名前はアリガトウー太平洋廃棄物広域協力の航跡』：一社）廃棄物資源循環学会学会賞（著作賞）（2020年度）
 - ・『日本の開発協力の形成-政策史1・1980年代まで』：国際開発研究大来賞、『マタディ橋ものがたり－日本の技術でつくられ、コンゴ人に守られる吊橋』：第47回交通図書奨励賞（2021年度）
- 鉄道システム輸出の効果的な実施に向けて、機構が世界各国で機構が取り組んだ鉄道インフラ整備事業におけるナレッジを取りまとめた書籍『鉄道で世界をつなぐー海外プロジェクトの現状と展望』（機構運輸交通ナレッジ著、日刊建設工業新聞社）発刊し、出版記念セミナーを開催した。同書は、鉄道関係企業からなる日本鉄道システム輸出組合から推奨された（2021年度）。
- 書籍『SDGsで世界をつなぐーODAを活用したビジネス展開の可能性』（機構副理事長編、機構イノベーション・SDGs推進室監修、日刊建設工業新聞）を出版した。同書はSDGsの達成に向け機構が実施する中小企業・SDGsビジネス支援事業を活用し、海外進出を成し遂げた企業の事例を紹介し、日本の優れた技術の海外への展開を促進するもの（2021年度）。
- ADB年次総会、TICAD7、SDGsサミット、COP26等や内外の学会を活用して研究成果を発信した。また、国連機関や世銀によるフラッグシップレポート（人間開発報告書（UNDP）、世界開発報告（世銀）、グローバル教育モニタリングレポート（UNESCO）等）にバックグラウンドペーパーの提供や機構研究所ワーキング・ペーパーの共有等を通じてインプットしたほか、刊行シンポジウムを共催し発信に貢献した。さらに、緒方貞子元機構理事長の追悼記念シンポジウム（2020年度）等のイベントの主催も通じて研究成果を発信した（各年度）。
- G20大阪サミットへの政策提言を行った「Think 20 Japan（T20 Japan）」会合において、機構研究所は10あるタスクフォースのうち、「持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）」と「アフリカとの協力」のタスクフォースで共同議長を務め、ポリシーブリーフの取りまとめやパネルディスカッションの開催を実現した（2019年度）。
- ランチタイムセミナー等（含むコロナ禍におけるオンラインセミナーシリーズ（2020、2021年度））の開催により、研究成果を機構内関係者と幅広く共有し、意見交換を通じて研究成果の利活用の

促進に努めた（各年度）。

- 各研究プロジェクトにおける成果は、機構における「人間の安全保障」の基本方針策定や気候変動対策支援ツールの改訂等のほか、JICA海外協力隊事業の運営にも活用されている（各年度）。
- 個別事業レベルでは、ラオス保健省における母子手帳の改訂（2019年度）、ベトナムにおける環境分野の調査の質の改善（2020、2021年度）等に研究所の知見が活用されている。
- 世界における急速な動画媒体の発展と普及の状況を踏まえ、動画を活用した研究成果の発信とセミナー等の事後発信に力を入れた。また、緒方貞子元機構理事長の業績や機構の人間の安全保障に関する取組を紹介する「緒方貞子メモリアルギャラリー」を開設した（2021年度）。

(3) 研究機関等との連携・ネットワーク強化

- SDGs達成に向けてGlobal Development Network（GDN）、ブルッキングス研究所、米国戦略国際問題研究所（CSIS）、コロンビア大学等の国際機関、海外研究機関との共同研究・発信を積極的に実施した（各年度）。
- G20に対する政策提言を目的として設けられているT20（Think 20）関連の活動を通じて各国シンクタンク等と意見交換・関係構築に取り組んだ（2018、2019年度）。
- ジョセフ・スティグリッツコロンビア大学教授、ジェフリー・サックスコロンビア大学教授等世界的に著名な教授と共同研究やセミナーの開催等を実施した。また、同機会を活用し、日本で次世代を担う若者や開発協力に関心が高い層に対し、国際課題への問題意識を高める機会を提供した（2017、2019年度）。
- 世銀、UNDP、OECD-DAC、ADB、国連アジア太平洋経済社会委員会東・北東アジア事務所、African Union Development Agency、欧州復興開発銀行、ドイツ開発政策研究所、韓国国際開発学会等と共同で研究成果の発表等を実施した（各年度）。

(4) 研究人材の育成、研究所の強化

- セミナーの開催や研究実施に当たっての関連情報を集約した機構内部向けのプラットフォームを整備し、研究人材の能力強化に向けた取組を紹介した。また、機構職員等から研究アイデアを募り、採択された研究を機構研究所の支援を得て提案者が実施する「研究プロポーザル事業」を実施した。また、機構研究所研究員による機構職員向けの論文の書き方セミナーも実施した（各年度）。

(5) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 新型コロナウイルス感染症対策やウィズコロナ、ポストコロナの世界を見据えた研究の立ち上げ（2020-2021年度）及び成果の迅速な発信に努めた。また、機構緒方研究所ウェブサイト上に「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連研究」特設ページを立ち上げ発信を行った（2020年度以降）。
- JICA-COVID19ー日本の経験を共有するウェビナーシリーズを継続的に開催し、最新の知見・経験の発信・共有を進めた（2020、2021年度）。

(6) 事業上の課題及び次期中期目標期間に向けた対応方針

国際援助潮流の形成や効果的な事業実施に寄与する上で、新たな開発ニーズ等に柔軟かつタイムリーに対応し、研究成果を効果的に発信することが課題となっている。

これに対し、国内外の研究者との一層の連携を図りつつ、イノベーティブで分野横断的な視点とスピード感をもって新規研究を立ち上げていく。

研究成果は、フラッグシップレポートとしての「今日の人間の安全保障」をはじめ、多様な媒体やオンラインツールを活用することで、より効果的な発信を図る。

さらに、事業の方針・戦略の策定や、案件形成への貢献を念頭に、事業部門や JICA 開発大学院連携との連携強化と事業と研究の一体的実施を図ることで、引き続き研究成果の事業へのフィードバックを促進していく。

No.8-5 災害援助等協力

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
研修・訓練回数	24回 ¹²³	29回	29回	31回	20回	27回

(1) 国際基準能力の維持・迅速派遣に向けた能力強化

- 野外病院レベル（WHO緊急医療チーム（EMT：Emergency Medical Team）タイプ2）の国際緊急援助隊・医療チームの派遣を想定し、同チーム内の部門構成及び人員配置の再整理を進め、新しいマニュアル「JDR Book」として具体的にまとめた。また、登録者を対象に研修を実施した（2017年度508人、2018年度244人、2019年度382人、2020年度379人、2021年度246人）（各年度）。
- 救助チームの迅速な派遣のため、確保可能な航空機座席数に応じた隊の分割派遣計画を日本政府との協議を経て導入した（2018年度）。資機材輸送迅速化のため、必要最小限の機材を隊員と同時に携行するべく、マニュアル整備を含めて派遣体制を整えた。また、民間航空機での輸送が困難な際にも迅速に救助チームを派遣できる手段として、自衛隊機の活用について外務省、防衛省と協議を行い、3者で共通認識を得るとともに、実務的な手続きの確認を行った（2019～2021年度）。その成果として2021年1月のトンガ火山噴火に際し、3者で緊急に協議を行い、迅速な物資供与（自衛隊チーム派遣による輸送活動等）を実現した。
- 各省庁の歴代団長・副団長に暗黙知として蓄積されている経験や教訓を形式知化する形で、国際緊急援助隊・救助チームが緊急援助の現場で活動中に参照するマニュアルの改訂を行い、体制強化を図った（2019年度）。
- CDCから講師を招へいし、感染症対策チームJICA海外協力隊員に求められる疫学・公衆衛生分野の知識・技能に関する研修会（38人参加）を実施した（2019年度）。
- 新型コロナウイルス感染症の影響等により2021年度に予定されていたWHO EMTの再認証手続きが延期された。その暫定措置として、2年間の認証延長レビューパネルを受審し、2023年まで現在の国際認証の期間を延長した（2021年度）。

(2) 国際的な連携枠組みへの参画と日本の経験・知見の発信

- WHOのグローバル感染症警報対応ネットワーク（GOARN）の作業部会等を通じて、緊急援助に係る国際的ネットワーキングを強化したほか、国際搜索救助諮問グループ（INSARAG：International

123 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

Search and Rescue Advisory Group) の会合・演習をはじめとする様々な国際連携枠組みで機構の経験をいかした技術的な貢献を果たした(各年度)。

- ASEAN防災人道支援調整センター、アジア太平洋安全保障研究センター、台湾国家防災科学技術センター、台湾の保健当局・医療チーム等に対し、過去の日本の災害経験や国際緊急援助の知見・教訓を共有し、併せて仙台防災枠組を踏まえ、機構が日本の産官民学の強みをいかした防災支援を各国で展開している事例を用いた講義やワークショップ、研修・演習への協力を行った(2018、2019年度)。
- 機構が策定を主導し、WHOが国際標準として採択した「災害医療情報の標準化手法」がモザンビークのサイクロン被災地国際援助現場で世界初適用された(2019年度)。
- 2021年10月に開催された第3回INSARAG世界会合においては、INSARAG世界30周年を記念し、INSARAGの創設・発展に貢献した人物として、アジア太平洋地域を代表し、元機構理事/国際緊急援助隊事務局長がアジアパシフィック地域を代表しスピーカーとして選出され、スピーチを行った。

(3) 迅速かつ効果的な緊急援助の取組

- 以下の災害等に対し国際緊急援助隊・チームの派遣を実施した(各年度)。
 - ・ 2017年度：メキシコ地震被害、スリランカでのごみ処分場堆積物崩落被害・豪雨被害、台湾地震被害
 - ・ 2018年度：インドネシア・スラウェシ島での地震及び津波被害、コンゴ民主共和国でのエボラ出血熱流行、モザンビークで発生したサイクロン災害
 - ・ 2019年度：コンゴ民主共和国でのエボラ出血熱流行、モザンビークで発生したサイクロン災害、サモアでの麻疹流行、ジブチでの豪雨及び洪水被害、オーストラリアでの森林火災
 - ・ 2020年度：モーリシャス日本関連船舶の座礁による重油流出事故
 - ・ 2021年度：トンガ王国火山噴火及び津波被害
- 関係国の要請に基づき、緊急物資支援を迅速に行った(2017年度16件、2018年度11件、2019年度10件、2020年度10件、2021年度13件)。
- 2022年のウクライナ危機に際し、国際機関の要請に基づき、モルドバに緊急人道支援・保健医療分野協力ニーズ調査団(人材)を派遣。調査の一環としてEMT調整所にて、機構が策定を主導しWHOが国際標準として採択した「災害医療情報の標準化手法」(MDS: Minimum Data Set)の導入を支援し、モルドバ政府及びWHOが高く評価。

(4) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 2020年8月のモーリシャス沖への専門家チーム派遣は、コロナ禍の中で初の国際緊急援助隊派遣であり、国際輸送便の減少、検疫監視・行動制限下という厳しい状況のなか、支援活動を展開し、先方政府から高い評価を得た。
- 外務省と連携し、在外公館及び機構海外拠点に対し、現地ODAタスクフォース遠隔セミナー(2020年8月、オンライン)を3回開催し、緊急援助手法の説明及びコロナ禍における緊急援助事業の課題等を共有した。
- 「インドにおける新型コロナウイルス感染の急拡大に対する緊急援助(物資供与)」では、2021年4月以降の急激な感染拡大を受けてインド国政府から日本国政府に要請が出され、酸素濃縮器300

台を供与することが決定された。日本国内の連休期間を挟み販売業者等の休暇時期と重なったにもかかわらず、供与決定から2週間でインド側へ引渡しを完了した。

(5) 事業上の課題及び次期中期目標期間に向けた対応方針

大規模災害等による被災者救済を迅速、効率的かつ効果的に実施するため、また、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて延期となった認証試験に備えるため、引き続き国際基準を踏まえた研修・訓練を行い、国際緊急援助隊の能力強化を行う。国際水準の資機材整備等による派遣体制強化に当たっては、航空機の小型化や新型コロナウイルスの感染拡大等により縮小した国際航空貨物輸送状況を踏まえて、携行資機材の輸送を迅速かつ確実に行うために必要な管理・輸送体制の見直しを行うなど、迅速性の確保とチーム対応能力の維持・向上を重視する。

3-3. 中期目標期間評価に係る自己評価

＜評価と根拠＞

評価：A

根拠：

【中期目標達成状況】

過年度の定量的実績から、中期目標全体の定量的目標を大きく上回り達成した。質的な観点からも、成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断する成果を上げていることから、中期目標における所期の目標を上回る形で達成されたと評価する。

【定量的指標】

中期目標で設定された定量的指標はいずれも目標値を大きく上回った¹²⁴。

【質的成果】

ア. 広報：

- 2017年度から2021年度まで累計国内約3万0,100件、海外約9万5,500件の報道で国内及び国際社会における日本の開発協力の認知度向上を継続的に促進。
- 「ハフポスト」とタイアップし、国際女性デーを掛けて「ジェンダー×防災」をテーマにTwitterライブを実施した結果、2万回以上の視聴を確認。
- TICAD7の機会を活用した機構理事長によるマスコミへの寄稿や講演等を通じ、オピニオンリーダー層向けの専門広報とともに、機構ホームページや広報誌を通じた国民向けの一般広報も展開。
- 人間の安全保障、TICAD7、スポーツ等各種主要テーマに基づく広報活動を通じ、国際的な開発協力に係る検討課題設定や枠組みづくりへの日本の参画を促進、開発途上地域が抱える課題や機構の取組に関する日本国民の理解・支持向上への取組を促進。
- FacebookやTwitter等のSNSを効果的に活用し、若年層を含めた広い層を対象とした広報を拡充。特にFacebookのファン数及びTwitterのフォロワー数は、日本語・英語ともに毎年度増加し減少に転じていない。
- 新型コロナを含む感染症対策等への機構の取組を海外拠点の声を含めて重点的に発信。その結果、ガーナの野口記念医学研究所での協力等が、NHK・民放TV局2局のほか、全国紙2紙及び地方紙13紙でも報道。
- 「JICA世界保健医療イニシアティブ」を中心とした機構の取組について機構ホームページ、機構理事長の動画メッセージ（累計4.4万閲覧）、メディアを通じ発信。

¹²⁴ 定量指標に対し、それぞれ304件、4,742件、各年度500件以上、1万5,077人、1,156人

イ. 事業評価：

- 事業規模が 10 億円以上の事業に対する外部評価（本中期目標期間累計 392 件）、2 億円以上 10 億円未満の事業に対する内部評価（同累計 483 件）を実施しホームページ上で公表。また、横断分析や詳細分析等を取りまとめ「事業評価年次報告書」として同じくホームページ上で公表。
- 事業事前評価表への類似案件の評価結果から得られた教訓の記載や、プロセスの分析、統計分析、インパクト評価、テーマ別評価・横断分析等の実施を通じ、得られた教訓等を事業に反映。
- 対中国 ODA40 周年に合わせた事業成果を振り返るテーマ別評価を実施、要人が出席した中国でのシンポジウムや中国国内での報道を通じ、日本の貢献の中国国内における認知向上に寄与。
- DAC 評価基準を機構の事業評価基準へ反映するとともに、機構の事後評価における諸課題を解決すべく、機構の事後評価基準を改定。
- JICA グローバル・アジェンダの策定及びそれに紐づくクラスター事業戦略に関し、外部有識者からの助言も得て事業のモニタリング・レビュー・評価に係る手法等を機構内で検討・整理。

ウ. 開発協力人材の育成促進・確保：

- 能力強化研修の内容を各年度見直し、多様化する開発ニーズに応じたコースの改廃を行いつつ開発協力人材を各年度 460 人以上養成（本中期目標期間中の基準値 349 名/年）。
- 機構本部及び国内外各拠点でインターンの受入を各年度実施、累計 522 人の若手人材を養成。
- PARTNER の利用促進に取り組み、2017 年度から 2021 年度までの新規登録者が 1 万 5,077 人に到達。本中期目標期間の目標 1 万人に対し約 1.5 倍の値を達成。
- 各年度で情報発信・利用促進に向けた取組を行い、特に 2020 年度は規約を変更し復興支援、多文化共生等、国内の社会課題解決に役立つ活動、事業実績や計画を有する企業・団体も登録可能とし、PARTNER の情報を一層拡充。

エ. 知的基盤の強化：

- 効果的な事業実施や国際援助潮流の形成に向けて、質の高い成長、人間の安全保障、新型コロナ関連等、機構の事業現場での経験を活用した SDGs 達成に向けた研究等を実施。
- ワーキング・ペーパー（80 本）、書籍・報告書（59 冊）、ポリシーノート（9 本）の発刊とともに、セミナー・シンポジウム（142 回）、機構ウェブサイト等を通じ、研究成果を公開・発信。
- 機構の「新時代の『人間の安全保障』」の基本方針策定や気候変動対策支援ツール改訂等を通じ、研究成果を事業に還元。
- ブルッキングス研究所、米国戦略国際問題研究所（CSIS）、コロンビア大学等と共同研究を実施したほか、世銀、UNDP、アジア開発銀行等と共同で研究成果を発信。
- Think 20（T20）で「SDGs」と「アフリカの協力」のタスクフォースの共同議長として議論をリードし、関連する 17 本のポリシーブリーフ策定に貢献。同ポリシーブリーフを踏まえ作成された「T20 コミュニケ」は安倍総理（当時）に手交。
- 機構内の研究人材育成に向けて、研究関連の情報を集約したサイトを整備・運用したほか、「研究プロポーザル事業」や論文書き方セミナーを開催。
- ジョセフ・スティグリッツ教授、ジェフリー・サックス教授等、世界的に著名な教授との共同研究やセミナー開催を通じ、国内外の研究者・研究機関と連携を強化。
- 鉄道システム輸出の効果的な実施に向けて機構が世界各国で取り組んだ鉄道インフラ整備事業におけるナレッジを取りまとめ書籍として『鉄道で世界をつなぐー海外プロジェクトの現状と展望』を発刊。鉄道関係企業からなる日本鉄道システム輸出組合（JORSA）も推奨。JORSA主催の出版記念セミナーにおいて対外発信。

- 『SDGsで世界をつなぐーODAを活用したビジネス展開の可能性』を出版し、SDGsの達成に向け機構が実施する「中小企業・SDGsビジネス支援事業」を活用し、海外進出を成し遂げた企業の事例等を紹介。
- 発刊した書籍（7冊）が、土木学会（1冊）、国際開発学会（2冊）、（一社）廃棄物資源循環学会（2冊）、FASID（1冊）、交通協力会（1冊）から表彰。
- 緒方貞子元機構理事長の業績や機構の人間の安全保障に関する取組を紹介する「緒方貞子メモリアルギャラリー」を開設。

オ. 災害援助等協力：

- 大規模災害等による被災者救済を迅速、効率的かつ効果的に実施するため、医療チーム及び救助チームで国際基準を踏まえた活動に対応すべく研修・訓練、マニュアルの整備を通じた体制強化を実施。
- 資機材輸送の迅速化に向けたマニュアル作成、派遣体制整備を実施。
- WHO のグローバル感染症警報対応ネットワーク作業部会等を通じ国際社会への対外発信や議論への参画、関係機関との連携を促進、ASEAN 防災人道支援調整センター、アジア太平洋安全保障研究センター等に対し、日本の災害時の対応や国際緊急援助の知見・教訓を共有。
- 米国疾病予防管理センター（CDC：Center for Disease Control and Prevention）から講師を招へいし感染症対策チーム JICA 海外協力隊員向けの研修会等を実施、同チームの派遣体制の強化に貢献。
- 機構が策定を主導し WHO が国際標準として採択した「災害医療情報の標準化手法」がモザンビークのサイクロン被災地国際援助現場で世界初適用。
- 2020 年度にモーリシャス沖で発生した本邦船籍による座礁・重油流出事故で、コロナ禍という活動条件が制約されたなかで支援活動を展開し、同国政府より高評価。
- 2021 年度に発生したトンガ火山噴火に際し、外務省、防衛省、機構の 3 者で緊急に協議を行い、迅速な物資供与（緊急援助隊・自衛隊チーム派遣による輸送活動等）を実現。
- 2022年のウクライナ危機に際し、国際機関の要請に基づき、モルドバに緊急人道支援・保健医療分野協力ニーズ調査団（人材）を派遣。調査の一環として機構が策定を主導し WHO が国際標準として採択した「災害医療情報の標準化手法」（MDS：Minimum Data Set）の導入を支援、モルドバ政府及び WHO が高く評価。

3-4. 主務大臣による評価

評価：A

<評価に至った理由>

（定量的実績）

【指標 8-2】「プレスリリース発出数」、【指標 8-3】「フェイスブック投稿数」、【指標 8-7】「国際協力キャリア総合情報サイト（PARTNER）新規登録人数」、について、それぞれ目標値を約 22%、171%、51%上回っているほか、【指標 8-4】「ODA 見える化サイト掲載案件の更新数」及び【指標 8-10】「国際緊急援助隊・感染症対策チームへの登録者数」について、それぞれ期間平均で 122%、32%上回っており、中期目標期間において着実に指標を達成している。

（定性的実績）

1. 広報（【指標 8-1】「国内外における機構事業への理解・支持促進に資する、情報発信及び広報活動の実施状況」）

中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

・統一性、一貫性のある情報発信に向け重点ターゲットやアプローチを整理し戦略的広報に取り

組み、TICAD 7 を始めとした各種イベントに併せた集中的な発信や 2020 年度には新型コロナに関する積極的な発信を行った結果、5 年間のうちに国内で約 30,100 件、海外で約 95,500 件の機構事業等の報道に繋がった。

- ・「ハフポスト」とタイアップし、国際女性デーを掛けて「ジェンダー×防災」をテーマに Twitter ライブを実施した結果、2 万回以上の視聴に繋がった。

2. 事業評価（【指標 8-5】「多様な主体の参加や多面的な分析を含む事業評価の実施状況」）

中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・国際ナレッジマネジメント（GDI）にプロセス分析のケーススタディを英文で提供し、世銀ウェブサイトで好事例として公開されたほか、国際機関や他ドナーと国際会議を共催する、合同ケーススタディを実施するなど、知見の国際的な発信に努めた。
- ・インパクト評価の実施や問題主導型反復実験適用（PDIA）手法の導入、「簡易プロジェクト・エスノグラフィー」実施ハンドブックの作成、「紛争影響国・地域の事業マネジメントにおける教訓の抽出」の作成、衛星データの活用など、事業評価の質向上に向けて積極的に取り組んだ。
- ・対中国 ODA40 周年に合わせた事業成果を振り返るテーマ別評価を実施し、中国でのシンポジウムや中国国内での報道を通じ、日本の貢献の中国国内における認知向上に寄与した。

3. 開発協力人材の育成促進・確保（【指標 8-6】「能力強化研修の見直しを含む、開発協力人材に対する研修実施状況」）

中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・ニーズに応じて年度毎にコースを新設しつつ、能力強化研修を実施した。また、国際協力キャリア総合情報サイト（PARTNER）のウェブサイトリニューアルコンテンツの拡充等、利用促進に取り組んだ結果、2017 年度から 2021 年度までの新規登録者が 1 万 5,077 人と、本中期目標期間の目標 1 万人に対し約 1.5 倍の値を達成した。

4. 知的基盤の強化（【指標 8-8】「開発協力事業の効果向上及び国際援助潮流の形成に資する、研究の実施状況及び研究成果の活用状況」）

中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・ワーキング・ペーパー（80 本）、書籍・報告書（59 冊）、ポリシーノート（9 本）の発刊とともに、セミナー・シンポジウム（142 回）、機構ウェブサイト等を通じ、研究成果を公開・発信。発刊した書籍（7 冊）が土木学会、FASID、交通協力会、国際開発学会（2 冊）、（一社）廃棄物資源循環学会（2 冊）から表彰されるなど、外部から高い評価を受けた。
- ・ブルッキングス研究所、米国戦略国際問題研究所（CSIS）、コロンビア大学等と共同研究を実施したほか、世界銀行、UNDP、アジア開発銀行等と共同で研究成果を発信し、また Think 20（T20）で「SDGs」と「アフリカの協力」のタスクフォースの共同議長を務めるなど、海外の機関とも連携を深め機構の知見を国際的に発信した。

5. 災害援助等協力（【指標 8-9】「国際資格の維持及び国際社会との連携を含む、国際緊急援助の態勢整備状況」）

中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・スリランカにおけるごみ処分場堆積物崩落被害、モザンビークにおけるサイクロン災害、モーリシャスにおける油流出事故を始めとして、多数の災害等に対して国際緊急援助隊・チームを派遣し、それぞれ現地政府や他国・国際機関等から高い評価を受けた。
- ・WHO のグローバル感染症警報対応ネットワーク（GOARN）の作業部会や国際搜索救助諮問グループ（INSARAG）の会合・演習を始めとする様々な国際連携枠組において、機構の経験

を活かして技術的な貢献を果たすとともに、機構が策定を主導し、WHO が国際標準として採択した「災害医療情報の標準化手法」が災害現場で運用され、今後の災害医療における標準的な方法論として各国政府・機関に広く認知されるに至った。

- ・2022年に発生したトンガ火山噴火及び津波被害に際し、迅速な緊急援助物資供与（国際緊急援助隊としての自衛隊部隊派遣による輸送活動等）を実施した。また、ウクライナ侵攻に際し、モルドバに緊急人道支援・保健医療分野協力ニーズ調査団（人材）を派遣し、その国際調整業務も含めモルドバ政府及びWHOから高い評価を得られた。

（結論）

以上により、定量指標がいずれも120%を越える結果を得ていること、中期計画において予定されていた取組を着実に実施しているほか特筆すべき定性的な成果が多数見られることから、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A」評価とする。

具体的には、新型コロナに係るものを含めて機構の取組を内外に積極的に発信し、ODAに対する国民の理解向上に貢献したほか、研究等の成果物を精力的に発表し国内外から高い評価を受けた。また、各種災害等に対して国際緊急援助隊チームを派遣し、それぞれ現地政府や他国・国際機関等から高い評価を受けた。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞

上記評価を踏まえ、引き続き、戦略的な国内外への情報発信を通じて我が国の開発協力に対する国民及び国際社会の理解を促進するとともに、多様な開発課題に対応する開発協力人材の養成・確保、事業の効果向上に向けた事業評価や研究成果の事業への一層の活用促進等、事業実施基盤の強化が図られることを期待する。また、国際緊急援助隊についても、引き続き適切な体制整備・強化に努めることを期待する。

特に、開発協力人材の養成・確保は既に喫緊の課題となっているところ、同分野での取組を一層強化し、顕著な成果として結実することを強く期待する。また、知的基盤の強化に関しては、開発協力の実施機関による研究活動という特性を踏まえ、研究成果の事業へのフィードバックを更に推し進め、今度同分野において多数の成果を挙げることを期待する。

＜その他事項＞（有識者からの意見聴取等）

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 9	戦略的な事業運営のための組織基盤づくり
業務に関連する政策・施策	—
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度	—
関連する政策評価・行政事業レビュー	平成29年度～平成29年度～令和3年度外務省政策評価事前分析表 1-VI-1 経済協力 平成29年度～平成29年度～令和3年度行政事業レビューシート番号： 無償資金協力（平成 29 年度： 127、平成 30 年度： 139、令和元年度： 143、令和 2 年度： 144、令和 3 年度： 未定）、独立行政法人国際協力機構運営交付金（平成 29 年度： 128、平成 30 年度： 140、令和元年度： 144、令和 2 年度： 145、令和 3 年度： 未定）

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値 /年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
情報共有基盤システムに係る研修実績	12 件/年 ¹²⁵	—	27 件	18 件	16 件	13 件	17 件

3-1. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標： (9) 戦略的な事業運営のための組織基盤づくり 開発協力大綱やその他我が国の政策及び公約、国際社会の援助潮流を踏まえ、多様化、複雑化、広範化する開発課題に戦略的に対応するため、本部、国内拠点、海外拠点のそれぞれにおいて、各部門の役割と責任範囲を明確化し、より柔軟かつ機動的な意思決定を行うための実施体制の構築・運営に取り組む。また、主要業務の業務改善を継続的に行い、効率的な事業運営を推進する。さらに、海外拠点については、国際交流基金、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所と事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、共用化又は近接化を進める。国内拠点については、地域における開発協力の結節点として、施設の利用促進を図る。
中期計画： (9) 戦略的な事業運営のための組織基盤づくり ア 実施体制の整備 外部環境の変化に柔軟かつ機動的に対応し、付加価値の高い業務を遂行するため、組織及び事務の効率化・合理化に努めつつ、本部・国内拠点・海外拠点において経営資源の最適配分を行う。また、外部の知見を積極的に活用して開発課題に戦略的に対応する能力を高める。 本部・国内拠点・海外拠点において、事業成果の発現の観点から業務実施における各部門の役割及び責任範囲をより明確にするとともに、国内拠点・海外拠点に対する本部からの支援や各国

内拠点・海外拠点からの本部への発信等、有機的な連携を促進する。

国内拠点を地域の結節点として活用して地域の特性や資源をいかした開発協力を推進するため、多様な担い手との連携、開発途上地域の要請に適合した支援を円滑に提供する体制を強化するとともに、施設の利用促進を図る。

海外拠点については、国際情勢、開発途上地域の社会・経済情勢、協力実績や事業量の変化を踏まえた拠点の最適配置を行う。また、各拠点が柔軟かつ機動的な対応ができる体制を整備する。加えて、国際交流基金、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所と事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、共用化又は近接化を進める。

イ 業務基盤の強化

業務の電子化を通じて業務基盤を強化する。具体的には、主要業務に係る機構内の現システムの更改を行うとともに、システム間の連携効率化、新しい情報共有基盤導入によるコミュニケーション改善を推進する。

主な評価指標

- ・ 内外の政策的要請等に対応した組織・業務実施態勢の強化状況
- ・ 業務システムの改善を通じた業務基盤の強化状況
- ・ 国内拠点の施設利用状況

3-2. 業務実績

No.9-1 実施体制の整備

(1) 組織・業務実施態勢の強化状況

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
外部有識者の参加を得た、組織運営・事業戦略に関する会議の開催回数	126	3回	12回	8回	13回	6回

① 戦略的な事業運営基盤の強化に向けた組織体制の見直しと運営状況のレビュー、規程類の見直し、海外拠点の見直し

- 戦略的な事業運営の観点から、組織体制を機動的に見直した。各年度の実績は下表9-1のとおり。
- 企画部の所掌事務に「業務の総括」を追加することにより、同部の権能をより明確化し、同部による経営企画、統制及び対外対応力を強化した（2019年度）。
- 課題部の組織改編を行い、成果発現のための責任体制を明確化するとともに、JICAグローバル・アジェンダ（日本の開発協力の重点課題で示された開発課題）を単位とした事業展開を促進するため、ガバナンス・平和構築部に計画・課題別戦略推進課を設置し、技術研修員受入事業に係る計画・調整機能を国内事業部から同課に移管した（2020年度）。
- 国内連携事業の実施基盤の強化を目的として、機構本部に副理事長を本部長とする国内連携事業本部を設置した。また、国内拠点長とのテレビ会議を月例で開催し、各国内拠点の優良事例や拠点運営上の工夫等について共有を図った（2019年度）。
- 小規模な海外拠点（支所）の体制強化に向けて、現地職員の強化計画（登用・育成）等を含む拠点ごとの運営計画を策定した。また、本部・海外拠点の役割分担を明確にするとともに、海

外拠点向けの法人文書ガイドラインを策定した（2019年度）。

- 新型コロナウイルス感染症対策本部（2020年3月設置）の会合を定期的に行い、機構における新型コロナへの対応を組織横断的に検討・情報共有するとともに、開発途上地域における同感染症対策及び健康危機対応を推進するため、人間開発部内に新型コロナウイルス感染症対策協力推進室を設置した（2020年度）。
- 機構事業全体における科学技術・イノベーション及びDXの導入推進を図るべく、課題分野の総括部であるガバナンス・平和構築部内に「STI・DX室」を新設した（2020年度）。
- 業務プロセスの抜本的見直しを含む、機構におけるDXの推進とモニタリングに取り組む部門横断的なプロジェクトチームを総務部に設置した。また、機構におけるDXの推進を総括する最高デジタル責任者（Chief Digital Officer）を設置した（2021年度）。
- 外国人材受入支援及び多文化共生に関する機構内の全体調整、「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（JP-MIRAI）」事務局運営及び関係機関との調整等を一元的に担う外国人材受入支援室を国内事業部に設置した（2021年度）。
- アフガニスタンからの機構関係者の出国支援及び本邦受入を円滑に進めるため、理事長を本部長とする「アフガニスタンにおける機構事業関係者及びその家族の安全確保・退避等に係る対策本部」を設置した。また、アフガニスタンからの機構関係者の出国支援、本邦受入、本邦滞在や機関等の一連の業務を継続的かつ一元的に対応するため、アフガニスタン特別業務担当特命審議役を設置した（2021年度）。

表9-1 組織体制の見直し実績

年度	組織体制の見直し内容
2017	・ 予算執行管理室の設置 ・ JICA 開発大学院連携準備室、インフラ技術業務部の設置 ・ 財務部、資金・管理部、債権管理部の一部統合による合理化
2018	・ JICA 開発大学院連携推進室、インド高速鉄道室の設置
2019	・ 国内事業部の所掌事務の一部（企業提案型事業）を民間連携事業部に移管 ・ 総務部の所掌事務の一部（市場リスクのヘッジに係る方針の策定、同方針に基づく取引の決定及びモニタリング業務）の財務部への移管 ・ 企画部の所掌事務に「業務の総括」を追加、イノベーション・SDGs 推進室を新設 ・ 社会基盤・平和構築部の国際科学技術協力室を STI 室に改組、同部運輸交通・情報通信グループの所掌事務の一部（情報通信）及び宇宙分野に係る事務を STI 室に移管 ・ 「デジタルトランスフォーメーション推進タスクフォース」の設置
2020	・ 課題部の組織改編（ガバナンス・平和構築部に計画・課題別戦略推進課を設置、技術研修員受入事業に係る計画・調整機能を国内事業部から同課に移管） ・ 調達・派遣業務部を設置（旧調達部と旧国際協力人材部の一部機能を統合） ・ 人事部内に開発協力人材室を設置 ・ 新型コロナウイルス感染症対策協力推進室を人間開発部内に設置 ・ STI・DX 室のガバナンス・平和構築部の新設 ・ 審査部信用力審査課の分割（マクロ経済審査課・投融資審査課）、海外投融資タスクチームの設置 ・ 中部センターへの企業連携課の設置 ・ パラオ支所及びジブチ支所の事務所化

2021	・DXの推進を総括する最高デジタル責任者とプロジェクトチームを設置 ・国内事業部に外国人材受入支援室を設置 ・「アフガニスタンにおける機構事業関係者及びその家族の安全確保・退避等に係る対策本部」を設置 ・情報システム室と広報室の名称変更（室から部に変更） ・情報システム部へのIT企画課の設置 ・財務部市場資金課の同部財務第一課への統合 ・資金協力業務部及び調達・派遣業務部の所掌業務の変更 ・九州センターへの企業連携課の設置 ・東京センター高崎分室の設置 ・アルゼンチン事務所の支所化 ・アフガニスタン特別業務担当特命審議役の設置
------	--

（運営状況のレビュー）

- 2016年度に契約された案件に関する支払の占める割合が、例年よりも増加したことにより、2017年度の予算執行見込みが予算額を上回る状況となった。これにより、技術協力プロジェクト、各種調査事業を中心に事業計画の見直しに迫られ、この過程で契約相手先等関係者に負担をかける形となった。上記予算執行管理問題の原因究明及び再発防止策検討のため、外部有識者から成る「予算執行管理強化に関する諮問委員会」を設置した。同諮問委員会は、事態を招いた直接原因として4点（運営費交付金債務管理に関する理解不足、事前統制のたるみと中期的予算管理枠組みの未定着、年度当初での抑制的予算配分と繰越予算の追加配分という運用、案件ごとの予算見積もりの変動を適切に把握し管理する意識の不足）、上記を招いた根本原因として3点（不明確な責任関係、予算管理の動機づけが不十分、投入の最適配分を追求する視点が不十分）を指摘した（2017年度）。
- 同諮問委員会の上記指摘や再発防止に向けた具体的改善策の提示を踏まえ、予算執行管理室の新設による予算執行状況及び後年度負担予算見通しの常時分析・調整を実施するとともに、理事会への定期報告を通じた理事会による予算執行統制を強化した。その結果、全体的な予算執行を計画どおりに実施した（2018～2021年度）。
- 自律性を重視した合理的な予算管理手法の確立に向け、内部規程類の改正により各部門の予算執行管理責任を明確化するとともに、予算執行管理に係るマニュアル作成と職員研修を通じ、予算管理・財務に関する職員の知見の向上に取り組んだ。また、予算執行管理に関する職員職階別の責任と成果を人事評価に反映する体制を構築することにより予算管理の意識向上等、取組を強化した（2018～2021年度）。
- 法人予算の予算統制を強化するため、中期的な資源配分の方針及び予算要求に際して事項別の予算積算書を作成し、理事会審議を経て概算要求及び年度計画予算策定に反映する体制を構築し、事前統制の弛みを是正した（2018～2021年度）。
- 予算執行管理を強化するためのシステム改善として、各部署に配分された予算額内に契約や支出を統制する機能を強化し、予算を超過した支出を防ぐ仕組みを構築した（2018年度）。
- 新規の技術協力案件の採択可否について、後年度の予算見通しを踏まえた上で理事会において審議する体制を構築した。さらに、技術協力事業全体の事業運営状況や重要案件に係る実施方針等について、課題部・地域部が共同付議し、理事も交えて議論する技術協力事業委員会を設

置し、事業のガバナンスを強化した（2018～2021年度）。

- 事業運営の要を担う企画部と全理事との定例会合を新設し、企画部と事業部長との定例会合の頻度を高め、重要事案等に関する情報共有体制を強化した。中期的事業計画の基盤となる事業計画作業用ペーパー（WP）策定の執務要領を改訂し、各部門の役割及び責任範囲をより明確化した。WP検討会議を導入し、戦略性及び予見性の向上と関係部間の合意形成を更に促進する体制を構築した（2018～2021年度）。
- 予算執行状況及び後年度負担の予算見通しの常時分析・調整、理事会への定期報告、システムによる統制等、2018年度に実施した「予算執行管理強化に関する諮問委員会」の提言を受け導入した予算執行管理強化に関する各種取組を継続実施した（2019～2021年度）。
- 特に、機構予算の概算要求では、中期的な資源配分の方針及び事項別の予算積算書を作成し、理事会審議を経て概算要求及び年度計画予算策定に反映する業務フローを確立する等、同委員会の提言に基づく概算要求及び年度計画の予算策定を適切に行い、予算統制の強化・定着を図った（2019年度）。
- また、地域別の中期的な予算管理に係る基本的な考え方に基づく新規案件の採択、外的要因による支出年度のズレを踏まえた予算の繰越等、複数年度の予算管理体制を強化するとともに、自律性を重視した合理的な予算管理方法の更なる定着を図るべく職員研修を実施し、予算執行管理に係る職員の能力向上に取り組んだ（2019～2021年度）。

（規程類の見直し）

- 戦略的な事業運営の観点から、各種規程・細則を改訂した（各年度）。

（海外拠点の見直し）

- 各拠点の移転、又はオフィス賃貸契約の更新時に、個別に共有化・近接化の可能性を検討した（各年度）。
- 小規模な海外拠点（支所）の体制強化に向けて、現地職員の強化計画（登用・育成）等を含む拠点ごとの運営計画を策定した。また、本部・海外拠点の役割分担を明確にするとともに、海外拠点向けの法人文書管理ガイドラインを策定した（2019年度）。
- 海外拠点向けアンケート調査を実施し、その結果を踏まえて海外拠点の運営強化策を作成。海外拠点の経理処理の負担軽減及び調達業務実施を支援（2021年度）。

② 業務戦略、事業方針等に関する外部からの助言

- 外部環境の変化を踏まえ2008年に策定された機構のビジョンを見直した（2017年度）。
- 組織経営について助言を得ることを目的に設置した、外部有識者経営諮問会議を定期的に開催した（各年度）。同会議で主に議論を行った内容は下表9-2のとおり。

表9-2 外部有識者経営諮問会議での主な議論内容

年度	主要議題
2017	長期経営戦略の策定等
2018	国内の多様なアクターとの連携強化、機構内タスクフォースによる長期経営戦略の提案等
2019	日本社会における外国人材の受入促進に向けた取組、DXの推進等
2020	日本社会における外国人材の受入促進に向けた取組、感染症対策を含む開発途上

	地域の保健医療における協力の方向性等
2021	米中対立下における日本と機構の役割、機構の気候変動分野の支援戦略等

- 国際社会で活躍する有識者から機構の事業方針や取組に関する助言を得て、事業の戦略性の向上等を図ることを目的に設置した、International Advisory Boardを開催した。同会議で主に議論を行った内容は下表9-3のとおり。

表9-3 International Advisory Boardでの主な議論内容

年度	主要議題
2017	中期的地域戦略及びパートナーシップ戦略を策定等
2018	事業展開におけるイノベーション推進、JICA 開発大学院連携プログラムの在り方、自由で開かれたインド太平洋を踏まえた機構の事業の方向性等
2019	(開催なし)
2020	ウィズコロナ、ポストコロナの世界における国際協力の在り方等（理事長と委員によるオンラインでの個別対談形式により実施）
2021	同上

- 理事会運営細則を見直し経営理事会と執行理事会を区分、付議事項を整理した（2017年度）。
- 協力隊事業の戦略性向上及び応募者増等の取組について議論する「新しい時代の協力隊事業のあり方 有識者懇談会」（2019年度）、クラスターに基づく事業マネジメントを推進するため「開発協力事業の新たなマネジメント方式に関する検討会」を開催した（2020年度）。
- 予算執行管理強化に関する諮問委員会のフォローアップ会合を開催した（2019年度）。

(2) 国内拠点の利用・活用状況

関連指標	基準値*	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
国内拠点の利用者数	73.5万人 ¹²⁷	97.5万人	96.5万人	91.5万人	32万人	49万人
研修施設の稼働率	58.4% ¹²⁸	57.8%	46.3%	46.4%	8.9%	16.1%

* 基準値は前中期目標期間実績平均

- 地域のニーズや特性をいかした創意工夫により、多様なパートナーとの連携構築やネットワークを活用した事業の効果向上に取り組み、利用者数は2019年度まで各年度前中期目標期間実績平均（73.5万人）を上回った。一方、2020年度、2021年度は、新型コロナの影響により各拠点でのセミナー、イベント等の開催、外部からの来場者受入が制限されたことに伴い、利用者数は大幅に落ち込んだ。研修施設の稼働率も新型コロナの影響によって研修員の受入が停止されたことが影響し宿泊者数が大幅に減少したため、期間全体平均で35.1%となり、前中期目標期間実績平均（58.4%）を下回った。
- 国内拠点強化策を策定した（2017年度）。また、国内連携事業の実施基盤の強化を目的として、機構本部に副理事長を本部長とする国内連携事業本部を設置した。また、国内拠点長とのテレビ会

127 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

128 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

議を月例で開催し、各国内拠点の優良事例や拠点運営上の工夫等について共有を図った（2019、2020年度）。

- 地域との連携強化に向けて国内機関の所掌事務の見直しを行い、国内機関の名称を「国際センター」及び「支部」から「センター」に統一した。郡山市に市町村レベルでは初となる企業向けのJICAデスクを設置した（2018年度）。
- 開発大学院連携及び中小企業・SDGsビジネス支援事業の実施体制の強化を目的に、一部国内拠点（東京センター、中部センター、関西センター）の人員体制を増強した。また、草の根技術協力事業の調達手続きを国内拠点から本部に集約させることにより、各所管地域における国内拠点のワンストップ機能や潜在的パートナーの発掘等にこれまで以上に注力できる体制とした（2019年度）。
- 各国内拠点で多様なパートナーとの連携を通じた事業の効果向上、地域活性化に資する取組を実施した。連携事例は下表9-4のとおり。

表9-4 各国内拠点における多様なパートナーとの連携事例

国内拠点	連携事例
北海道 (札幌)	・研修施設内のレストランを、食を通じた国際協力理解の場として改修。地元町内会関係者、道庁、札幌市、教育委員会、大学等関係先約 50 人を招待したリニューアルイベントを開催（2018 年度）
北海道 (帯広)	・草の根技術協力事業（地域経済活性化特別枠）を通じ十勝の工場で生産される和菓子 8 品に対するハラル認証（マレーシア JAKIM 認証）取得に貢献（2017 年度） ・帯広市教育委員会が市内全小中学校導入した「おびひろ市民学」に対する国際理解及び SDGs の学習での協力（2020 年度） ・釧路ウエットランドセンターと共同し、機構の活動を紹介する写真展を開催。また、釧路湿原で「湿原探索！JICA 研修員 1 日体験プログラム」と題したフィールドワークを開催（2021 年度）
東北	・機構がベトナムで支援する「日本人材開発インスティテュート」で日本式経営を学ぶベトナム人経営者を招へい、「ベトナム企業・東北企業経営者交流会」を開催、東北地方から定員を大きく上回る 75 社が参加（2018 年度）
横浜	・海外移住資料館常設展示や企画展の実施。2002 年の開設から来館者数は累計 64 万 3,386 人（2022 年 3 月末時点）。 ・同資料館における歴史的資料となる邦字新聞の収集、保管、活用に着手。また、その促進を目的に「JICA 海外移住懸賞論文」の募集を実施（2019、2020、2021 年度）
中部	・「なごや地球ひろば」リニューアル・オープン（2017 年度）。各種常設展や企画展を実施（各年度） ・国際協力と SDGs の理解を深めるための宿泊型イベント「夏休み親子イベント」（小学校高学年）、「グローバルカレッジ 2019」（大学生）を実施（2019 年度） ・愛知県内の複数企業が新入社員研修等の目的として SDGs を学ぶために同地球ひろばの訪問プログラムを利用（2019 年度） ・「中部 SDGs 広域プラットフォーム事務局」設立への貢献（2020 年度）
関西	・関西 SDGs プラットフォームの設立及び事務局としての運営関与（各年度）。G20 大阪サミットでパネル展示を実施（2019 年度） ・2025 日本万国博覧会誘致委員会主催「#thinkexpo2025 みんなの未来フェスティバ

	ル」でのブース出展、機構の留学生との交流プログラム等を実施（2018年度） ・学生を対象とした「関西 SDGs ユース・アイデアコンテスト」の開催（2019年度） ・在住外国人向けの防災の知識向上、理解促進への貢献（2020年度）
中国	・在住外国人増加に伴うコミュニケーションや防災、福祉に関する多文化共生に向けたセミナー等を通じた貢献（2020年度） ・井原鉄道のアート列車を貸し切り、異文化体験ワークショップ「井原鉄道で行く、異文化体験ツアー」を実施。協力隊員経験者によるワークショップでは、派遣された各地域の文化・風習を理解する機会を参加者に提供（2021年度）
四国	・四国 NGO ネットワーク及び環境省四国環境パートナーシップオフィスと連携し SDGs 推進をテーマとする「ESD 学びあいフォーラム」を共催（2017年度） ・ラオス政府とファーマーズ協同組合との連携プログラム覚書締結に向け、香川県庁や香川大学、JA 等関係者の理解促進を推進（2019年度） ・技能実習生等在住外国人との多文化共生社会に向け、愛媛大学、愛媛県国際交流協会と全5回の定期講座を共催（2019年度） ・「KAGAWA INTERNATIONAL ART COMPETITION 2021～かがわではたらく・まなぶ外国人のためのアート作品展～」を香川県青年海外協力協会と共催。県内在住の外国人が、文化を尊重し豊かに暮らすことの大切さについて作品を通じて発信することで、市民の多文化共生に関する理解促進に寄与（2021年度）
九州	・「地方創生×SDGs セミナー」を自治体、JETRO や地銀等と共催（2018年度：北九州、長崎、熊本、2019年度：佐賀、鹿児島） ・長崎県立大学との連携協定締結（2019年度） ・組織強化プログラム「解決したい気持ちを形に変えるー九州の NGO の組織強化ー」を九州内 NGO と共同で実施（2019年度）

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

新型コロナウイルスの影響を受け、従来のように各種研修、セミナー、イベント等を国内拠点で開催、実施する形態から脱却し、オンライン化・デジタル化等の実施方法や内容の見直しを行った。

(4) 事業上の課題及び次期中期目標期間に向けた対応方針

外部環境の変化に対応するため、国内外の拠点及び各部署の役割と責任を明確化するなど、組織体制の改善に機動的に取り組む。

No.9-2 業務基盤の強化

(1) 業務システムの改善を通じた業務基盤の強化状況

① 情報共有基盤の安定的運用及び活用促進に向けた取組

- 新情報共有基盤の導入、業務システムの改善及び構築を通じ業務基盤を強化した。竹橋拠点の利用開始に際し、麹町拠点と同様の情報共有基盤が利用できるよう準備し、計画どおり整備した（2018年度）。また、拠点間の情報通信網の安定的な運用に努めたほか、海外拠点を中心とした回線状況の逼迫解消及び機構情報通信網の安定化を目的とした「ローカルブレイクアウト」

を2020年度に導入した。加えて、海外拠点における回線逼迫状況の更なる解消に向け計90拠点のインターネット回線の増速を行った（2021年度）。

- 情報共有基盤の運用業務委託先との連絡を密に行う等に努めた結果、おおむね安定的に運用された（各年度）。システムトラブル発生の際には、迅速に対応し復旧させ、業務影響を最小化するように努めた（各年度）。また、コンピュータシステム運用基盤業務委託先や機構情報通信網委託先との密な情報共有・連携により、セキュリティ面を含めてシステム関連の大きな事案は発生せず、おおむね安定的に運用された（各年度）。コロナ禍における安全・安定的な情報システム基盤の構築・運用のため、在宅環境からの「ネットワークアクセス（VPN：Virtual Private Network）」の同時接続数の増加（500回線から3,000回線に）、クラウドサービスの前倒し導入等を行った。その結果、理事会を含め機構全体におけるオンライン会議の導入・定着が促進された（2020年度以降）。在宅環境からのネットワークアクセスの更なる向上のためクラウドサービスの拡大（SharePointクラウド化、部署OneDrive導入、Microsoft Office365ツールの更なる展開）を進めるとともに、利活用促進のための機構内研修（Microsoft Teams利活用トレーニング等）を実施した（2021年度）。
- 「次期IT基盤要件定義・調達支援（「コンピュータシステム運用等」及び「情報通信網の更改」両契約対象）」、次期執務用PC、次期Managed Print Service（MPS）及び次期モバイル電話/Teams電話サービス導入検討のための業務委託契約を締結した（2021年度）。
- 新技術であるRPA（Robotic Process Automation、定型PC操作等の作業自動化）を機構内財務部、調達・派遣業務部等9部署に試行的に導入し、業務の電子化を通じ作業時間の短縮や入力ミス抑制等、一定の効果が認められた（2019年度）。この結果を受け、機構内における業務自動化の推進及び安全な利活用に向けて、RPAガイドラインを作成し、機構内で構築されるRPAに適用を開始するとともに、RPA事務局を情報システム部内に設置し各部のRPA導入・運用を支援した（2020、2021年度）。
- 情報共有基盤やコンピュータ運用基盤（共通DB、共通サーバ）の更なる活用促進に向けて、DX勉強会やクラウドサービスの試行導入等を実施した（2019年度）。
- 新情報共有基盤の活用促進に加え、導入済みシステム（ノートPC、無線LAN、リモートアクセスツール等）の活用の定着に努め、会議の効率化や紙資源の節約、働き方改革への対応等を進めた（各年度）。また、2018年度実施した国内標準PC更改に続き、海外拠点のPC更改を2019年度上半期中に完了した。これにより、海外拠点においても会議の効率化やペーパーレスの促進、働き方改革への対応等を更に進めた。さらに、次期IT基盤及びコンピュータ運用（2024年度想定）に向けた検討を進めた（2019年度）。

② 業務システムの改善及び構築等を通じた業務基盤の強化に向けた取組

- 「業務主管システム全体最適化方針」に沿って各主要システムの更改を進め、2019年4月より計画どおりに稼働させた。これにより、データ一元管理による重複・不整合の抑止や統計分析ツール、統計ダッシュボードを活用した分析の効率化が図られ、機構内での適切な予算執行管理や案件進捗管理に資する基盤が整備された（2019年度）。
- 機構各業務システム等の改善やDX推進として、電子決裁システム（2021年度リリース）、新・法人文書管理簿システム（2021年度リリース）、健康管理システム、企業情報統合データベース（2021年度リリース）等を導入した（2020年度、2021年度）。

- 機構内の各業務システムの横断的管理、全体最適化を目的としてポートフォリオマネジメントオフィス（PMO）を開設した。プロジェクト情報管理システムの構築等、実施体制を整備しつつ各システムの円滑な構築・運用に向けた支援を開始した（2021年度）。

(2) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- コロナ禍の拡大や働き方改革の推進に伴う在宅勤務・リモートワークの急増に対し、機構内でリモートアクセス同時接続数の増強、ウェブ会議ツールの多様化、クラウドメールサービス、クラウド型ファイル共有サービスの導入等、ICT基盤の強化に取り組んだ（2020、2021年度）。また、コロナ禍により長期の在宅勤務を余儀なくされている在外拠点のうち、約70の拠点で執務用PCの持出しが可能とするなど、コロナ禍においても業務を推進する基盤を整備した。
- 海外拠点からの一時帰国者向け等に、機構内標準PCの安定的な確保に努めた。また、増加傾向にある標準PCの故障等に順次対応した（2020、2021年度）。

(3) 事業上の課題及び次期中期目標期間に向けた対応方針

情報共有基盤についてはクラウド化を了したが、業務システムのクラウド化は一部のみ終えている状況であり、今後、各システムの特性を考慮しつつ更なるクラウド化を進める。

また、クラウド環境に対する組織内ユーザの習熟度が必ずしも十分ではないため、今後も継続して研修等を通じ習熟度の向上およびITリテラシーの向上を図る。

RPA等の作業自動化による業務改善及びDX推進については、活用度合を高める余地が大きいいため、組織内研修や活用事例の共有を通じて導入を加速させる。

3－3．中期目標期間評価に係る自己評価

＜評定と根拠＞

評定：B

根拠：

【中期目標達成状況】

定量的指標の目標値は、各年度において達成した。また、質的な観点からも成果の最大化に向けた取組で所定の成果を上げていることから、中期目標における所期の目標は達成したと評価する。

【定量的指標】

各年度の実績が中期目標で設定される定量的指標を上回った。

【質的成果】

ア．戦略的な事業運営のための組織基盤づくり：

- 2017年度に発生した機構運営費交付金の予算執行管理問題の原因究明及び再発防止策検討のため外部有識者から成る「予算執行管理強化に関する諮問委員会」を設置。事態の早期正常化に向けて、同諮問委員会の再発防止に向けた具体的改善策の提示を踏まえ、予算執行管理強化のため以下の取組を実施（一部の取組は諮問委員会の最終提言に先立ち実施）。
 - ① 事業費と管理的経費を横断的に一元管理・統制する明確な権限と責任を持つ部署として予算執行管理室を新設し、予算執行状況及び後年度負担の予算見通しを常時分析・調整。理事会に定期報告を行い、理事会による予算執行統制を強化。
 - ② 自律性を重視した合理的な予算管理手法の確立に向け、内部規程等の改正により各部門の予算執

行管理・財務に関する職員の知見を向上。予算執行管理に関する職員職階別の責任と成果を人事評価に反映する体制を構築することにより予算執行管理の意識向上等、取組を強化。

- ③ 法人予算の予算統制を強化するため、中期的な資源配分の方針及び予算要求に際して事項別の予算積算書を作成し、理事会審議を経て概算要求及び年度計画予算策定に反映する体制を構築し、事前統制の弛みを是正。
- ④ 予算執行管理を強化するためのシステム改善として、各部署に配分された予算額内に契約や支出を統制する機能を強化し、予算を超過した支出を防ぐ仕組みを構築。
- 外部環境の変化に柔軟かつ機動的に対応し、付加価値の高い業務を戦略的に遂行するため、組織体制の見直しを通じた組織及び事務の合理化も含む経営資源の最適配分を実施。
- 外部の知見を活用し開発課題への戦略的対応能力を向上するべく、外部有識者による経営諮問会議及びInternational Advisory Boardを開催。
- 企画部の所掌事務に「業務の総括」を追加することにより、同部の権能をより明確化。
- 国内連携事業本部の設置や国内拠点長との月例会議開催による各国内拠点の優良事例等の共有、小規模海外拠点（支所）の体制強化に向けた運営計画の策定等を通じ、国内拠点・海外拠点に対する本部からの支援や各国内拠点・海外拠点からの本部への発信等、有機的な連携を促進。
- 新型コロナウイルス感染症対策本部（2020年3月設置）の会合を定期的に開催し、機構における新型コロナへの対応を組織横断的に検討・情報共有するとともに、開発途上地域における同感染症対策及び健康危機対応を推進するため、人間開発部内に新型コロナウイルス感染症対策協力推進室を設置。
- SDGsの達成に向けて、国内外の多様なアクターとの連携を更に促進するために、SDGsの4つの“P”（Peace（平和）、People（人間）、Prosperity（豊かさ）、Planet（地球））や開発協力大綱に沿った組織体制を構築のため、また、JICAグローバル・アジェンダ（日本の開発協力の重点課題で示された開発課題）を単位とした事業展開を促進するため、課題部を再編。また、ガバナンス・平和構築部に計画・課題別戦略推進課を設置。
- 機構事業全体における科学技術・イノベーション及びDXの導入推進を図るべく、課題分野の総括部であるガバナンス・平和構築部内に「STI・DX室」を新設。
- 機構におけるDXの推進とモニタリングに取り組む部門横断的なプロジェクトチームを総務部に設置。また、機構におけるDXの推進を総括する最高デジタル責任者（Chief Digital Officer）を設置。
- 外国人材受入支援及び多文化共生に関する機構内の全体調整、「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（JP-MIRAI）」事務局運営及び関係機関との調整等を一元的に担う外国人材受入支援室を国内事業部に設置。
- 国内各拠点を地域の結節点として活用し、地域の特性や資源をいかした開発協力を推進するため、国内拠点強化策の策定や所掌事務の見直し、人員体制の増強等の取組を実施。また、各種イベント開催等を通じ、施設の利用促進とともに多様な担い手との連携強化の取組を実施。
- 海外拠点については、国際情勢、開発途上地域の社会・経済情勢、協力実績等を踏まえた拠点配置を検討し、2020年度にパラオ及びジブチの支所をそれぞれ事務所化したほか、小規模な海外拠点の体制強化に向けた現地職員の強化計画の策定等の取組を実施。また、海外拠点の運営強化策を作成するとともに、海外拠点の経理処理の負担軽減及び調達業務実施を支援。

イ．業務基盤の強化：

- ノートPC、無線LAN、リモートアクセスツールの整備及び活用に取り組み、本部、国内拠点及び海外拠点での標準PCを更改したことで業務の効率化やペーパーレス化、働き方改革を促進。
- 外部からのネットワークアクセス回線数を増強（500回線から3,000回線）、Microsoft Teams等ウェブ会議ツールの多様化、クラウドメールサービスの導入等を実施。その結果、海外拠点含めた業務環

境の安定化とともに、理事会含め機構全体におけるオンライン会議の導入・定着が促進。

- 国内・海外各拠点において通信を振り分け、インターネット向けの通信を機構情報通信網を経由せずに直接インターネット網に接続する「ローカルブレイクアウト」を導入し、海外拠点を中心とした回線状況の逼迫解消及び機構情報通信網の安定化を促進。
- RPA管理に関する準内部規程の改定をすすめ、財務部及び調達・派遣業務部でのRPA試行を導入し、業務の電子化及び効率化を促進。
- 機構内業務のDX推進として、電子決裁システム、健康管理システム、企業情報統合データベース、JICA Virtual Academy Networkの改善、構築を実施。
- 機構が策定した「業務主管システム全体最適化方針」に沿い、各主要システムの更改を進めた結果、データ一元管理による重複・不整合の抑止や分析の効率化が図られ、機構内での適切な予算執行管理や案件進捗管理に資する基盤を整備。さらに、機構内の各種システム、データベースの改善やDX推進に向けた検討を実施。
- 機構内の各業務システムの横断的管理、全体最適化を目的としてポートフォリオマネジメントオフィス（PMO）を開設。プロジェクト情報管理システムの構築等、実施体制を整備しつつ各システムの円滑な構築・運用に向けた支援を開始。

3-4. 主務大臣による評価

評価：B

<評価に至った理由>

（定量的実績）

設定なし

（定性的実績）

1. 実施体制の整備（【指標 9-1】「内外の政策的要請等に対応した組織・業務実施態勢の強化状況」）
中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の実績が認められた。
 - ・2017 年度に発生した機構運営費交付金の予算執行管理問題に際し、外部有識者から成る「予算執行管理強化に関する諮問委員会」を設置するとともに、同委員会の提言に基づく対策を実施した。
 - ・外部の知見を活用し開発課題への戦略的対応能力を向上するべく、外部有識者による経営諮問会議及び International Advisory Board を開催した。
 - ・「新型コロナウイルス感染症対策協力推進室」や「STI・DX 室」、「開発協力人材室」、「予算執行管理室」の設置など、組織の課題に応じて必要な組織改編を進めた。
2. 業務基盤の強化（【指標 9-2】「業務システムの改善を通じた業務基盤の強化状況」及び【指標 9-3】「国内拠点の施設利用状況」）
中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の実績が認められた。
 - ・ICT 基盤の強化等を進め、新型コロナ流行下における業務の基盤を整備するとともに、各種システムの改善、構築等、組織内の DX を推進した。

（結論）

以上により、中期計画において予定されていた取組を着実に実施していること、2017 年度には予算執行管理に係る問題を踏まえ C 評価としているものの、その後改善に向けた取組が確認できていること、その他の特筆すべき実績も認められることから、中期計画における所期の目標を達成され

ていると認め、「B」評価とする。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞

予算執行管理強化に関する各種取組を形骸化することなく、引き続き不断の見直し・改善に取り組まれない。特に、新型コロナの影響により運営費交付金の執行管理が難易度を増していると考えられること、予算執行管理問題は中期目標期間を跨ぐタイミングで発生したことも踏まえ、改めて機構内の予算執行管理体制及び運用の強化に留意されたい。

＜その他事項＞（有識者からの意見聴取等）

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 10	業務運営の効率化、適正化
業務に関連する政策・施策	—
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度	—
関連する政策評価・行政事業レビュー	平成29年度～平成29年度～令和3年度外務省政策評価事前分析表 1-VI-1 経済協力 平成29年度～平成29年度～令和3年度行政事業レビューシート番号： 無償資金協力（平成 29 年度： 127、平成 30 年度： 139、令和元年度： 143、令和 2 年度： 144、令和 3 年度： 未定）、独立行政法人国際協力機構運営交付金（平成 29 年度： 128、平成 30 年度： 140、令和元年度： 144、令和 2 年度： 145、令和 3 年度： 未定）

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット情報 （定量指標）	達成目標	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2017 年度
一般管理費及び業務経費の効率化	毎事業年度 1.4%以上	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%
有識者による外部審査を行った対象 契約件数	70 ¹²⁹ 件/年	81 件 ¹³⁰	64 件	94 件	10 件	72 件	81 件 ¹³¹

3-1. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標： 4. (2) 業務運営の効率化、適正化 ア 経費の効率化 中期目標期間中、運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び業務経費（特別業務費及び人件費を除く。）の合計について、毎事業年度 1.4 %以上の効率化を達成する。この他、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年 1.4 %以上の効率化経費に加える。 イ 人件費管理の適正化 各種の国際社会の開発目標の達成に貢献し、政府や社会から期待される役割を果たすために、必要に応じて人員配置を見直す。また、給与水準については、国家公務員の給与水準も十分に考慮し、手当を含めた役職員給与の在り方について厳格に検証を行った上で、引き続き給与水準の適正化を図る。その上で、各事業年度の給与水準及びその合理性・妥当性を公表する。 ウ 保有資産の必要性の見直し 機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。その上で、機構の資産の実態把握に基づき、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等

129 前中期目標期間の実績から 25%増として設定する。前中期目標期間実績平均 56 件/年

130 2017 年度の集計値に誤りがあり今回は正

131 2017 年度の集計値に誤りがあり今回は正

を行うものとする。 エ 調達合理化・適正化 独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき調達等合理化計画を策定し、これに基づく取組を確実に実施する。 また、外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を踏まえつつ、競争性のない随意契約の削減を更に徹底する等、引き続き調達等の改善に努める。
中期計画： (10) 業務運営の効率化、適正化 ア 経費の効率化 中期目標期間中、運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び業務経費（特別業務費及び人件費を除く）の合計について、毎事業年度1.4%以上の効率化を達成する。この他、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年1.4%以上の効率化経費に加える。 イ 人件費管理の適正化 各種の国際社会の開発目標の達成に貢献し、政府や社会から期待される役割を果たすために、必要に応じて人員配置を見直す。また、給与水準については、国家公務員の給与水準も十分に考慮し、手当を含めた役職員給与の在り方について厳格に検証を行った上で、引き続き給与水準の適正化を図る。その上で、各事業年度の給与水準及びその合理性・妥当性を公表する。 ウ 保有資産の必要性の見直し 機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。その上で、機構の資産の実態把握に基づき、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。竹橋合同ビルの区分所有部分については、有効な利活用方策を検討しており、具体的な検討を進め、保有の必要性がなく、売却が合理的であると判断された場合には、処分する。 エ 調達合理化・適正化 独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、機構の事務・事業の特性を踏まえた調達等合理化計画を策定し、これに基づく取組を確実に実施する。また、外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を踏まえつつ、競争性のない随意契約の削減を更に徹底する等、引き続き調達等の改善に努める。また、外部審査等を活用した透明性の向上に加え、制度改善やセミナー開催等を通じて新規参入の拡大や競争性の向上に取り組む。加えて、国内拠点、海外拠点に対する遠隔研修や直接支援等を通じて事務能力を強化し、継続的に適正な調達を行う実施基盤を確保する。
主な評価指標（定量的指標及び実績は 2. 参照） - 給与水準適正化の取組状況 - 契約監視委員会等の実施状況と審査結果への対応状況

3－2．業務実績

No.10-1 経費の効率化

- 在外の事務所契約等の見直し、固定的経費の削減等の取組により、運営費交付金を充当する物件費の前年度比率1.4%の効率化を達成した（各年度）。

No.10-2 人件費管理の適正化

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
対国家公務員指数（ラスパイレス指数）（年齢・地域・学歴勘案後）	100.6 ¹³²	101.6	100.7	100.8	100.7	101.4
総人件費（給与・報酬部分）	168.3億円 ¹³³	176.2億円	179.1億円	183.8億円	174.9億円	179.2億円

(1) 人員配置の見直し

- 人員配置状況を精査し、各年度の配置計画を策定・実施した（各年度）。
- 特に、安全管理等に関する政府や社会からの要請に応え、海外拠点に安全管理担当者を配置した（2017年度）。また、「JICA開発大学院連携」及び民間連携の強化に向けて、国内拠点への重点的な人員配置を行った（2019年度）。さらに、機構理事長のイニシアティブによるウィズコロナ、ポストコロナを見据えた四つの挑戦、DX、JICAチェア・開発大学院連携、外国人材受入支援、民間連携といった重点分野への取組促進のための柔軟な人的資源配分を行った（2020年度）。新たに生じたアフガニスタン関連業務について、組織横断的に柔軟な人的資源動員を行ったほか、民間連携分野への外部知見の導入のため、新規の出向受入を1名実現した（2021年度）。
- 業務の質及び効率の向上や職員構成の最適化の観点から、特定の範囲の業務に従事する特定職制度の見直しを行った。その際、役割・責任に応じた処遇の見直しも行った（2018年度）。外部環境の急速な変化・複雑化に応じて業務が多様化するなかで、業務の質向上・効率化を図るため、2018年7月に実施した特定職の職域の拡大、特定管理職の創設、処遇の見直しについて、2019年度には拡大した職域が定着するとともに、特定管理職が配置される等、人件費予算の範囲内で着実に運用した（2019年度）。
- シニア層の活躍に向けた人事施策として、今までの業務経験をポストオフ・定年後のポストにかすことができるよう、海外拠点を含め配置の幅を拡充した（2021年度）。
- 2020年4月から施行された同一労働同一賃金関連法を踏まえた人員の処遇見直しを踏まえ、新たな制度運用を開始した（2020年度）。

(2) 給与水準の適正化と総人件費管理

- 人事院勧告を参考にしつつ、国家公務員に準じて給与水準の引き上げを実施するとともに、役職定年制度、職務限定制度、勤務地限定制度を継続適用し、給与水準の適正化を図った。また、給与水準及びその合理性・妥当性についてウェブサイトで公表した（各年度）。
- 当局に認められた定員増に伴う各年度の対応は下表10-1のとおり。承認された増員を踏まえ採用や人員配置等を行い、大きな予実乖離がない執行水準にて人件費を管理した（各年度）。

表10-1 定員増に伴う人員配置実績

年度	増員人数	増員目的
2017	27 人	安全対策強化等
2018	10 人	円借款の迅速化及び質の高いインフラ輸出の推進等

132 2015 年度実績

133 2015 年度実績

2019	10 人	金融リスク管理や質の高いインフラ輸出の推進
2020	13 人	自由で開かれたインド太平洋の実現、質の高いインフラ輸出の推進
2021	13 人	質の高いインフラ輸出の推進

- これまで一部自己負担となっていた、任国において還付されない社会保険料等の租税公課への公費負担制度を創設した（2020年度）。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- (1) に記載のとおり、機構理事長のイニシアティブによるウィズコロナ、ポストコロナを見据えた四つの挑戦やDX等の取組促進のための柔軟な人的資源配分を行った（2020年度）。

(4) 事業上の課題及び次期中期目標期間に向けた対応方針

人事制度全体の見直しも踏まえ、引き続き各種の国際社会の開発目標の達成に貢献し、政府や社会から期待される役割を果たすために、必要に応じて人員配置を見直す。また、給与水準については、国家公務員の給与水準も十分に考慮し、手当を含めた役職員給与の在り方について厳格に検証を行った上で、引き続き給与水準の適正化を図る。加えて、機構を取り巻く環境変化等を勘案し、適正な人員計画や人件費構造の在り方等についても必要な検討を進める。

No.10-3 保有資産の必要性の見直し

(1) 保有資産の必要性の見直し

- 決算公告にて毎年資産情報を公表するとともに、資産保有の必要性について見直しを行った（各年度）。
- 竹橋合同ビル内区分所有部分について、主務省他と協議の上、執務室等として有効に利活用する方針を決定した（2017年度）。竹橋合同ビル内区分所有部分の利活用目的を国内連携機能の集約・強化と整理し、利活用を開始した（2018年度）。竹橋合同ビル内区分所有部分の更なる利活用のため、国内連携機能の集約・強化という利用目的を踏まえ、青年海外協力隊事務局を麹町ビルより移転した（2019年度）。
- 本部機能を有する3施設（麹町・市ヶ谷・竹橋）の施設・部署の一体的な再配置を行い、保有資産の有効利用を進めた（2019年度）。
- 国内拠点の中期整備計画を策定し、同計画に基づき、施設整備工事を実施した。今後の施設の在り方について議論するとともに、更なる検討を進めるため追加情報を収集した（2020、2021年度）。

(2) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

特になし。

(3) 事業上の課題及び次期中期目標期間に向けた対応方針

引き続き保有資産の必要性及び効率的・効果的な活用について検討するとともに、決算公告にて資産情報の公開を行う。

No.10-4 調達合理化・適正化

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
契約監視委員会に附議した 契約件数	39件 ¹³⁴	59件	44件	42件	23件	39件

(1) 調達等合理化計画に基づく取組の実施状況

- 調達等合理化計画を毎年度策定し、同計画に基づき各種取組を実施した（各年度）。
- 契約事務の適正で確実な遂行及び精算事務を集約する体制を安定的に運用した（各年度）。消費税一部不課税化の導入及びその後のフォローを行うとともに、本制度改正等に対する相談窓口を設置した（2018年度）。「消費税一部不課税化」案件のうち、消費税増税の経過措置の対象となっている契約については、部分払、精算払時の消費税の額が必ずしも一義的に確定されないため、その取扱いを整理し、統一的な対応を確保した（2020、2021年度）。コンサルタント等契約における選定方式毎に異なる経理処理ガイドラインを統一した。コンサルタント等契約（業務実施契約）における新選定方式（Quality and Cost Based Selection：QCBS）の導入範囲拡大を検討するため、実施済み案件における傾向分析及び開発コンサルタントとの意見交換を行った（2021年度）。
- 民間連携事業に係る契約管理ガイドラインの改定（各年度）及び経費実態調査を実施した。草の根技術協力事業については、契約事務の本部移管等更なる効率化及び実施体制の改善を行った（2018年度）ことに加え、経費実態調査を実施し（2020年度）、2021年度募集案件から、新しい積算基準を適用するため、NGO協議会での説明を行い、経理ガイドライン、業務ガイドラインを改正した。また、契約約款を改正したほか、この機会に合わせて消費税の取扱いを整理した（2020、2021年度）。
- 競争性のない随意契約の適切な運用がなされるよう、調達実施方針決裁を通じた内部統制機能を引き続き働かせた。
- 競争入札及び企画競争における一者応札・応募の削減に向けた取組として、契約監視委員会の点検を継続した。また、技術評価の強化（質の向上）と価格要素バランスの確保として、QCBS方式の導入によって価格評価の比重を高めた。契約事務の簡素化と効率化として、QCBS方式による精算事務の一部簡素化を図るとともに、海外・国内拠点の支援等を目的とした体制を強化した（2019年度）。競争入札及び企画競争における一者応札・応募の削減について、2001年以降の一者応札データを集計・分析し、契約監視委員会で一者応札削減に向けた議論を実施した（2021年度）。
- コロナ禍による海外渡航制限のなかで業務の実施が可能となるよう、コロナ特別経費の設定、価格の見積が困難な案件に対する企画競争の適用等合理化の各種原則を順守しながらも、現状に即した柔軟な契約制度の運用を実施した（2020年度以降）。
- 特命随意契約の要件、契約監視委員会を活用した新方式導入、契約担当役制度の見直し等についての検討を深化させるべく、外部委託調査を活用した検討に着手した。また、この調査を通じ、調達業務のみならず、専門家等の派遣業務の在り方についても検討を深めることとしており、具体的には現行ルールが細かく複雑であるため業務量が増えがちな同業務の制度面についても考察を開始した（2021年度）。